



Title	中国民法典と家族政策に関する一考察—家族に対する公的介入の動向—
Author(s)	田, 浩呈
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91975
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

博士論文

中国民法典と家族政策に関する一考察
——家族に対する公的介入の動向——

令和4年度

田 浩 呈

大阪大学大学院国際公共政策研究科

目 次

序章 本稿の課題.....	1
1. 国家・家族・個人.....	1
2. 中国家族政策の特質.....	2
3. 問題の提起	4
第一章 民法典婚姻家庭編の制定.....	8
1. 婚姻家庭法の民法体系への回帰.....	8
(1) 公私一致の婚姻家庭法.....	8
(2) 民法体系への回帰.....	9
2. 中国民法典の編纂.....	10
(1) 民法典編纂の契機.....	10
(2) 民法典編纂の方法と原則.....	11
3. 婚姻家庭編の編纂背景.....	13
(1) 政治活動としての家風建設.....	13
(2) 婚姻家庭にかかわる指導者の発言.....	14
4. 婚姻家庭編の構成.....	15
(1) 婚姻家庭編の標題.....	15
(2) 婚姻家庭編の内容および修正.....	16
5. 小括	19
第二章 夫婦：婚姻の成立と解消.....	21
1. 家族本位の強化	21
(1) 家族保護の強調.....	21
(2) 優良家風原則の新設.....	22
(3) 親族関係の明確化.....	25
2. 制度としての婚姻.....	28
(1) 婚姻の成立と解消.....	28
(2) 婚姻制度から逸脱した事実婚.....	30
3. 離婚の自由と制限.....	33
(1) 離婚の自由.....	33

(2) 離婚冷静期の新設.....	36
4. 小括	39
第三章 出産：人口政策の変遷.....	41
1. 人口抑制政策としての計画出産.....	41
(1) 表面化してきた人口問題.....	41
(2) 計画出産政策の始動.....	43
2. 計画出産政策の緩和.....	45
(1) 高齢化問題の深刻さ	45
(2) 労働人口の減少.....	47
3. 人口政策の現在	48
4. 小括	49
第四章 親子：自然血族と法的擬制の親子.....	51
1. 親子法の位置付け.....	51
2. 自然血族の親子関係.....	53
(1) 婚生子・婚生でない子.....	53
(2) 計画出産政策下の親子関係.....	53
(3) 婚生でない子の親子関係.....	56
(4) 計画出産政策撤廃後の親子関係.....	58
3. 親子関係の存在・不存在確認の訴え.....	61
(1) 親子関係の存在・不存在確認の訴えの内容と性質	61
(2) 親子関係の存在・不存在確認の訴えに関する議論	63
4. 継親子関係の位置付け	66
(1) 擬制的な親子関係としての継親子関係.....	66
(2) 擬制的な親子関係の判断基準.....	68
(3) 継親子関係の解消.....	69
5. 養子縁組の成立と解消.....	70
(1) 養子縁組法の変遷.....	70
(2) 養子縁組の実質的要件.....	71
(3) 養子縁組の形式的要件.....	75
(4) 養子縁組の効力.....	76

(5) 養子縁組の解消.....	77
6. 継親子関係と養子縁組の違い.....	79
7. 小括	80
(1) 国家に奉仕する妊娠・出産.....	81
(2) 私的扶養の主体性.....	81
結語	83
1. 家族秩序の安定	84
2. 次世代人材の育成.....	85
3. 親族による私的扶養.....	87
主要参考文献一覧	90
付録1：婚姻法と婚姻家庭編の条文比較.....	99
付録2：中国家庭教育推進法	125

序章 本稿の課題

1. 国家・家族・個人

国家と家族との関係については、公私の対立衝突という視点から検討されることが多い¹が、家族は常に国家の指導ないし管理の下に置かれており、国家に示される方向に向かっていく。

家族というものは、その形態の如何はともかく、生存の欲求、種の存続、精神的・肉体的需要などの生物的要素に着眼するならば、社会や国家からの制約を離脱しても個人間のつながりとして自然的かつ本能的に現れてくる。同時に、家族は社会や国家を構成する最小単位であって、そのあり方は社会や国家のあり方に大いに影響を及ぼしている。したがって、国家はその運営と安定に望ましい家族のあり方を標準的な家族像として設定し、その家族像を実現するために様々な法律と政策を策定する。これに対して、家族は、家族を構成する個人の保護のためであれ、団体としての家族自体の利益のためであれ、その生物性や自然性に矛盾する法律と政策に対抗すべきであるが、公権力により暴力的に鎮圧され、社会福祉から除外されるなどの不利益を被る。その結果、家族は国家より下位の存在になり、法律と政策を遂行する担い手へと転化する。国家と家族との関係を公私の対立衝突として捉えるという視点は正確だとしても、理想とされる家族のあり方は常に国家によって規定されている面を考えると、「家族は現在でもなお、個性ある人間を作る場ではなく、国家のための多数派形成の手段となつて」おり²、家族は国家のためのものという性格をも帯びている。このような家族の性格も、「家族の社会性」として理論的に位置付けられている。

しかし、家族のあり方の実態は、家族を取り巻く社会情勢、生産的諸関係、経済構造など

¹ 丸山茂『家族のレギュレーション』（御茶の水書房、1999年）193-206頁は、国家・社会と家族の関係、言い換えると「公」と「私」の関係について、フランスの法社会学者であるジャック・コマイユ氏の議論を引用して「融合モデル」「後見モデル」「契約モデル」という三モデルを示している。「融合モデル」とは、いわゆる家父長制的家族国家観に示されるように、国家が一つの家族とイメージされ、国家と家族が一体となっていると理解されるものである。「後見モデル」とは、いわゆる「福祉国家」や社会法の登場に示されるように、家族に代わって医療・衛生・司法・教育・福祉など「社会的なもの」により社会を運営する手法である。「契約モデル」とは、個人主義を基礎に、私的自治を原則にして、家族を個人の社会的存在を実現する手段と位置付けており、その自律的規制を通して公共心を発揮するデモクラシー社会の構想である。このような三モデルは、歴史的に時代を画しながら存在してきたわけではなく、一つのモデルがある時代の支配的なイデオロギーを形成して他のモデルと接近・断絶しながら社会に堆積し存在し続けたと言われている。

² 利谷信義『家族と国家——家族を動かす法・政策・思想』（筑摩書房、1987年）iv頁（はしがき）。

の変化に伴って自発的に変容するため、家族は一定の自律性を有している。これに対して、国家は、その法律と政策の効率性・実効性を保つため、それらの変容に対応しなければならない。また、個の尊重をはじめ、ジェンダー平等、弱者保護、子どもの最善利益などの理念が世間の普遍的価値と位置付けられている今日において、個人により構成されている家族のあり方は、それらの普遍的価値を踏まえて評価される。したがって、国家は家族のあらゆる面で恣意的に法律や政策を制定しようとしても、それらの普遍的価値に従わなければ、国家の設定する家族像は挫折しかねない。そのため、国家は家族の自律性に応じつつ、普遍的価値に沿って動態的に家族に関わる法律と政策を見直している。例えば、ライフスタイルの自由と自己決定の尊重の立場から、婚姻概念の見直しや私的自治の拡大などの動きがあり、高齢者・女性・児童などの弱者を保護するために家庭内暴力や児童虐待などに対する公的介入の強化もある。これらの動きは、国家の権力に正義感覚を与えて国家の運営と安定に資するので、法律と政策に対する個人の遵守を喚起して家族を意図するところに導こうとする手段である一方で、家族のあり方についての法律と政策を制約ないし拘束すると思われる。

したがって、国家・家族・個人は有機的につながっており、相互に作用している。そこで、家庭は一人ひとりの生活を実現する私的領域であるが、そのあり方は国家の法律と政策に左右されており、国家の都合によって方向づけられている。そのため、法律と政策の緩和や強化を検討することにより、国家の望ましい家族像を描き出すことができる。他方、国家の法律や政策は社会の基本的単位としての家族に注目しつつも、家族を構成する一人ひとりを看過してはならず、「私」の視点を加えて「私」に対する公的立場を考察する必要がある。本稿は、このような立場から、中国民法典をはじめとする中国の家族政策・婚姻家庭政策³と、私的領域に対する介入の内容と度合いを検討する。

2. 中国家族政策の特質

しかし、このような国家・家族・個人の複雑な関係はあらゆる国に存在しているものの、

³ 中国語における「家族」は厳密にいうと、夫婦と親子からなる「家」と他の親族からなる「族」のことを指している。中国民法典では、「家族」のことを表すのに「婚姻家庭」という表現を用いている。すなわち、婚姻の成立と解消を「婚姻」、夫婦関係・親子関係・他の親族関係を「家庭」として表している。本稿では、「家族」と「婚姻家庭」を区別せず、夫婦や親子を含む親族の全般を指すものとして使用している。

民主主義ないし民主制の国では、ある程度可視化されていると思われる。国民に選挙されて国民を代表する立法機関は、国民の意志を反映しなければならないからである。これに対して、社会主義体制および公有財産制に基づく中国においては、党の政治的理念を国家の理念に転化し、その理念を私的領域に押し付け、公私一体・個人生活政治化の社会構造を形成している。その結果、人民全体の利益、社会公共利益が優先され、個人の公的利益に対する義務が強調されている。このような理念に基づく中国の婚姻家庭政策は、「社会主義的婚姻家庭制度を強固にし、現代化建設を促進する重要な道具」⁴と位置付けられ、長い間家族政策の公法性が強調されており⁵、強制力と政治色を帯びているという特質がある。社会情勢や公私関係の見方が大きく変動する現在でもなお、道具としての中国の婚姻家庭政策はその緩和や強化により国家のイデオロギーを個人に浸透させ、国家の政治的目標を達成させるために家族のあり方を明確に示している。したがって、中国家族のあり方を理解するには、家族政策に関する検討から着手する必要がある。

中国の家族政策は、狭義では、民法典の婚姻家庭編・相続編がその中心であり、広義では、家族のあり方・家族関係に関わるさまざまな実定法とその実現のために制定された制度や政策を含んでいる。婚姻家庭編の前身である中華人民共和国婚姻法（以下、1980年婚姻法）は、市場経済と私有財産を認めた改革開放政策を開始した翌年の1980年に制定されたものである。当時、計画経済や文化大革命などの政治運動は終結し、それまでの革命路線から近代化・市場経済化の路線へと国家の基本方針は転換された。それに伴い、国家権力への制度的制約、現代法律制度の確立、経済や大衆生活の発展は急務とされていた。婚姻法はそれに応えるため、家族の担う経済生産・労働力生産・扶養や教育などの社会的機能の強調、老人の合法的権益の保護、計画出産などを婚姻法の基本原則として明文化した。このほか、睦まじく団結した家族が社会主義建設の強固で安定した後陣になると考えられるため、家庭成員間の虐待と遺棄を禁止し、養親子関係、継親子関係、兄弟姉妹間および祖父母と孫との間

⁴ 陳明俠著（西村幸次郎・塩谷弘康訳）『中国の家族法』（敬文堂、1991年）32頁。

⁵ 楊晋玲『親属法基礎理論問題研究』（法律出版社、2017年）68頁。「人民政府および婚姻登記機関は、……現代社会科学と自然科学の公理に基づき、婚姻当事者の利益を丁寧に配慮するにとどまらず、社会と国家への損得も勘定に入れる。人民政府は、人民の婚姻問題を社会公益に関係ない私事として扱わず、社会と国家をなす男女構成員の公私利益を統一させる大事と見なしている」という。

の扶養関係なども婚姻法の調整対象とした。さらに、憲法レベルにおいても、建国後「婦女の解放」の目標と合わせて男女平等の原則の下に置かれていた「婚姻、家庭、母親と児童を保護する」という規定は、1982 年の憲法改正により独立した条文になり、それまで男女平等の付随条項であった「婚姻・家庭の保護」が憲法上の一原則として強調されるようになったと解されている⁶。

それ以降、1985 年に相続法、1986 年に民法通則、1991 年に収養法（養子縁組法）、2001 年に人口および計画出産法、2005 年に婦女權益保障法、2012 年に未成年者保護法・老人權益保護法、2015 年に反家庭内暴力法等々、家族のあり方に関連する一連の法律を整備している。加えて、政府や人民法院は政策を策定したり、法律を解釈したりする作業を重ねており、かなり完備した家族政策を築き上げている。いずれにしても、家族を社会発展の重要な手段としており、国家がその都合にとって望ましい家族のあり方をそれらの法律により構築し、当時の家族の実情や慣習の如何にかかわらず、その家族のあり方の実現を保障するものであり、国家が積極的に家族の内部まで介入している。

3. 問題の提起

古くから「家族本位」に基礎づけられた中国は、婚姻家庭政策を策定する際、経済社会の発展に伴う婚姻家庭の自律的な変化との調和、平等自由の理念とライフスタイルの多様化といった世界的流れとの衝突を避けることができない。そこで、上述した道具としての婚姻家庭政策は、家族のあり方を一定方向に指導しようとするところ、このような調和と衝突を明確に意識しなければならない。

特に、改革開放政策を実施して 40 年余りを経った現在では、経済社会で大きな発展を遂げた。中国国家統計局の公表数値によると、1980 年の名目 GDP は 4587.6 億元であったのに対して、2021 年は 114 兆 3669.7 億元に伸びて、一人当たり名目 GDP は 468 元から 80976 元に上がった。所得の増加につれてエンゲル係数が 1980 年の 59.9%から 2021 年の 29.8%へ

⁶ 高橋強『改革開放下における中国の家族政策——特に婦女の権利・利益保護を中心として』（創価大学アジア研究所、1995 年）1 頁。

低下して生活水準は高くなり続けている⁷。農林水産業の占める比率は縮小する一方、商業・金融業・サービス業などの第三次産業は拡大傾向にある。この過程において、女性労働者の社会進出は進んでおり、2020年の統計によると、女性労働者は労働者人口総数の4割以上を占めている⁸。

このような私有財産の拡大、産業構造の変革および女性の社会進出に伴い、国民の家庭生活も変貌しつつある。2020年中国の一般世帯⁹は4億9416万世帯を超えているが、単独世帯や夫婦世帯など子どもがない一世代のみの世帯は2億4462万世帯で最も多く、49.50%を占めている。また、婚姻登記をして婚姻が法的に成立した件数は、2020年には814万件となり、2013年の1346万件をピークに減少に転じて10年未満で1980年代と同じ水準に戻った。平均初婚年齢は、男は29.38歳、女性は27.95歳になり、1980年の男24.50歳・女22.74歳に比べてそれぞれ5歳以上上昇しており、晩婚の傾向が顕著である。また、出生率は年々減少している。2021年中国の粗出生率は0.752%であって建国以来の最少になったほか、人口増加数は僅か48万人であり、1960年以来はじめて百万人以下に割り込んだ¹⁰。コロナ禍の影響で婚姻や出産の計画を後らせることもありうるものの、上述した諸般の社会情勢の変化に伴い、婚姻をして家庭を形成するという個人の生存戦略は必要でなくなり、ケアの提供者や家業の跡継ぎを獲得するための出産意欲も低下し、晩婚少産化が加速している。

また、人口高齢化が進みつつあり、2021年中国の65歳以上の人口は2億0056万人であり、高齢化率は14.2%を超え、高齢社会に突入している¹¹。出稼ぎや住宅事情などの現実的事情も加わって、婚姻をしても育児支援や老親扶養のための世代間の相互関係は存在し続けている。その結果、核家族、単独世帯、直系家族（親と既婚子とその配偶者からなる家族）、

⁷ 中国国家统计局「国家数掘・年度数掘」<https://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>（2022年12月最終アクセス）

⁸ 中国国家统计局『中国婦女發展綱要（2011-2021）』終期統計監測報告（2021年12月21日付）http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/21/content_5663667.htmによれば、2020年都市部のみの女性労働者は6779.4万人であり都市部労働者人口総数の43.5%を占めている。

⁹ 一般世帯は、「家庭戸」のことであり、家族関係を基礎にして住所を同じところに行っている世帯を指している。親子関係からなる核家族はその典型例である。一般世帯の他、住所を学校、施設、軍隊など集合体にする場合には「集体戸」と呼ばれている。「集体戸」は「施設世帯」と呼ばれることもある。施設世帯は2853万1841世帯あり、一般世帯をあわせて総世帯数は5億2269万世帯である。

¹⁰ 中国国家统计局「中華人民共和國2021年国民经济和社会发展統計年報（2022年2月28日付）」http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202202/t20220227_1827960.html（2022年6月最終アクセス）。朝日新聞「中国の出生数、建国以来最少に 今年から人口減少が始まる可能性」（2022年1月17日付）<https://www.asahi.com/articles/ASQ1K5JDJQ1KULFA00G.html>（2022年12月最終アクセス）。

¹¹ 中国国家统计局・前掲注（10）「表1・2021年年末人口数及其構成」http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202202/t20220227_1827960.html（2022年12月最終アクセス）。

隔代家族（祖父母と孫からなる家族）など、多様な家族様態が現われてきた¹²。世帯構成を見ると、親と子からなる二世帯世帯（親子世帯）が1億7147世帯で37.72%を占めており、1世帯当たり人数は2.62人であり、核家族化が進んでいる。65歳以上の高齢者を抱える世帯は1億3287万世帯あり、二世帯世帯とほぼ同規模である。未成年者あるいは65歳以上の高齢者のみの世帯、高齢者と未成年者からなる世帯もあり、家庭生活の複雑さを示している。

さらに、自由主義や個人主義の広がりに伴い、ジェンダー平等、個人の尊重と家族の多様化が意識されるようになった。ところが、「家族の解体」「家族の危機」などの言論に示されるように、家庭生活の変貌を病理的・危機的に捉える傾向も見られる。グローバル化および情報化の発達に伴って国際社会との交流は深まっており、中国は不可避免的にそのような観念の衝突や政策の取捨を経験する。例えば、フェミニズムとジェンダーの視点に基づいて男女格差や家庭内暴力に注目が集まり、婦女權益保護法や反家庭内暴力法などの立法を余儀なくさせた。LGBTの尊厳と権利への関心が高まり、同性同士が婚姻をする権利はしばしば人民法院で争われたほか、婚姻法改正の呼掛けもインターネットで広がっている。経済面でめざましい発展を遂げて勃興している中国が、これらの家族が直面している変貌ないし問題と如何に向き合うのかについて、世界の視線が注がれている。

これらの国内外情勢を背景にし、中国人民共和国民法典（以下、中国民法典）は、2020年5月に公布され、2021年1月1日から施行されている。中国「民法典時代」の幕開けとして国内外から注目されている。中国民法典は、婚姻家庭関係を含む民事関係の全般を対象とする法典として、婚姻家庭政策の主軸となるに間違いない。ところが、上述のように、国家は自分にとって都合な家族のあり方を設定し、それに相応する家族政策を策定している。中国は、中国民法典をはじめとする婚姻家庭政策を通じて家族関係をどのような方向に導こ

¹² 小浜正子「現代中国の家族の変容——少子化と母系ネットワークの顕現」小浜正子編『ジェンダーの中国史』（勉誠出版株式会社、2015年）52頁では、「改革開放の中で生存戦略を図る上で家族の重要性が増大しており、父系・母系にかかわらず使える資源が活用されて」おり、家族の「双系化」が見られると分析した上で、「都市では育児支援や家の購入のための老親から成人した子世帯への支援が、農村では年金制度が不備な中で子世帯から親世帯への経済的支援が多く行われている」など、中国における世代間の相互関係を指摘している。

また、首藤明和「現代中国家族の変化と展望」中国21第40巻237-239頁（2014年）では、「家族成員の構成や扶養で、世帯をまたがる展開が存在する。そして住居や扶養の面で父系親族規範が強いものの、そうした集团的・規範的なあり方とも共存するかたちで、関係的・実践的に働く女性の社会的ネットワークが、特に妻方親族への経済的援助や情緒的援助において活性化している」と、類似した見解を述べている。

うとするのか、婚姻家庭というプライベート空間にどれほど公的介入をしているだろうか。これらの検討は、中国の婚姻家庭ないし家族の現状と展望を理解することにも寄与できると思われる。中国の家族法ないし婚姻家庭政策に対する研究は日本でも積み重ねられており、特に中国民法典の制定・施行を機に、民法典の内容と体系をめぐって議論が行われた。ただし、契約法・取引法の現代化やグローバル化に伴う物権編や契約編に関する議論が多く、婚姻家庭編・相続編については、簡単な制度紹介や条文和訳にとどまり、民法典に基づく中国の家族政策の構造と家族のあり方の変容に関する考察はあまり見られない¹³。そこで、本稿は、特に夫婦関係・親子関係に焦点を定め、民法典下における中国の婚姻家庭政策を体系的に検討し、婚姻家庭というプライベート空間に対する法的介入のあり方を分析することを目的とする。

¹³ 王晨「翻訳 中華人民共和國民法典 第五編 婚姻家庭」法学雑誌 68 卷 1 号 130-145 頁（2021 年）、棚村政行＝卞如意「中華人民共和國第五編婚姻家庭——条文試訳と解説」比較法学 54 卷 3 号 67-97 頁（2021 年）。

第一章 民法典婚姻家庭編の制定

1. 婚姻家庭法¹⁴の民法体系への回帰

(1) 公私一致の婚姻家庭法

中国の家族に関わる立法は、1980年に制定され、2001年に修正された『中華人民共和国婚姻法』および最高人民法院により2001年、2003年、2011年になされた三つの婚姻法解釈からなる婚姻法を中心としている。それに1985年の相続法、1991年の収養法(養子縁組法)を加えて、婚姻家庭法として体系化されている。これらの法律は、婚姻、親子、扶養、相続などの身分関係にかかわる事項を網羅的に規定している。

しかし、中国は建国当初においては、欧米諸国とイデオロギー的に対立していたので、私法の一般法と言われる民法をブルジョア法制度として性質付けたため、社会主義法体系の一部門とされている婚姻家庭法は、民法から区別されて独立の法部門となった。また、中国は社会主義国として制度設計をする際に、国家の諸制度が一定の経済的土台に根ざして経済構造のあり方によって決定されるというマルクス法哲学に指導されていた。そのため、社会主義公有制が確立して私的所有が存在しないと主張する中国においては、専ら個人間の身分関係を対象にする婚姻家庭法は、私人間の財産関係に着目する民法と比べてその本質を異にしていると言われている¹⁵。さらに、公有制が確立されているため、家と国が一体になり¹⁶、個人ないし家庭構成員の求める利益は国家のそれと一致する。そのため婚姻家庭の私法性を意識する余地がなく、私生活への公的介入も正当化されている¹⁷。したがって、

¹⁴ 脚注(3)においても触れているが、本稿では「家族」と「婚姻家庭」を区別せずに使用している。また、中国には『中華人民共和国婚姻法』という単行法があったが、「婚姻法」は婚姻関係のみならず、親子、親族、養子縁組など、家族内の法律関係を幅広く扱っており、学術上も通念上も、「婚姻家庭法」と呼ぶべきだとする見解は有力である。その後、民法典編纂にあたり、婚姻法と収養法は統合され「第5編婚姻家庭編」となった。

¹⁵ 楊大文編『婚姻家庭法(第6版)』(中国人民大学出版社、2015年)13-14頁。詳しく言えば、「私有財産制を基礎とした婚姻家庭関係に対し、財産関係の影響は大きい」ことを前提とし、資本主義的婚姻家庭制度は、形式的婚姻自由と建前の男女平等により、事実上の不平等を隠すのみならず、有産者の財産権に特権をもたらしている、という。一方、社会主義的婚姻家庭制度は、公有制を基礎とした本質的平等に立脚するものであって、現段階で旧思想、旧制度の残余が未だ完全に除去されていないものの、資本主義的婚姻家庭制度と性質を異にする、と述べている。

¹⁶ 巫昌楨・劉夢丹編『血案疑案の背後』(北京出版社、1989年)70頁。「公有制を基礎とした社会主義国家において、家庭の性質には根本的变化が起こった。家族は家長制のものではなく、商品化もされていない。代わりに、家庭は平等互助、尊老愛幼に基づく新型の関係になった。このような家庭関係は社会主義制度の優越性を体現し、二つの長所がある。一、家庭と国家の関係から考えると、家庭の利益と国家の利益と一致していること。二、家庭構成員の関係から考えると、彼らの地位は平等であること」という。

¹⁷ 楊晋玲・前掲注(5)68頁では、「人民政府および婚姻登記機関は、……現代社会科学と自然科学の公理に基づき、婚姻当事者の利益を丁寧に配慮するにとどまらず、社会と国家への損得も勘定に入れる。人民政府は、人民の婚姻問題を社会公益に関係のない私事として扱わず、社会と国家をなす男女構成員の公私利益を統一させる大事と見なしている」と述べている。

新中国の建国から 1980 年代末の改革開放政策までの中国婚姻家庭法は、社会主義法制度の先進性を表すものとして位置付けられ¹⁸、民法から切り離され独立した法部門になった。このようなイデオロギーに基づいた公私一致の制度設計により、婚姻家庭法の私法性が見えなくなり、婚姻家庭は私事ではなく公的関心事になった。

このような制度設定は、中国の建国後の特定の歴史背景、社会背景の下に生み出されたものであって、一定の歴史的限界性があり、時代発展の中で見直していく必要がある¹⁹。とりわけ、改革開放政策が施行されてから、上述した財産制度の変革、私有財産の拡大、個人主義の台頭、民法理論の発展、私権意識の広がりなどの社会情勢の変化に伴い、私人間の権利義務関係を明確にして人々の財産関係と身分関係の全般を規律するという民法の私法的な性格が認識されつつある。婚姻家庭法をはじめとする家族政策もこのような変化に応じて見直された。民法においては、権利義務関係の発生や私権の保護を中心とする権利本位が重視されているが、婚姻家庭法は身分関係を主な規制対象とする側面が強いものの、私人間の身分関係に基づいて発生する財産上の権利義務関係をも調整しなければならないと主張されるようになった。このように考えると、婚姻家庭法は本質的に民法とその性質を共通にしておき、民法の体系に組み入れられるべきである²⁰。その結果、「民法は民事生活関係を規律する。あるいは、民法が民事生活関係を規律する基本法と言うこともできる。また、いわゆる民事生活とは、財産生活と家庭生活という二つの領域に分けられる。つまり、財産関係と家庭関係とのことである」²¹と解されるようになり、婚姻家庭法は民法の体系に内包されて民法の構成部分とすべきだとの見解に至った。婚姻家庭法の民法体系への回帰はイデオロギー的に正当化されている。

（２）民法体系への回帰

このような婚姻家庭法の民法体系への回帰は、一連の立法の動きにより実現されつつある。民法総則の役割を果たした『中華人民共和國民法通則』は 1986 年に制定、2009 年に改

¹⁸ 張偉編『家事法学』（法律出版社、2016 年）18-19 頁〔張偉〕。

¹⁹ 楊大文・前掲注（15）46-47 頁〔曹詩權〕。

²⁰ 夏吟蘭＝薛寧蘭編『民法典之婚姻家庭編立法研究』（北京大学出版社、2016 年）7 頁〔夏吟蘭〕。

²¹ 梁慧星『為中國民法典而鬭爭』（法律出版社、2002 年）28 頁。

正された。その第2条では、「中華人民共和国民法は、平等な主体である公民の間、法人の間、公民と法人の間の財産関係と身分関係を調整する」というように、民法の調整範囲を「財産関係と身分関係」と明確化している。建国後の立法方針は一変し、民法の総則的問題は解決された。そのほか、第104条は「公民は婚姻自主権を持つ。売買婚、請負婚、その他婚姻の自由を干渉する行為を禁止する」と規定しており、婚姻自主権を一つの民事権利として強調していた。これらの方針の変更は中国民法典に踏襲されている。新たに制定された中国民法典の第2条は「民法は、平等な主体である自然人、法人、非法人組織間の人身関係と財産関係を調整する」と規定し、民法の法典化に伴って婚姻家庭法は民法典に置かれ、第5編の「婚姻家庭編」として編纂されている。

しかし、婚姻家庭法は民法の構成部分としてその私法性が認識されているので、婚姻家庭内の問題については、虐待や暴力などの極端な事件を除き、法が関与せずに家庭構成員の私的自治に委ねるべきであるという考え方が一般的であった。ところが、家庭は市民社会および国の基盤であるため、秩序維持や権利保護の観点から、家庭内の問題を完全に私的自治に委ねることはできず、国の制度として一定の公的介入は許されている。また、婚姻家庭関係は取引関係と異なり、国民の婚姻観および家庭観の形成は、その法域の生活様式や伝統慣行に強く影響されているため、倫理性・人格性を有している。それゆえ、現代民法の精神および原則に則りながら、その社会全体に共通する利益、いわゆる公序に合致するものを法制度として決定しなければならない²²。したがって、婚姻家庭関係というプライベートな空間においても、国は一定限度で公的介入を行うことができる。さらに、次節で明らかにするように、中国民法典の編纂や婚姻家庭編の制定にあたり、政府や指導者の理念ないし思想を必要な立法原則として位置付け、婚姻家庭のあり方を民法典を通じて示し、家族への公的介入を積極的に行っている。

2. 中国民法典の編纂

(1) 民法典編纂の契機

²² 楊晋玲・前掲注(5) 21頁。

中国民法典は、2020年5月に公布され、2021年1月1日から施行されている。今度の民法典編纂の契機とされるのは、2014年10月中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の開催である。当会議で『中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定』が採択され、「市場法律制度の建設を強化し、民法典を編纂する」ことが重要な政治的目標として明確に提起された。

そして2015年3月から、全国人民代表大会（以下、全人代）常務委員会の下に置かれる法制工作委員会の主導により、最高人民法院、最高人民検察院、司法部、中国社会科学院、中国法学会の五部門が民法典編纂ワーキングチームを発足させ、民法典編纂活動を正式に始動した。実際、中国における民法典編纂活動は今まで4回にわたって行われたが、いずれも当時の政策方針、政治運動や社会状況で成功しなかった²³。今回の民法典編纂について、法制工作委员会主任李適時氏は、「わが国は現に、民法通則、繼承法、収養法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法などの民事単行法を制定し、婚姻法も改正した。これらの法律は経済社会の発展に大きな役割を果たしている。また、国民も民法典の施行を待望している。したがって民法典を制定する主観的・客観的な条件は具備している」と説明している²⁴。民法典を制定する機が熟したように解されるが、政府または党の決定は民法典編纂作業をスタートさせる直接原因であると言える。

（2）民法典編纂の方法と原則

中国民法典の編纂は、まず1986年に制定、2009年に改正した民法通則に基づいて民法総則を制定し、続いて物権法、契約法、婚姻法などの民事単行法を整理・改正して民法典の各分則にするという二段階の編纂方法を採用しており、パンデクテン方式の民法典として制定された。このような編纂方法に基づき、民法総則は2017年3月に開催された第12期全国人民代表大会第5回会議において採択され、同年10月1日に先立って施行された。民法

²³ 中国民法典の編纂史と今度の編纂経緯については、鈴木賢「中国民法史から見た民法総則の位置づけについて」法律時報 89 巻 5 号 95-99 頁（2017 年）、李昊＝李憲訳「中国民法典の編纂と論争」総合政策論叢 38 号 93-112 頁（2019 年）、石佳友＝叶周侠訳＝中田邦博監訳「中国における民法改正―法典としての『民法』の成立とその課題―」同志社法学 413 号 85-125 頁（2020 年）などで、詳しく紹介されている。

²⁴ 中国人大網・全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会主任李適時氏の記者会見「讓民法典成為民族精神・時代精神的立法表達」（2016 年 8 月 3 日付）http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zgrdzz/2016-08/03/content_1994729.htm（2022 年 12 月最終アクセス）。

典編纂の「第一段階」はこれをもって完了した。民法総則に確立された基本原則と基本概念に照らし合わせて、婚姻法を含む各民事単行法に対する法典化・体系化が始動した。審議と改正を重ね、かつインターネットを通してリパブリックコメントを聴取しており、総則と各分則を統合した民法典は、2020年5月に開催された第13期全人代第3回会議において可決され、民法典の編纂作業がようやく完遂された。

法制工作委员会は民法典編纂の指導思想と基本原則を明確に指示した。2016年6月、民法総則（草案）を説明する際、全人大常務委員会の李建国副委員長は、「民法典を編纂する指導思想は、中国の特色のある社会主義を堅持し、党の第18期代表大会などの会議精神を全面貫徹し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』重要思想、科学的發展觀に仰ぎ、習近平總書記の重要な系列發言の精神を深く掘り下げ、新たな發展理念と党の民のための政治という本旨を體現し、中国の特色と時代的精神のある民法典を制定する」こととしている。このほか、（一）正確な政治方向を堅持すること、（二）法の社会發展に対する指導と促進作用を發揮すること、（三）社会主義核心的價值觀²⁵を體現することを民法典編纂の基本原則として強調している²⁶。

中国民法典の構成は、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「契約」、第4編「人格権」、第5編「婚姻家庭」、第6編「相続」、第7編「権利侵害責任」の7つの編により構成されており、合計で1260条からなる。婚姻家庭編は、従前の婚姻法と収養法を統合したものであり、民法典の第五編として組み入れられ、全5章、計78か条で構成されている。具体的な章立ては、第1章「一般規定」、第2章「婚姻」、第3章「家庭関係」、第4章「離婚」、第5章「収養（養子縁組）」となっている。構成上、従前の単行法であった収養法（養子縁組法）を第5章「収養」に組み入れたほか、第1章から第4章までの構成と内容は、2001年に施行された婚姻法をベースに若干修正を加えたものである。

2017年3月に民法総則を可決してから、2020年5月までに、物権編、契約編、人格権編、

²⁵ いわゆる「社会主義核心的價值觀」とは、「富強、民主、文明、和諧、自由、平等、公正、法治、愛国、敬業、誠信、友善」という24字で定義されており、国・政府・個人の共通する價值觀として、2012年11月に開催された中国共産党第18回全人代において提起されているものである。

²⁶ 中国人大網「李建国關於『中華人民共和國民法總則（草案）』的說明」（2017年3月9日付）http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm（2022年12月最終アクセス）。

婚姻家庭編、相続編、権利侵害責任編の7編は公布されている。わずか5年間で民法典の編纂作業は完了した。したがって、民法典の編纂というものの、法律の用語や条文の位置を法典化のために技術的に調整して、現行の各単行法を便宜的に整合させものに過ぎないという側面が強い。さらに、上記の中国民法典編纂作業の契機をはじめ、編纂時の指導思想や基本原則などからもわかるように、中国民法典の編纂は党または政府の政治理念、統治目標、および指導者のガバナンスに強く影響されており、政治的動機を帯びていると推測されている。民法典には新たに規定されたものもあるが、それには必ず政治的意義が与えられている。したがって、中国民法典の制定は、民法の基本原則を中国の実情に合わせてローカル化して中国的特色があると評価できる一方、国の統治方法の一環として捉えなければならないものでもある²⁷。このような編纂方法と指導思想に基づいてなされた中国民法典または婚姻家庭編には、以前の婚姻家庭法と比べて根本的な変化が見られないばかりでなく、若干の修正も国家の政治的目標に合わせてなされたものであり、一定の公法性を有している。

3. 婚姻家庭編の編纂背景

(1) 政治活動としての家風建設

中国では、1980年代末から改革開放政策が開始され、経済社会が大きな発展を遂げたのに伴い、裕福な国民のライフスタイルが変化している²⁸。また、国際社会との交流を深めており、自由主義や個人主義の意識が広がり、人々の価値観や家族観も多様化している。さらに、少子高齢化社会²⁹、競争化社会³⁰などに潜在している社会問題も深刻になり、国民の生

²⁷ 例えば、民法典編纂作業に携わった中国社会科学院法学所研究員である孫憲忠氏は、「民法典を研究、実施するためには、民法典が国家統治の役割を如何に果たすのか、国家統治のために遵守する基本要素を如何に確立するのか、現行法の不備を如何に補完するのかなどの視点から検討しなければならない」と主張している。孫憲忠「中国民法典国家治理職能之思考」中国法律評論 36号 45-66頁（2020年）。

²⁸ 中国国家統計局が2021年2月28日に公表した公式為替レートをもとに計算した2020年の名目GDPは、14兆7300億ドル（約1550兆円）となり、米GDPの7割を超えた。1人当たりGDP（名目）は前年比2%増の7万2,447元（約115万9,200円）となったことがわかった。日本貿易振興機構（JETRO）「2020年の1人当たりGDPは2019年に引き続き1万ドル超に（中国）」（2021年3月11日付）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/ff0dc4a4b22ac6.html>（2022年12月最終アクセス）。

²⁹ 中国国家統計局が2021年5月11日に公表した2020年度の国勢調査の結果によると、65歳以上の人口は1億9063万人であり、総人口の13.5%を占めている。一方、2020年の出生数が1200万人であり、2019年に比べ2割近く減り、1949年の中国建国以来の最大の落ち込み幅になる。日本経済新聞「中国の出生数2割減 20年、高齢化が加速」（2021年5月11日）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM291EA0Z20C21A4000000/>（2022年12月最終アクセス）。

³⁰ 例えば、近年中国の若者層に流行している言葉である「996（朝9時から夜9時まで週6日出勤する勤務体制）」、「内卷（学校、職場、社会生活などで、非理性的な競争が繰り返され、競争が激しくなる現象）」等は、競争化社会の激しさを語っている。

活様式に客観的に大きな影響を与えている。婚姻家庭関係を規律する諸単行法を婚姻家庭編として民法典に組み入れる際、これらの変化への対応に迫られていたが、民法典の編纂は政府や指導者の理念やイデオロギーに指導されているため、婚姻家庭編の編纂は必然的に政府や指導者の意見を反映する。

実際、中国民法典を編纂する際、婚姻家庭関係について、政府や指導者はいくつかの指示を明確に出している。2019年10月27日、中国共産党中央委員会および中国国務院は、「新時代公民道德建設実施綱要」を公布した。本綱要は「中国の特色のある社会主義を建設するための基礎的、戦略的なプロジェクト」と位置付けられ、各級の地方政府と党組織の綱要の内容を宣伝・徹底するための施策が求められている。本綱要は、中国の伝統的な文化や美德を発揚することが中国社会建設の戦略的任務と必然的要件になると強調しつつ、「家庭は社会の細胞であり、個人の道德を養成する原点である」とした上で、「党と国を愛し、互いに親しみ合い、進歩と善行を重ね、建設と享受を共にする」という良好な家風を構築することを強調している³¹。すなわち、本綱要では、家庭を個人の道德教育の土台として捉えており、中国の特色のある社会主義を建設するための道德的な個人の養成を家庭の社会的役割ないし機能としている。その手段として「家風の構築」を掲げているにとどまらず、いわゆる「家風」の基準も明確化されている。

（２）婚姻家庭にかかわる指導者の発言

党と国家の最高指導者である習近平国家主席も、婚姻家庭関係の構築について発言している。2015年、習氏は新年祝辞で、家庭を「社会の基本単位であり、人生のはじめての学校である」とし、家庭建設、家風養成を重視しなければならない、家庭を「国家発展、民族進歩、社会和諧の重要な原点」にすべきであると述べた³²。2016年、習氏は第一期全国文明家庭の代表と会見する際に、「中国には家庭関係を重視する伝統があり、『天下の本は家にあり』の

³¹ 中国政府網「中共中央、国務院印發『新時代公民道德建設實施綱要』」（2019年10月27日付）http://www.gov.cn/zhengce/2019-10/27/content_5445556.htm（2022年12月最終アクセス）。いわゆる「良好な家族風」について、「愛国愛家、相親相愛、向上向善、共建共享」という基準を提示している。

³² 新華網「習近平在2015年新年團拜會上的講話」（2015年2月17日付）http://www.xinhuanet.com/politics/2015-02/17/c_1114401712.htm（2022年12月最終アクセス）。

ごとくである」とし、いかなる時代であっても、家庭のもつ生活支援、社会機能、文明養成の役割を代替するものはなく、家風や家教を重視すべきであると強調している³³。2018 年、習氏は全国婦女連合会の指導者グループとの会見において、女性のあらゆる分野での重要性を強調しつつ、「家庭、家教、家風を重視しなければならない。婚姻家庭分野に現れている新たな状況や問題を研究し、長期的な任務として家庭にかかわる活動の推進に力を入れるべきである。良好な家風によって良好な社会的気風を作り出す」と述べている³⁴。

さらに、最高指導者の行った指示として、習氏のこれらの一連の論点は『習近平関与注重家庭家教家風建設論述摘編』という一冊の発言集にまとめられて出版された。言うまでもないが、これらの発言は中国の婚姻家庭関係に対する立法や政策の基本的方向を示しており、婚姻家庭編の制定に大きな影響を与えている。

したがって、これらの背景のもとに成立した婚姻家庭編は、「国家発展、民主進歩、社会和谐」などの政治的目標をサポートするため、政府の政策または指導者の指示に示される家庭、家教、家風のあり方により制定されなければならない。言い換えれば、政府または指導者は、中国のあるべき婚姻家庭のあり方を、婚姻家庭編を通じて定型化している。さらに、政府または指導者の示した目標を達成するために、公権力は婚姻家庭編を通じて必然的に人々の婚姻家庭に介入し、婚姻家庭のあり方に影響を与えている。

4. 婚姻家庭編の構成

(1) 婚姻家庭編の標題

婚姻家庭法体系ないし家族法体系は、従前の婚姻法および婚姻法解釈を主体とし、相続法や収養法などの単行法を加えて体系化されている。「婚姻家庭」という標題については、民法典制定前から婚姻家庭法体系の捉え方に関連して議論されてきた。婚姻法という法律であるが、実際、婚姻の成立と解消にかかわる規定のみならず、親子、養子縁組、親族、後見、

³³ 新華網「習近平在会見第一届全国文明家庭代表時的講話」（2016 年 12 月 12 日付）http://www.xinhuanet.com/politics/2016-12/15/c_1120127183.htm（2022 年 12 月最終アクセス）。

³⁴ 中国政府網「習近平同全国婦連第一屆領導班子成員集体談話並發表重要講話」（2018 年 11 月 2 日付）http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/02/content_5336958.htm、（2022 年 12 月最終アクセス）。

家庭内暴力や虐待の被害者への救済など「婚姻」を超える範囲にまで及んでいる³⁵。加えて、収養法が1991年から施行され、婚姻法とともに養親子関係についての規定を設けていたが、婚姻法から独立する単行法であったため、体系的・論理的に不都合であると指摘されていた³⁶。講学上も、婚姻法および収養法、相続法は、「婚姻家庭および相続法学」と総称されており、一つの分野として扱われている。

このような婚姻家庭関係にかかわる諸法の捉え方は、「中国の伝統的な婚姻家庭立法は、家庭関係より、婚姻関係を重視する立場を推察することができる」と分析されているが³⁷、民法典における婚姻家庭分野の分則の標題を「親族法」³⁸や「家事法」³⁹にすべきだという主張も見られた。しかしながら、長年間に使われている「婚姻家庭法」という概念は、民衆により容易に受け入れられるため、立法技術の便宜上、婚姻家庭領域における身分関係、財産関係を規制する制度として「婚姻家庭編」に統合するという意見が一般的になった⁴⁰。

（２）婚姻家庭編の内容および修正

（２）では、婚姻家庭編の各章の内容を簡単に紹介するとともに、若干の改正についても触れる。本稿の狙いに関わる重要な改正は後で詳しく検討する。

まず、章の内容につき、第1章「一般規定」の冒頭で「本編は、婚姻家庭により生じた民事関係を調整する（第1040条）」と規定し、婚姻家庭編の調整対象を明らかにしている。従来の婚姻法の基本原則を踏襲して婚姻自由・一夫一妻・男女平等の貫徹、婦女・未成年者・老年者・障害者の権益保護という基本原則を規定するほか、国家政策の変化に従って「婚姻家庭は、国家による保護を受ける」という宣言を追加し、計画出産に関する規定を削除した（第1041条）。また、婚姻家庭の理想像を、優良家風、家庭美德、家庭文明建設などの倫理的規定を通して明文化している（第1043条第1項）。親族、近親族、家庭構成員の範囲も、はじめて立法によって明確に定義された（第1045条）。

³⁵ 楊立新「全善我国親属法律制度的六個基本問題」浙江工商大学学报93号14-18頁（2008年）。

³⁶ 夏吟蘭「婚姻家庭編的創新和發展」中国法学2020年4号66-87頁（2020年）。

³⁷ 夏吟蘭「民法分則婚姻家庭編立法研究」中国法学2017年3号71-86頁（2017年）。

³⁸ 楊晋玲・前掲注（5）4-5頁（まえがき）。

³⁹ 楊立新教授は、「家庭領域における親族間の身分関係および親族間の生前生後の財産関係を規律する民法規範」を「家事法」と定義している（楊立新『家事法』（法律出版社、2013年）1-3頁）。

⁴⁰ 夏吟蘭・前掲注（37）。

第2章「結婚」は、婚姻の成立要件、婚姻の無効と取消しについて規定している。婚姻成立の実質的要件と形式的要件は、基本的に婚姻法の規定をそのまま組み入れた。ただし、「医学上婚姻すべきでないと認められる疾病」に対する扱い方について、大きな変化が見られる。1979年から始まった人口抑制方策としての計画出産政策は、一組の夫婦に一人だけの子どもが認められており、そのため、健康で健全な子どもが生まれることが望まれていた。そこで、「優生優育」が計画出産政策の支柱にされるとともに、婚姻する前に健康で健全な子どもを産めない疾病があるか否かを医学的に検査することが次第に義務化された。医学上婚姻すべきでないと認められる疾病は、そのような婚前医学検査の項目となっており、「母嬰保健法」第8条を準用して「重篤な遺伝性疾患、指定伝染病、一部の精神病」がそれに当たると解されている⁴¹。婚姻法によれば、これらの疾患を患った者は、婚姻禁止事由に該当して婚姻をすることができなかったが、民法典第1048条は婚姻禁止事由から疾患条項を削除した。また、第1053条では、「重篤な疾患を患っている者は、婚姻登記の前に他方に対して誠実に告知しなければならない。告知しない場合、他方は人民法院に婚姻の取消しを請求することができる」と規定しており、重篤な疾患の患者には、疾患の事実を相手方に隠蔽しないよう告知義務を課している。それにもかかわらず、重篤な疾患の患者の婚姻する権利が保障されており、自由に婚姻できるようになった。同時に、相手方の事実を知る権利にも配慮されており、疾患の事実を告知されたという前提の下でなお婚姻を決意する場合には、自由意思で婚姻することができる。このような「医学上婚姻すべきでないと認められる疾患」についての改正は、婚姻自由の原則を貫徹し、事実を知ったうえでの婚姻意思を尊重するものであり、肯定的に評価できると思われる。

第3章の標題は、「家庭関係」であり、夫婦関係、親子関係およびその他の近親族関係について規定している。夫婦関係は、主に婚姻の法的効果に関する規定であり、夫婦の氏名権

⁴¹ 「母嬰保健法」第8条「婚前医学検査」は、「婚前医学検査は以下の疾患に対する検査を指す。(一) 重篤な遺伝性疾患、(二) 指定伝染病、(三) 一部の精神病。医療保健機構は、婚前医学検査を受けた者に医学検査証明を交付しなければならない」と定めており、第12条「医学検査証明と婚姻登記」では、「婚姻登記をしようとする男女双方は、医学検査証明または医学鑑定証明を提出しなければならない」と規定している。したがって、本法によると、婚姻をしようとする当事者は、婚前医学検査を受けて医学検査証明を提出する義務を負っていた。しかし、このような医学検査受診義務が当事者の婚姻権、さらに自由と人格を侵害するなどの批判がなされ、2003年公布・施行された「婚姻登記条例」では、婚前医学検査の受診義務・医学検査証明の提出義務は削除された。それにもかかわらず、「医学上婚姻すべきでないと認められる疾患」を患っていることが明らかな場合、婚姻法に定められている「婚姻禁止の要件」に当たるため、婚姻登記をすることができなかった。

(第 1056 条)、人身自由権 (第 1057 条)、子どもの扶養・教育・保護に関する共同権利義務 (第 1058 条) などの人身的効力、および夫婦の共同財産 (第 1062 条)、特有財産 (第 1063 条)、夫婦財産契約 (第 1065 条) などの財産的効力について定めている。親子関係およびその他の近親族関係については基本的に婚姻法を踏襲しているが、親子間の扶養関係を総則第 27 条、子どもの氏を第 4 編「人格権編」の第 1015 条に体系的に整理している。第 3 章「家庭関係」について一言に値する改正は、夫婦共同債務の明確化である。従前の婚姻法は、夫婦共同債務の範囲について直接的に規定しておらず、婚姻法第 41 条は「離婚時、夫婦の共同生活によって生じた債務は、共同で弁済しなければならない」と規定し、離婚時の財産分与と関連して間接的に夫婦の共同債務に触れていた。2003 年に公布された婚姻法解釈 (二) 第 24 条では、「債権者は、夫婦の一方が婚姻関係存続期間中に個人名義で生じた債務について債権を請求する場合、夫婦共同債務と見なして処理すべきである」と定めている。この 2 か条を合わせてみると、技術的に夫婦共同債務の認定に一定の基準を与えているにもかかわらず、夫婦共同債務の範囲の認定基準は必ずしも明確にされていない。そこで民法典第 1064 条は、「夫婦双方が共同署名をし、または夫婦の一方が事後追認をするなど共同の意思表示によって負担した債務、および夫婦の一方が婚姻関係存続期間中に個人名義で家庭日常生活の需要のために負担した債務は、夫婦共同債務に属する」と定め、夫婦共同債務の範囲を明文化している。つまり、夫婦双方が共同で意思表示をした上で生じた債務は、その使用道に関係なく夫婦共同債務になり、夫婦の一方が共同生活のために負った債務も夫婦共同債務になる。

第 4 章は、婚姻の解消についてのものであり、協議離婚、裁判離婚の手続とその要件、離婚後の親子関係について規定している。第 1077 条では、「婚姻登記機関が離婚登記の申請を受け取った日から 30 日以内に、いずれか一方が離婚を望まないときは、婚姻登記機関に離婚申請を撤回することができる」と定め、いわゆる「離婚冷静期」を新たに設けている。このほかに、細かい改正も見られる。第 1084 条第 2 項では、「離婚後、2 歳未満の幼児は原則的に母側によって直接扶養される」としており、母側扶養の年齢制限は婚姻法の「授乳期」という曖昧な表現を「2 歳未満」と明確化した。また、離婚後にどちらの親が子どもを直接

扶養するかを決めるときは、「未成年の子供の最善利益」に基づいて判断しなければならないと明言し、「8歳に達した子どもの真実の意思を尊重すべきである」とも規定されている（1084条）。子どもの意思聴取の年齢について、最高人民法院が1993年に出した意見では、10歳以上の子どもの意見を尊重すべきだと定めていたが、現代の子どもの心身発達の状況に応じて8歳にまで引き下げられた。

第5章は、養子縁組制度について規定している。これまで中国における養子縁組については、1991年に制定、1998年に改正された『中華人民共和國収養法』によって規律されていた。民法典婚姻家庭編第5章は、基本的に収養法の内容を踏襲しており、養子縁組の成立、効力および解消を順に規定している。そこでは、いくつかの技術的な改正が見られるが、第四章4「養子縁組の成立と解消」において詳しく検討する。

また、婚姻法の解釈・適用について実務上の指針を示すために、最高人民法院は2001年、2003年、2011年に三つの司法解釈、いわゆる婚姻法解釈を公布した。これらの司法解釈は広義の法令として位置付けられ、すべての下級人民法院の司法活動に対して法的拘束力を有する。民法典の可決に伴い、最高人民法院は2020年12月25日に『最高人民法院関与「中華人民共和國民法典」婚姻家庭編的解釋（一）』（以下、婚姻家庭編解釋（一））を公布し、民法典とともに2021年1月1日から施行された。婚姻家庭編解釋（一）は計6章91条からなり、三回にわたって公布された婚姻法解釈の内容や体系を整理したものである。しかし、民法典に組み入れられた条文もある⁴²。民法典および婚姻家庭編解釋（一）の施行に伴い、婚姻法、収養法などの単行法と三つの婚姻法解釈はその効力を失った。

5. 小括

本章は、議論の前提として中国民法典および婚姻家庭編について紹介した。

婚姻法と収養法（養子縁組法）は婚姻家庭編として民法典に編入されているが、婚姻法

⁴² 例えば、婚姻法解釋（三）第4条は、婚姻関係存続期間中に夫妻の共同財産を分割することができる事由について規定している。すなわち、「第4条 婚姻関係存続期間中に、夫妻の一方は共同財産の分割を請求する場合には、人民法院は支持しない。ただし、次に掲げる事由がある場合は、この限りでない。（一）一方が夫妻共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費し、または夫妻共同債務を偽造する等、夫妻共同財産の利益を甚だしく損害する行為があった場合；（二）一方の法定扶養義務を負う者が重篤な疾病を患って治療が必要ときに、他方が治療費用の支払に同意しない場合」である。この夫妻共同財産の分割事由は、民法典第1066条に組み入れられた。

の性質については、中国民法学界で議論されてきた。その議論を史的に考察すると、いずれも当時の政治的イデオロギー、経済発達の水準、民法理論の発展に深く関係している。改革開放政策を実施した 1980 年代末からは、財産制度の変革、私有財産の拡大、個人主義の台頭、私権意識の広がりなどの社会情勢の変化が遂げられた結果、婚姻家庭法の民法的な性格が認識されつつある。

民法典の編纂は、政府・指導者の指示を反映するところ、個々人の身分関係及びそれに基づく財産関係を規律の対象とする婚姻家庭編は、家庭秩序および社会秩序の安定・道徳統治の推進の担い手となる。婚姻家庭編は旧婚姻法を踏襲するものであるが、その編纂と改正は政府や指導者の指示に従って行われており、公権力はそれを通じて人々の婚姻家庭に介入して婚姻家庭のあり方に影響を及ぼしている。次章以降では夫婦・出産・親子について中国民法典における家族政策を考察するが、その際、婚姻家庭編の「担い手」としての性格を看過してはならない。

第二章 夫婦：婚姻の成立と解消

1. 家族本位の強化

(1) 家族保護の強調

中国法は多くの原則的・概括的な規定を設けているという特徴がある。とりわけ婚姻法や婚姻家庭編という道徳と倫理に密接な関係にある法分野において、いわゆる「原則規定」は看過できない存在になる。婚姻家庭編の基本原則を規定している民法典第 1041 条は、従来の婚姻法を踏襲した婚姻自由、一夫一妻、男女平等、婦女・未成年者・高齢者および障害者の合法的權益保護という原則の前に、「婚姻家庭は国家による保護を受ける」との条文を新たに追加した。このような原則規定は、具体的な婚姻制度を解釈・適用ときに方向づけの機能を果たすほか、家族政策全体の性格を決めることもできる。

中国憲法はすでに「婚姻、家庭、母親と児童を保護する」（憲法 49 条 1 項）という原則を宣言しているため、一般的にこの憲法の関連規定と民法総則に示された基本原則に基づいて、家族が国家による保護の下にあると解釈できないわけではない。それにもかかわらず、中国民法典が新たに家族保護原則を導入し、かつ自由、平等、弱者保護の諸原則に先立って家族政策の第一原則に位置付けたことは、非常に興味深い。また、民法典がこの家族保護原則を通して婚姻家庭の「何」を保護するのかと問えば、やはりその安定や維持にほかならない。したがって、憲法の原則が婚姻家庭編において具体化されたものと解釈されている⁴³が、家族保護原則の強調は、婚姻家庭という私的関係に対しても、脱婚姻・脱家族の行為が国家に好まれないという公的立場を示し、国家が「保護」の名目で婚姻家庭に介入する法的根拠を与えるものと言えよう。

このような家族保護を強化するイデオロギーからは、婚姻家庭をなす人々の個人としての意思よりも婚姻家族の保全を優先し、個人の存在を家族秩序ないし公的秩序に埋没させる家族優先の価値取捨を導き出すことができる。したがって、中国は婚姻家庭編をはじめとする家族政策を構築する際、家族領域において徐々に有力化しつつある個人化の傾向を厳

⁴³ 黄薇編『中華人民共和國民法典義（下）』（法律出版社、2020 年）1940 頁。

重に警戒し、そこからは家族の一団体としての公序性を強調しようという政治的立場が窺える。また、家族秩序の安定は社会秩序の安定とつながっており、家族単位という中国社会の性格を再確認することもできる。

（２）優良家風原則の新設

家族保護・家族優先の原則と相まって、婚姻家庭の安定と維持をよりよく達成するため、民法典は「優良家風原則」を新設し、理想とする家族関係のあり方を明確に示している。すなわち、「家庭は、優良の家風を樹立し、家庭美德を発揚し、家庭文明の建設を重視しなければならない。夫妻は、相互に忠実であり、尊重し合い、配慮しなければならない。家庭構成員は、敬老愛幼をし、相互に助け合い、平等で仲睦まじく文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない」という（第 1043 条）。総則たる「一般規定」に置かれているため、この優良家風原則は、婚姻家庭分野の一般原則として位置付けられており、言い換えれば、婚姻家庭の理想像をこれにより定式化している。一般原則である以上、婚姻家庭編の諸規定および法により準用される他編の規定に対する解釈と適用は、この優良家風原則に則って行われなければならない、具体的な規定がない場合には優良家風原則を直接的に適用することも許されると言われている⁴⁴。この意味において、裁判規範としての機能も期待されている。

しかし、「優良家風、家庭美德、家庭文明建設」の内容は抽象的で難解である。元々、抽象的な政治的スローガンや訓示的言語を法律に組み入れるのは、中国法の一特色である。例えば、中国民法典は総則において、「……中国の特色のある社会主義の発展の需要への適応、社会主義の核心価値観の発揚のために、憲法に基づいて本法を制定する（第 1 条）」という中国式の民法原則を設けている。政治色が強く反映されているが、裁判規範性としての実効性は有していない。第 132 条は、民事権利の行使について、「民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益または他人の合法的權益を害してはならない」と強調している。権利濫用の禁止という法理に基づくものであるが、「平等な主体である自然人、法人および非法人組織間の人身関係と財産関係を調整する（第 2 条）」ことを主たる内容とする民法典

⁴⁴ 石雷「優良家風入法：性質、意涵和適用」西南政法大学学報 23 卷 2 号 51-61 頁（2021 年）。

の中に、国家利益または社会公共利益という超民法的な調整対象まで規定することは、行為規範としての教育的意味が大きいと思われる。

したがって、抽象的に見えるこの優良家風原則は、実際は「社会主義核心価値観」から生まれてきたものである⁴⁵。「社会主義核心価値観」は、指導政党が徳治思想の下に掲げた国家の建設理念と個人の道德規範であり、具体的に言うと、国家の建設目標としての「富强、民主、文明、和諧」、社会の構築理念としての「自由、平等、公正、法治」、国民の道德規範としての「爱国、敬业、诚信、友善」という 24 字に具体化されている。実際、婚姻家庭編は、2018 年 9 月、2019 年 7 月、同年 10 月にわたって 3 回の審議および改正を経て、現行婚姻家庭編に至った。ところが、2018 年に公表された婚姻家庭編草案初稿および 2019 年 7 月に公表された婚姻家庭編草案二次稿は、婚姻法第 4 条の「夫妻は、相互に忠実であり、尊重をしなければならない。家庭構成員間では敬老愛幼をし、相互に助け合い、平等、平和的かつ文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない」という条文をそのまま承継しており、優良家風原則を設けていなかった。審議に際し、専門家による検討、一般の意見募集ないしパブリックコメントを行い、それを踏まえて改正を重ねてきた。なかには、婚姻家庭編の「財産法化」を警戒し、いわゆる家庭本位を堅持した上で、「婚姻家庭関係の安定、平和を維持するものを、(婚姻家庭編改正の) 基本的な価値基準とすべき」であって、居民委員会や村民委員会などの地方自治体に「民事主体が正確な婚姻家庭観を樹立することを援助するという家風教育機能」を与えるべきであるという主張もあった⁴⁶。また、「習総書記が指摘したように、『ある民族またはある国にとって、最も恒久的、強大な力は、その社会の全体に認められている核心価値観である』。したがって、民法典婚姻家庭編を制定するとき、社会主義の核心価値観がそのかなめとなり、社会主義法理がその思想基盤となる。それゆえ、優良家風の樹立、家庭美德の発揚、家庭文明建設の重視を婚姻家庭編の基本原則とすべきである」との具体的な立法意見も見られた⁴⁷。それらの意見を踏まえて、ついに優良家風原則が新設

⁴⁵ 黄薇・前掲注(43)1946頁では、「民法典婚姻家庭編を編纂するにあたり、社会主義核心価値観を民法典に溶け込ませるべきである。とりわけ民法典婚姻家庭編は婚姻家庭から生じる民事関係を規制する専門的分則として、力をこめて社会主義核心価値観を称揚し、夫婦愛・親子愛・仲睦まじい家族愛など中华民族の伝統的美徳を高揚し、平等で仲睦まじく文明的な婚姻家庭関係の建設と維持に尽力しなければならない」と説明されている。

⁴⁶ 肖新喜「論民法典婚姻家庭編的社会化」中国法学 2019 年 3 号 105-122 頁(2019 年)。

⁴⁷ 龍翼飛「編纂民法典婚姻家庭編的法理思考与立法建議」法制与社会發展 152 号 39-53 頁(2020 年)。

された。「社会主義の核心価値観の発揚という立法目的は婚姻家庭編において具体的に示されており、……社会主義核心価値観の婚姻家庭に対する指導機能は一層強化される」と評価されている⁴⁸。

その結果、道德規範は「社会主義の核心価値観」を通じて政治規範に転用されるのみならず、さらに優良家風原則を通じて強制力をもつ法律規範になっており、徳法共治の政治モデルを築き上げている。しかも、優良家風原則は、社会主義の核心価値観に支えられているため、必ずしも政治的スローガンまたは抽象的なものではなく、狭義では、優良家風原則に対する解釈はその24字に限られていると言えよう。今後の中国の婚姻家庭は、優良家風原則ないし「社会主義核心価値観」により評価され、その自らの安定と維持をもって公的秩序に奉仕するという政治的性格を法的に与えられた。個人としても、家族をなす一員として家族の安定と維持を実践して最終的に社会ないし国家に貢献すべく、個人の価値取舍を国家のそれに統一させるような心構えを備えるべきことになる。

もちろん、家族保護にせよ優良家風原則にせよ、このような原則規定は、純粹行為規範として訓示的、教育的な意味しか持たず、裁判規範としての実効性を有していないと解することとは不可能ではない。実際、人民法院は裁判例を「社会主義核心価値観」を宣伝する手段の一つとして、これらの原則規定を引用して審判をする傾向が見られる⁴⁹。その結果、個人の行為および婚姻家庭生活の様態は、婚姻家庭というプライベートな領域において、優良家風原則に示されている価値観のレベルで社会環境や社会発展の要請に合致するか否かという基準により法的に評価されるようになった。中国民法典に新たに規定されたこれらの原則からは、中国は家族をめぐる公私の対立衝突に対して、家族秩序ないし公的秩序を優先し、家族に関する個人化の主張を公のために抑えようという政治的イデオロギーが強く窺える。

「優良家風、家庭美德、家庭文明建設」という価値基準は、公序良俗に合致しており、社会

⁴⁸ 夏吟蘭・前掲注(36)。

⁴⁹ 順義法院網「一次公正の判決、是微光却有力量——当“家風條款”走進裁判文書」(2021年6月30日付) <http://bjjyfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/06/id/6118310.shtml> (2022年12月最終アクセス)で紹介された、有責配偶者による夫婦共有財産の不当処分を無責配偶者の財産権への侵害と判断してその処分を取り消した事件において、判決は「原告(無責配偶者)の請求を認容することは、無責配偶者を支持して婚姻当事者の平等的地位を尊重することにとどまらず、優良家風および社会主義核心価値観を維持することになる。……優良家風を樹立し、家庭美德を発揚し、家庭文明建設を重視することは、婚姻家庭が新時代において社会主義核心価値観を実行し、婚姻家庭問題を処理するための正しい道である。それは僅かな道德規範のみならず、民法典を通じて法律規範にグレードアップされた」と、優良家風原則ないし社会主義核心価値観を事件判断の基準として位置付けている。

の「正しい」「善い」を強調するものとして、多くの場合には個人の權益と矛盾していないかもしれないが、婚姻家庭の在り方は価値観と行為の両方でコントロールされており⁵⁰、個人としての地位は曖昧になっている。

（３）親族関係の明確化

家族意識が根強く存在するにもかかわらず現代的法治国家の実現を図っている中国において、過去の民法通則および婚姻法は、後見や扶養などの場面において、親族、近親族および家庭構成員などの親族集団⁵¹に重要な役割を与えているが、親族等の者が法的には何を指すのか、互いにどのような権利義務関係を負っているのかという基本的問題について、婚姻法は正面から言及していなかった。中国民法典は婚姻家庭編の編纂にあたり、親族、近親族および家庭構成員の概念と範囲を明確に示し、親族集団からなる「婚姻家庭」の地位または役割も明確化している。

①脱親族化の婚姻家庭制度

親族そのものは、法律によって創設されるものではなく、婚姻と出生により自然に生じるものであり、法律上、親族の法的効果と関連して初めてその範囲が法的に明らかにされると考えられている⁵²。伝統的な中国の親族範囲は、男系血族に基礎を置き、「五服制」により規律されている。五服制は、人の死亡に際して喪に服するとき、着用すべき喪服の規格および服喪の期間の長短により親族関係の親疎を示すものであり、親等に代わる機能を果たした⁵³。ところが、中国共産党に指導される革命期およびその後の国家建設期において、古い婚姻家庭制度を根絶することは政治革命の一環として捉えられており、「家と族を破って個人を樹

⁵⁰ 何鳴「中国人の法意識・各論（四）—現代中国社会における婚姻法の目的—」松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊 41 号 108-109 頁（2011 年）では、「婚姻法に期待される機能は家族秩序の法化であり、家族秩序に対する法的統制である。婚姻法の統制として実行可能でまた有効な統制手段は婚姻・家族に関する価値観と行動をコントロールすることである」と説明されている。

⁵¹ 中国では、日本民法にいう親族に相当する名称は、普通に「親属」と記されている。このほか、「親戚」も同義語として用いられている。なお、親属関係には婚姻関係ないし家庭関係を包括しており、婚姻関係の上位概念であるという見解がある。

⁵² 大塚勝美「中国身分法における親族の範囲」商経論集 2 巻 3 号 61-78 頁（1967 年）。

⁵³ 従来の喪服は、斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻という五等の服であり、斬衰から緦麻まで、喪服の素材は粗末から緻密になり、服喪の期間は 3 年から 3 か月になり、親族関係は親密から疎遠になる。また、親族間の法律関係も服制により区別されている。例えば、弟妹は緦麻兄姉を殴った場合に杖刑 100 回、小功兄姉の場合に杖刑 60 回および懲役 1 年、大功兄姉の場合には杖刑 70 回および懲役 1 年半に処するという、刑の軽重が服制により異なる明清時代の律令が残されている。

立せよ」という革命イデオロギーは婚姻制度設計の指導思想になった。そして、封建制度に根ざした従来の親族制度を打破して個々の人を独立させるように激励するために 1950 年に最初の『中華人民共和国婚姻法』（以下、1950 年婚姻法）を制定した。

1950 年婚姻法は第 1 条で「請負・強迫、男尊女卑、子女利益を軽視する封建主義的な婚姻制度を廃除する。男女間の婚姻自由、一夫一婦、男女権利平等、子女の合法的權益を保護する新民主主義的な婚姻制度を実施する」と規定しているほか、総則以外の各章は「結婚」、「夫婦間の権利と義務」、「父母子女間の関係」、「離婚」、「離婚後子女に対する扶養」、「離婚後の財産と生活」のように一律に婚姻関係を軸にして定めていた。このように、1950 年婚姻法は、婚姻関係に対する改造のほか、封建的・因習的な婚姻家庭制度の廃除および男女平等・女性解放の新しい婚姻制度の実施を主な目標にした結果、親子関係はおのずから婚姻関係に付属されるにとどまり、封建的・因習的な家族意識に強く影響される親族関係については全く触れられず、「五服制」に代わる親等の計算方法も定められなかった。また、婚姻の成立により他方配偶者の親族との間に発生する姻族関係についても、個人の地位を強調する革命イデオロギーと明らかに背馳しているため、立法の外に置かれることになった。このような脱親族化の制度設計は、政治的に正当性を与えられて、それ以降の立法に引き継がれた。もちろん、個人の地位を強調することを、封建的・因習的な婚姻家庭制度を打破するための手段として捉える立法態度は、政治革命の色彩を帯びるものであり、現代社会で唱えられている個人主義とはその性格を異にするものである。

制度上脱親族化の婚姻家庭制度を制定していたとはいえ、従前の民法通則および婚姻法は実際多くの場面で親族間の役割を定めている。そのため、実務上親族の法的関係に触れる事例を処理する場合には、法規の欠缺と衝突に直面している。例えば、1986 年に制定、2009 年に改正された民法通則は、その第 16 条で「未成年者の監護人」を規定しており、未成年者の父母、祖父母、外祖父母（母側の祖父母）、兄姉のほか、補充的に「他の親族」も監護人を務めることができると定めていた。一方、その第 17 条は「精神障害者の監護人」として、配偶者、父母、成年子女に次いで、「近親族」、「他の親族」の順で規定していた。この 2 か条は、未成年者や精神障害者という制限行為能力者に対する監護責任を、「近親族」ま

たは「他の親族」まで認めていたものの、脱親族化の婚姻家庭制度の下で、それぞれの範囲は必ずしも明らかにされておらず、法規としての実効性を欠いていた。最高人民法院の意見は、「民法通則に定めた近親族は、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女（娘側の孫子女）を含む」と列挙して「近親族」の範囲を明確にしていたが、「他の親族」については言及しておらず、「近親族」との異同は明らかにしていなかった。また、他の部門法である刑事訴訟法第 108 条は「近親族」を配偶者、父母、子女、全血兄弟姉妹に限定している。同じ「近親族」に関する規定であるにもかかわらず、刑事訴訟法は民法と異なる範囲を規定しており、法に対する理解と適用に混乱をもたらした。

②親族範囲の明確化

このような親族関係をめぐる立法の不都合は、脱家族化・脱親族化をしようとする婚姻家庭制度の建前と、家族・親族のもつ社会的役割を重視する現実との間に生じた衝突に原因がある。1950 年婚姻法およびそれ以降の婚姻法修正は、親族関係の法的地位を希釈してきたが、親族関係が婚姻や出生など身分関係の成立と消滅により変動して常に身分的・財産的な効果を伴っているという事実を変えることができず、とくに扶養、後見、相続または家庭内暴力の防止などの場面において親族関係に代わるものがなく、特定の親族のもつ社会的役割が改めて認識されつつある。加えて中国では、改革開放政策の実施に伴って市場経済が採用され、党や政府の主たる任務が経済建設に移されており、個人の私有財産が拡大して家庭の生産・消費機能が回復しているのに対して、国の社会保障システムは未だ整備されておらず、そのため、生活保障、経済発展保障などの社会保障において親族関係に依拠せざるをえない。また、核家族化が進んでいる中国では、複数の世帯が同居して生計を共にする伝統的な大家族世帯が衰微し、親世帯のみの空巢世帯や親と未成年の子供からなる核家族の割合が多くなり、共同生活の実態は従来に比べて大きな変化を受けている。したがって、親族関係の遠近に対する見方に変化が生じると共に、異なる親族に期待される地位や役割も異なるようになり、親族関係の内部で分化した諸関係に対して、法律がどのような制度的基準を与えるかということは注目されていた。この流れの中で、民法学者は、民法体系における親

族関係に関する規律の欠缺に対して検討や反省を行っている。革命イデオロギーに指導された脱親族化の婚姻家庭制度は、国民生活の実態との乖離をもたらすのみならず、婚姻関係以外の親族関係に対する規律を事実上政策や革命運動に委ねており、個人を従来の封建的家族制度から新たに国家権力の所轄の下に置き換えたと考えられている⁵⁴。このほか、リベラリズムや個人主義が過度に蔓延し、結果として社会秩序の崩壊をもたらすことを警戒し、親族関係の地位や機能を法的に強調することによりリベラルな個人主義を是正する見解も見られた⁵⁵。

このように実証・理論の両面で親族関係に対する民法上の直接的対応が求められており、民法典はこの流れに乗って従来の脱親族関係の立場を見直し、親族・近親族・家庭構成員の範囲をそれぞれ明確に規定した。その第 1045 条第 1 項では、「親族は、配偶者、血族および姻族を含む」と包括的に親族の範囲を規定しており、血族と配偶者のほかに姻族も親族であると明確に定めた。第 2 項では、「配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫は近親族である」と定めている。第 3 項は、近親族より制限された親族集団である「家庭構成員」の範囲を、「配偶者、父母、子女およびその他共同生活をする近親族」に限定した。しかし、親族の法的効果については、民法典では依然として、問題ごとに具体的な親族の権利義務を個別に定めており、親族一般が権利義務の主体となることは少ない。また、親族関係に対する民法上の明確化が求められていたが、各親族集団の明確化は家族本位の強化という原則と相まって、親族集団を構成する個々人の集団性ないし家族性をより具体的に示すという側面もある。

2. 制度としての婚姻

(1) 婚姻の成立と解消

家族の構成は、一般的に男女の婚姻関係、親と子との関係を基本的内容としており、夫婦と未成年の子からなる核家族は、「近代的小家族」の標準像と言われている。ただし、中国

⁵⁴ 金眉『中国親属法的近現代転型』（法律出版社、2010 年）47-48 頁。

⁵⁵ 李春斌「家庭法律化：民法典編纂中婚姻家庭編的重大使命」家事法研究 13 卷 32-33 頁（2017 年）。

は上述した多様な家庭生活の様態に表れているように、世代間の関係をも含めて家族の構成は比較的に拡大されている。それにもかかわらず、婚姻関係は家族関係を形成する基礎である。国家は、一定の実質的・形式的条件を満たす男女の結合またはその結合の解消を、婚姻の成立と解消として制度的に承認している。法的に成立した婚姻と離婚に対して、夫婦間の権利義務関係の変動、社会的優遇措置の有無など、さまざまな効果を与えている。このような婚姻のみに認められている要件と効果を通じて、国家は婚姻をほかの性的関係から区別し、婚姻に社会的な正統性を与える。

中国における婚姻の成立と解消の法的な要件・効果を詳細に検討する先行研究は多くあるので⁵⁶、ここでは簡略に紹介する。中国民法典における婚姻の成立要件によると、独身の満 22 歳以上の男と満 20 歳以上の女は、直系血族または三代以内（四親等）の傍系血族の親族でないという条件の下、自らの婚姻意思に基づいて（婚姻の実質的要件、第 1046・1047・1048・1051 条）、婚姻登記機関に出頭して婚姻登記をすることによって（婚姻の形式的要件、第 1049 条）、婚姻をすることができる。他方で、離婚合意ならびに財産の帰属や未成年子の監護について合意があるときは、婚姻登記機関へ離婚登記をすることによって（第 1076 条）、離婚をすることができる。一方のみが離婚を望んでいるとき、または財産関係あるいは子の養育について争いがあるときは、人民法院へ離婚訴訟を起こすことができる（第 1079 条）。

婚姻の成立と解消により生じる効果は、広義では、配偶者としての身分関係に基づいて生じる民法上・刑法上・訴訟法上・国籍法上などのすべての制度上の権利義務関係をいう。狭義では、専ら夫婦の間に発生する民法典婚姻家庭編上の権利義務を指す⁵⁷。その内容は、夫婦間に明確かつ直接的に生じるものであって、以下本稿で言及する婚姻の効果はこの狭義の効果に限定する。すなわち、婚姻が法的に成立すれば、夫婦間の扶養義務、日常家事代理権、夫婦共同債務の連帯責任、未成年子に対する共同養育義務および遺産相続権などの効果が発生する。また、夫婦は書面契約の形でその間の財産の帰属を「各自特有」、「共同所有」または「一部特有、一部共有」のいずれかにすることができる。婚姻前の個人財産であれ婚

⁵⁶ 加藤美穂子『詳解中国婚姻・離婚法』（日本加除出版、2002 年）、同『中国家族法〔婚姻・養子・相続〕問題解説』（日本加除出版、2008 年）、李妍淑「中国家族法（1）」戸籍時報 741 号 2-10 頁（2016 年）などを参照。

⁵⁷ 陳明侠・前掲注（4）102-103 頁を参照。

姻後に取得する財産であれ、約定の期間も婚姻の前後を問わず、いつでもその財産の帰属を約定することができる。約定がないか約定が不明確な場合は、夫婦の共同所有に属する財産および個人に属する財産の範囲を列挙している法定財産制に服する。離婚に伴って財産分与を行う場合、財産の帰属について合意に達するときはその合意の通りに財産を分割し、合意がないときには人民法院は子ども、女性と無責配偶者の利益を配慮して財産の帰属を決める。親子関係は離婚により変わらないが、父母のいずれが子を直接的に扶養するかを決めなければならない。直接扶養をしない父母の一方は、養育費を支払う義務と面会交流の権利を有する（第 1085 条、第 1086 条）。そのほか、夫婦の氏名保持権（第 1056 条）、夫婦の社会的活動における自由権（第 1057 条）も婚姻の効果として位置付けられているが⁵⁸、それは氏名権や自由権などの基本的人権が婚姻によって変わることがないと強調するものであり、婚姻の成立と解消により変動するものではないから、婚姻の効果としての位置付けについては再考の余地がある。

（２）婚姻制度から逸脱した事実婚

①「非法同居」としての事実婚

このように、中国民法典は上述した具体的な要件を満たした男女の性的結合を「婚姻」として法的に承認し、その夫婦間の権利義務関係を「婚姻の効果」として明確に規定していることにより、男女の結合を「婚姻制度」という枠にはめている。では、婚姻制度から逸脱した事実上の性的結合に対して、中国はどのように位置付けているのであろうか。

いわゆる事実上の性的結合は、婚姻成立の要件を満たさない性的関係を指すが、具体的には、法的に定められた婚姻の実質的要件を満たしておらず元々婚姻をしえない性的結合と、婚姻登記という形式的要件のみを欠いている事実婚に分かれる。中国の家族政策はかつて、「非法同居」や「違法婚姻」などの法律用語に表れていたように、婚姻でない性的関係を区別せず、一律に否定していた。最高人民法院は、婚姻でない性的関係の全般を対象とする『婚

⁵⁸ 加藤美穂子『中国家族法〔婚姻・養子・相続〕問答解説』（日本加除出版・2008）111-118 頁では、「社会主義家族では、家族間の関係は平等であって、男女両性の社会的地位と一致し、夫妻双方の家庭における地位は平等であり、これは従来の歴史的家庭類型と異なる特徴であるとともに、最も優れた家族制度であるとする」と説明した上で、夫妻の姓名権、夫妻の社会的活動における自由権をはじめとする婚姻の効果を紹介する。

婚姻登記をせずに夫婦名義で共同生活をしてきた事件の審理に対する若干意見』（1989年公布）において、婚姻でない性的関係は「違法性と危害性」を伴う行為であり、情状に応じて当事者に行政的処罰と民事的制裁を科すことができることを前提に、民政部が『婚姻登記管理条例』を施行する日から婚姻登記をせずに夫婦名義で共同生活をしてきた性的関係を「非法同居」として対応すると規定しており、「非法同居」を法的概念としてはじめて用いた。しかも、婚姻でない性的関係の違法性を指摘するため、「非法同居」には婚姻の効果を認めず、その関係の解消も「判決により解除する」とどまり、婚姻と法的に峻別していた。その後、婚姻登記の手続を詳細に規定する『婚姻登記管理条例』が1994年2月1日に施行された。この条例は、「法定婚姻年齢に達していない者が夫婦名義で同居している場合、または婚姻条件に適合している者が婚姻登記をせずに夫婦名義で同居している場合には、その婚姻関係は無効であり、法的保護を受けない」と定め、最高人民法院の1989年意見に対応している。この『婚姻登記管理条例』の施行を境にし、それ以降に締結された事実上の性的結合は、婚姻制度から逸脱した「非法同居」になった。

このような政策対応は、1980年代以降の改革開放への路線調整につれて行われた市場メカニズム導入と土地請負責任制などの施策とあわせて、家族のもつ消費機能や生産機能を果たさせて高度経済成長を図るために、婚姻に対する公的管理を強化しようとするものと思われる。また、改革開放政策の実施に伴って家族内の財産関係と世帯構造にも大きな変化がもたらされた。個人の私有財産が増加すると同時に、産業間・地域間の出稼ぎ就労が長期化・頻繁化された。その結果、不貞行為や愛人問題、重婚などの問題が現れ、中国社会全般に悪影響を及ぼした。婚外の性関係は嚴重に取り締まられ、法律により家族関係の安定性を揺るがす行為に対する制裁は強化された⁵⁹。さらに、事実上の性的関係による子の出産を行政的に把握するのは困難なため、出産を政策的・人為的にコントロールしようとする計画出産政策と相まって、婚姻に対する管理は強化の一途をたどった。したがって、婚姻関係は男女の自由意思に基づく性的結合であるが、婚姻制度により社会問題の解決と社会秩序の維持に寄与しなければならないものと位置付けられ、経済発展・人口政策・社会環境などの

⁵⁹ 趙江岩「事実婚の法的効力をめぐる中国の立法動向」法研論集110号128頁（2004年）。

影響を受けている。

②「婚姻登記補完制」による事実婚の受容

しかし、本稿の冒頭で述べた通り、婚姻制度と社会情勢は実際に相互作用している。男女の性的結合は少なくとも現時点では社会的承認を得るために制度的に規律される必要があるが、物質的豊かさと自由の拡大、市場メカニズムとグローバル化による多様な文化や価値観の受容に従って、ますます人格的な結合、情愛の関係に純化されつつある⁶⁰。そして、事実上の性的結合は制度上の婚姻ではないが、当事者の自由意思に基づく一つのライフスタイルであり、婚姻制度は個人意思の尊重と男女の実質的平等を図るために、婚姻でない性的結合に対しても一定の法的保護を与えるべきだと説かれるようになった⁶¹。この意味で、中国婚姻政策の婚姻でない性的結合に対する否定的立場も、社会情勢の移り変わりに従って見直されなければならない。

2001年4月に改正された婚姻法は、「婚姻登記をしていない者は、登記を補完しなければならない」と規定し、柔軟な婚姻登記補完制を導入した。同年12月に施行された最高人民法院の『婚姻法の適用に関する若干問題に対する若干解釈（一）』においては、1994年の『婚姻登記管理条例』の施行前に成立し、婚姻の実質的要件を満たし、婚姻登記をしていない性的結合を「事実婚」として処理すると明確に定めた。法的に「事実婚」と明記されると、従来の「非法同居」の呼称に示された否定性はなくなり、その効果も婚姻のそれと同じになると解されている⁶²。『婚姻登記管理条例』の施行後に成立した婚姻でない性的結合についても、婚姻の事実的要件を満たしていれば、婚姻登記を補完することにより、その関係は婚姻の事実的要件を満たした時点に遡って有効となる⁶³。

⁶⁰ 松戸庸子「中国の家族——革命から市場経済の奔流の中へ」清水由文・菰渚緑編『変容する世界の家族』（ナカニシヤ出版、1999年）29頁では、中国家族の今後を決める要素の一つとして、「価値観の変容」を挙げている。すなわち、「経済成長がもたらした物質的豊かさと自由の拡大、「小さな政府」への転換に伴う私的生活領域への国家の介入の度合いの低下、市場経済化による多様な文化・価値観の流入や普及は、家族観の大転換を促進することになる」という。

⁶¹ 徐静莉・王坤『婚姻法前沿問題研究』（知識産権出版社、2016年）115-116頁。

⁶² 鉄木高力「中国における婚姻の法的規制の構造（二）——婚姻の成立と事実婚」法学73巻1号132-135頁（2009年）。

⁶³ 2021年1月1日から施行された最高人民法院「民法典婚姻家庭編法の適用に関する解釈（一）」第3条・第7条によると、婚姻の実質的要件を満たしていても、婚姻登記を補完しなければ婚姻の効果は認められない。したがって、厳密に言えば、事実婚の法的効果を認めるのではなく、婚姻登記補完制により事実婚を法律婚に転化させて法律婚の枠内で問題を解決するに過ぎない。

民法典婚姻家庭編を制定するにあたり、事実婚にストレートに法的効力を与えるべきだとする立法意見も見られた⁶⁴が、婚姻家庭編は、婚姻登記制を堅持しており、婚姻法の規定を踏襲して婚姻登記補完制を採りつつも、婚姻の実質的要件を満たしていない性的関係を「婚姻の無効」と評価している。事実婚の問題に対しては、「社会共通の認識になっている」と言えない現在において、同居制度を認めることは婚姻登記制に大きな衝撃を与えかねないし、複雑な原因による同居関係を画一的な政策で処理するのも不適切である。婚姻関連諸制度にわたって共通意見に達していなければ、同居制度を作ることができない⁶⁵というように、事実婚を含む婚姻でない同居関係を全面的に否定せずに、客観的に立法理由を述べている。

3. 離婚の自由と制限

(1) 離婚の自由

①家庭革命の手段としての「離婚の自由」

中国民法典における離婚の手続きについては、協議で離婚をするか、人民法院に訴訟を起こして離婚をするかという2つの方法がある。離婚の請求を認めるかどうかは、協議離婚の場合には婚姻登記機関、訴訟の場合には人民法院が判断するが、その判断の基準は、中国離婚制度の指導原理とも位置付けられる「離婚自由の保障」と「軽率離婚の防止」にある。

「離婚の自由」は当初、中国の封建的な社会秩序およびそれに根ざした家父長制的な家族秩序を打破するための具体的な手段として提出されたものである。封建的、家父長的な婚姻制度は、父母の命による強制婚や売買婚などの伝統的な婚姻形態が示すように、家族本位に基づいて個人の意思を無視したものであり、男尊女卑や「伝宗接代」の封建的意識に加えて、社会的地位の低い女性に不幸な婚姻を強いた。このような婚姻制度およびその土台となっ

⁶⁴ 蔣月『婚姻家庭法前沿導論』（法律出版社、2016年）281頁では、「非婚同居は、男女の性的結合の新モデルとして、形式的に新鮮でありながら、婚姻と変わらず、性交渉・共同生活・相互扶助・子の養育を内容としている。長期にわたって共同生活を送っている当事者の利益のために、法的に規制を加えるべきである。例えば、同居パートナーや同居伴侶の身分でそのような関係を定義することができる」と述べている。

夏吟蘭・薛寧蘭・前掲注(20) 154-155頁では、「我が国の婚姻法は、婚姻登記という形式的要件を過度に強調しており、婚姻の事実を看過してしまいがちである。婚姻には事実先行の特徴があり、法律による承認の有無に関係なく、身分関係の成立は先行している。……事実婚について、我々はその存在を直視し、中国の伝統的な慣習を尊重すべきである。婚姻の事実的要件を満たして一定期間の同居をしてきた事実婚に、婚姻と同様の効果を与えるべきである」という。

⁶⁵ 黄薇・前掲注(43) 1961-1962頁。

た社会秩序は、新中国の成立後は社会発展の桎梏になる。したがって、指導政党は革命期および新中国成立後の国家建設期において、男女平等および婚姻の自由を精神とする婚姻制度を確立して旧い社会秩序・家族秩序を崩壊させることを、社会革命の一環として政治的な急務とした。旧い家族秩序に埋没された個人、特に女性がその不幸な婚姻から解放されることを確保しなければならないことや、「離婚の自由」、「自由な婚姻のための離婚」は、次第に強調されるようになった⁶⁶。こうした背景の下、婚姻法は新中国成立後間もない 1950 年に施行され、「請負・強迫、男尊女卑、子女利益を軽視する封建主義的婚姻制度」の廃除および「婚姻自由、一夫一妻、男女平等、子女の合法的利益を保護する」婚姻制度の実行を宣言した。また、離婚について「男女双方は自らの意思で離婚をしようとする場合、離婚を認める。男女のいずれか一方は堅く離婚をしようとし、区の人民政府または司法機関の調停を経てもその離婚の意思に変わりがない場合、離婚を認めなければならない」と、離婚の原因を問わず当事者の離婚意思のみで離婚ができる制度を明文化した（1950 年婚姻法 17 条 1 項）。

1950 年婚姻法を施行した直後には離婚ブームが一時的に見られた⁶⁷。しかし、上述した「自由な結婚のための離婚」という見方に示されるように、1950 年婚姻法は「婚姻の自由」を通じて新しい家族像のあり方を示して個人の解放願望を喚起し、「離婚の自由」を通じて人々の革命エネルギーを煽って個人を「家族革命」に献身させることを目的としている。このような婚姻家庭のレベルにおける自由は、新中国が従来 of 封建的政権やブルジョア政権と根本的に異なることを国民に直観的に示すものであり、革命の手段として利用された。したがって、旧い家庭秩序を解体して新しい家族秩序、ひいては社会秩序の構築を図るという革命的な性格を考えれば、1950 年婚姻法は元々個人を念頭に置いておらず、私的関係を対象とするものではない⁶⁸。その結果、1950 年婚姻法に定められた「離婚の自由」は、一般的な意味における個人の自由に基づく「離婚の自由」とはその性質が異なり、自由の理念は必

⁶⁶ 加藤美穂子『中国家族法の諸問題』（敬文堂、1994 年）142-143 頁を参照。

⁶⁷ 統計資料によると、婚姻法が施行された 1950 年 1 月から 4 月までの 4 か月間で、北京などの 21 市の人民法院は、合計 9,300 件離婚請求を受理した。この数字は、5 月から 8 月までの 4 か月間で 107,763 件にのぼり、前 4 か月分より 91% 増であった。全国的に見れば、1950 年の 19 万件的離婚請求に対して、1953 年には 117 万件的離婚請求があった（徐静莉=王坤・前掲注（61）37 頁を参照）。

⁶⁸ 何鳴・前掲注（50）120 頁。

ずしも徹底されなかった。また、客観的な判断基準が定められておらず、離婚請求を処理する人民政府や司法機関に比較的大きい裁量権が与えられた。人民政府の幹部や司法機関の裁判官、または離婚を求める者（特に女性）の親族などは伝統的な倫理観に深く影響されていたために、離婚を個人と家族の名声を損なう醜聞として離婚の請求に反発し、離婚の請求が妨げられたこともある⁶⁹。

②自由な離婚のための離婚

1950 年婚姻法は、自由な婚姻のために旧い家族秩序を打破するという家族革命を目的としていたため、自由婚の拡大、社会革命の終焉と国家の発展方針の変更とともに「自由な結婚のための離婚」という革命理念を見直さなければならなくなった。すなわち、個人の自由意思により成立した婚姻から自由かつ正当に離脱することを支える法理、換言すれば「自由な離婚のための離婚」が求められるようになった。

1980 年に制定された婚姻法は、協議離婚と裁判離婚の手続きを明らかにし、特に裁判離婚の場合の「離婚の自由」をより明確に規定した。すなわち 1980 年婚姻法は、人民法院が離婚請求を審理するとき、夫婦感情が確実に破綻した場合には離婚を認めなければならぬと定め、夫婦感情の破綻を法的な離婚理由として規定した。個々の人は「婚姻の自由」により制度的に規定されている婚姻や家族という集団に統合されているのに対して、「離婚の自由」（特に「自由な離婚のための離婚」）は、個々の人が婚姻や家族という集団から離脱することを確保している。この意味では、「離婚の自由」は個の存在を認めて公と個の共存を許容するものである。したがって、1980 年婚姻法には、婚姻家庭という公的秩序にある個人の存在に視点を移して個人のニーズに法的に応えるという立法精神の転換も窺え、1980 年婚姻法を「個人のための婚姻法」と評価する者もいる⁷⁰。

2001 年の婚姻法改正は、重婚または重婚的事実婚、家庭内暴力または家庭構成員の虐待・

⁶⁹ 例えば、河北省高級人民法院の統計によれば、1950-1952 年の間で 6000 人以上の女性が、婚姻問題が原因で自殺し、または殺害された（張志永『婚姻制度從伝統到現代的過渡』（中国社会科学出版社、2006 年）296-297 頁を参照）。また、婚姻法の施行に伴って新たに浮上した婦女の離婚請求を妨げた原因として、自由に婚姻相手を選んだため離婚はあり得ないという観念、離婚に伴う財産分割を避けること、婚姻法の施行による家庭関係の改善を期待して離婚を抑えることが挙げられている（同 233-235 頁）。

⁷⁰ 何鳴・前掲注（50）126-127 頁。

遺棄、賭博・麻薬吸引などの悪癖、感情不和による2年以上の別居、その他夫婦感情の破綻を来す事由がある場合に、人民法院は離婚を許可しなければならないと、法定の離婚原因を規定した。離婚自由の保障に有益なため、民法典婚姻家庭編もこのような離婚原因を踏襲した。現在はさらに、離婚の自由の保障は、個人自由の保護、社会秩序の安定、旧婚姻家庭制度の除去などに有意義であるのみならず、マルクス主義に唱えられる離婚に対する基本的態度・社会主義婚姻家庭制度の根本的要求に合致していると言われている⁷¹。

（2）離婚冷静期の新設

①軽率離婚に反対

ただし、「社会主義制度の下で、離婚の自由は絶対的・無条件的なものではなく、相対的・条件付の自由である。そのため、婚姻の自由を堅持して離婚の自由を保障するとともに、軽率離婚には反対する」とも考えられており、自由の相対性というロジックで「軽率離婚の反対」をも論じている⁷²。また、婚姻の自由を確保することで旧い家族秩序・社会秩序を打破するという思惑と同じく、軽率離婚に反対することは、「搾取階級の極端な個人主義・利己主義的な婚姻価値観」を否定して「社会主義的婚姻道德および中華民族の伝統的美徳を高揚し、人々の道德性を高め、良好な社会風紀を育てる」ために必要だと位置付けられている⁷³。すなわち、いわゆる軽率離婚は道德や風紀を損なうものと捉えられている。特に協議離婚という当事者の自由度が比較的高い離婚方式に対して、道德や風紀に表される公的秩序のために制限をかけることができると考えられている。「軽率離婚」の定義づけは、民法典を含む法令の中に見当たらないが、夫婦喧嘩など些細な争いをきっかけに一時の激情に駆られて衝動的に離婚するという衝動離婚や、短い交際時間で婚姻をして短い婚姻期間で離婚するというスピード離婚⁷⁴など、典型例として挙げられるケースのように、婚姻または離婚に対する「軽率な態度」に基づく離婚と言えよう。

⁷¹ 「マルクス主義に唱えられる離婚に対する基本的態度」とは、「離婚自由を承認すること、男女の離婚自由を等しく保障すること、婚姻の存続が夫婦愛の存続に基づくこと」という3つを指針とする（楊大文編・前掲注（15）135頁）。

⁷² 同135頁。

⁷³ 同136頁。

⁷⁴ 宇田川幸則「中国民法典における離婚冷静期に関する一考察」法制論集289号17-18頁（2021年）、魏静「離婚訴訟中冷静期制度研究」河南科技学院学报39卷3期50頁（2019年）。

このような建前の下で、元々社会の進歩を示したものとされていた離婚件数の増加は、やがて婚姻の解消を軽く捉えて婚姻家庭を崩壊させる傾向の証しとして位置付けられるようになった。確かに、中国における離婚件数はこの30年余りに急激に増加した。改革開放の初期の1985年の離婚件数は45.79万組であり、人口千対離婚率（普通離婚率）は0.44であったが、それ以降の経済成長がもたらした社会生活全般にわたる変革とともに、離婚率は上昇し続け、21世紀に入ってから急増した。2010年には267.80万組の離婚数、2.00の離婚率に達したのに対して、10年足らずの2019年には470.06万組、3.36でそれぞれの最高となった。他方、婚姻件数の減少は、離婚の深刻さに拍車をかけた。婚姻件数は2013年の1346.93万組を最高に年々減少しており、2019年には927.33万組で1000万組を下回った。婚姻件数で離婚件数を割った2019年の特殊離婚率は50%にのぼった⁷⁵。夫婦の離婚合意に基づいて離婚登記をして離婚が成立するという協議離婚の方式は、簡単な手続で当事者の自由と意思自治を保障しているものの、軽率離婚の増加も助長している。例えば、2010年には267.8万組の離婚件数のうち協議離婚は201.0万組で75.1%を占めていたが、2019年には404.7万組の協議離婚で離婚件数の86.1%に達しており、高い水準を示している⁷⁶。これに対して、裁判離婚の件数は、年間65万件前後で増減を繰り返しており、大きな変動が見られない。したがって、離婚件数の激増と離婚率の上昇は、協議離婚の増加によるところが大きい⁷⁷。

②離婚冷静期の新設

このような離婚件数の激増に対して、国家が何らかの制度を新設して離婚件数の増加を適度に抑えるべきと唱えられるようになり⁷⁸、中国民法典はそれに応えて「離婚冷静期」を

⁷⁵ 中国国家統計局「中国統計年鑑2020 表22-25 婚姻登記情況」<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2020/indexch.htm> (2022年12月最終アクセス)。

⁷⁶ 中国民政部「民政事業發展統計公報」各年版 <http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/>? (2022年12月最終アクセス)。

⁷⁷ 離婚件数の推移（万件）：

年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
総離婚数	267.8	287.4	310.4	350.0	363.7	384.1	415.8	437.4	446.1	470.1
協議離婚 (75.1%)	201.0 (75.1%)	220.7 (76.8%)	242.3 (78.1%)	281.5 (80.4%)	295.7 (81.3%)	314.9 (82.0%)	348.6 (83.8%)	370.4 (84.7%)	381.2 (85.5%)	404.7 (86.1%)
裁判離婚 (24.9%)	66.8 (24.9%)	66.7 (17.2%)	68.1 (21.9%)	68.5 (19.6%)	67.9 (18.7%)	69.3 (18.0%)	67.2 (16.2%)	66.9 (15.3%)	64.9 (14.5%)	65.3 (13.9%)

出典：同上。

⁷⁸ 田韶華「論『民法典婚姻家庭編』之協議離婚立法」夏吟蘭=龍翼飛編『家事法研究2017年巻』（社会科学文献出版社、

新たに規定した。「離婚冷静期」は、協議離婚の場合に離婚登記をするにあたって、「婚姻登記機関が離婚登記申請を受け取った日から 30 日以内に、いずれか一方が離婚を希望しなくなる場合には、離婚登記機関に離婚登記申請を撤回することができる」という 30 日の熟慮期間に、「前項に規定する期限が満了してから 30 日以内に、双方は自ら婚姻登記機関に出頭して離婚証の発給を申請しなければならない。申請しない場合には、離婚登記申請を撤回したものと見なす」という 30 日の離婚証受領期間を加えて、最大 60 日に及ぶ期間を設けている（第 1077 条）。

「離婚冷静期」は、家庭成員、特に未成年者の権益の保護、家庭秩序や社会秩序の安定に有意義であると論じている者もいるが⁷⁹、過度な公的干渉を受けずに自由に離婚できる制度に馴染んでいる一般国民には受け入れられていないようである。中国民法典の立法過程において、法典の草案を公開して一般国民を含む各界からの意見を聴収する作業を行ったが、離婚冷静期には高い関心が示された。2020 年 5 月に民法典の草案を公布してから、中国日報、中国新聞週刊などの主流メディアは世論調査を行ったが、それぞれ 81.58%、85.14%の被調査者は離婚冷静期を支持しないと述べた⁸⁰。いずれも SNS を用いて実施された調査であったため、意見の多様性が確保できていないかもしれないが、SNS の主たる利用者が婚姻適齢期の若者である点を鑑みるならば、大多数の婚姻適齢期の者は離婚冷静期を支持しないと推測できる。主たる反対理由として、離婚の自由に何らかの制限を課すべきでない、離婚という私事に過度な公的介入は許されない、家庭内暴力を受けた者（多くの場合は女性）の早期救済を妨害する恐れがある、といった理由があげられる。

これらの理由に対して政府は、離婚冷静期は自然的な時間の経過に過ぎず婚姻登記機関の審査期間ではない、離婚登記申請を最終的に撤回するか否かを決めるのは当事者自身である、離婚冷静期は協議離婚の場合のみに適用される、家庭内暴力などの事情があれば裁判離婚の方法で人民法院に離婚を求めることができる、と述べている⁸¹。しかし、これまでの

2017 年）172-177 頁、張翼傑「完善我国登記離婚制度的思考」夏吟蘭＝龍翼飛編『家事法研究 2018 年卷』（社会科学文献出版社、2018 年）271-275 頁を参照。

⁷⁹ 張力『『民法典』離婚冷静期条款的適用原理：内涵与外延』法治研究 2022 年 1 号 38 頁（2022 年）。

⁸⁰ 中国日報「民法典草案擬引入離婚冷静期、你支持嗎」（2020 年 5 月 15 日付）を参照 https://vote.weibo.com/h5/index/index?vote_id=2020_911162_-30ab24（2022 年 12 月最終アクセス）。

⁸¹ 法治日報「十問解答離婚冷静期的疑与惑」（2021 年 1 月 17 日付）http://www.xinhuanet.com/2021-01/17/c_1126991474.htm（2022 年 12 月最終アクセス）。

協議離婚の中に、どれほどの「軽率な態度に基づく離婚」があるかを統計上明らかにしないまま（そもそも集計することができない）、「軽率離婚に反対する」という理念により協議離婚に更なる手続期間を課することには疑問が生じる。家族本位の強化という中国民法典の価値変換から考えれば、「安定した婚姻関係は、婚姻当事者の幸福や自由などの需要を満たすのみならず、高齢者の扶養、未成年者の養育などの社会的役割を果たさなければならない」⁸²ので、家庭秩序・社会秩序を安定させるために離婚を婚姻家庭秩序の破壊者として否定的に捉えていると考えられる。

離婚冷静期を施行した 2021 年の 1 年間は、協議離婚の件数が 213.9 万件にとどまり、2019 年より 5 割近く減少し、数値的には離婚件数の増加は抑えられている。このほか、遺言作成をサポートする「中華遺言庫」によると、2021 年に 30 代の若年層が作成した遺言の数は 2019 年より 80%も増加しており、「離婚の前に遺言を作成する」という予期せぬ現象が現れた⁸³。若者による短慮な出来事と思われるが、離婚冷静期への反発があるだろう。したがって離婚冷静期の是正については、さらに検討する余地がある。

4. 小括

本章では、中国民法典における婚姻政策、つまり婚姻の成立と解消について検討した。

民法典婚姻家庭編は、従前の婚姻法から踏襲した規定がほとんどであるが、優良家風原則は新設され、親族・近親族などの親族集団の範囲も明確化されている。したがって、平等・尊重・助け合いなどの道徳は「社会主義核心価値観」により具体化され、さらに優良家風原則により制度化されている。家族秩序を乱す行為は次第に優良家風原則に違反するものとして公的に規律されるようになった。さらに、親族範囲の明確化により、親族間の権利義務関係は具体的な個人を指向することになり、親族のつながりは一層強化されている。民法典婚姻家庭編はこのような新规定により、家庭秩序の安定を図り、家族ないし親族の構成員のつながりを強調し、家族本位の建前を強化している。

⁸² 蘭楠「民法典婚姻家庭編的立法価値——尊重婚姻主体与維護社会安定發展需要」(2020 年 6 月 28 日付) https://www.spp.gov.cn/spp/llyj/202006/t20200628_469043.shtml (2022 年 12 月最終アクセス)。

⁸³ 東方新聞「離婚冷静期実施 1 年、離婚不成先立遺言」(2022 年 3 月 23 日付) <https://j.021east.com/p/1647968816040974> (2022 年 12 月最終アクセス)。

婚姻の成立について、民法典婚姻家庭編は従来の婚姻登記制を踏襲したが、離婚に対して「離婚冷静期」を新たに規定した。中国の婚姻政策は、自由の相対性という理論に基づき、「離婚の自由を保障するとともに、軽率離婚も反対する」と主張している。国家は、急激に増加している離婚件数を「軽率離婚の増加」として見ており、離婚件数の増加を警戒している。「離婚冷静期」はこのよう背景の下で打ち出された。婚姻の解消には夫婦双方のみならず、子どもの養育・財産の分与・老親の扶養など、多くの者が受動的に巻き込まれる。したがって、「離婚冷静期」は婚姻関係を解消しようとする夫婦に対して慎重かつ正確な判断を促すものであって、夫婦関係・家庭秩序の安定に有意義であり、家族本位の原則に合致している。また、前節で述べたとおり、離婚冷静期の施行後、離婚件数の増加は確実に抑えられている。それでも多くの者は離婚冷静期を離婚自由に対する公的介入や、冷静期内における家庭内暴力の黙認として批判しており、「離婚冷静期」に対する見方が分かれている。国家は、一般国民に納得できるように、離婚冷静期を丁寧に推進しなければならない。

第三章 出産：人口政策の変遷

1. 人口抑制政策としての計画出産

(1) 表面化してきた人口問題

中国民法典婚姻家庭編が家族本位の強化に従って婚姻の成立と解消を厳しく規制するのは上述の通りであるが、家族政策の中で国による介入の緩和も見られる。それは、家族政策、特に親子政策に甚大な影響を与えている「計画出産政策」に対する改正である。

人口を資源として認識する歴史は長い。人口制限を唱えたマルサスの『人口論』が刊行されたのは 1798 年のことであり、ほぼ同時期に、生産・生活資源の増加が人口増加に追いつかないと警告を発した中国の学者もいた⁸⁴。人口の再生産に介入する人口政策も稀ではない。性と生殖に関する包括的な権利を保障するリプロダクティブ・ヘルス/ライツは 1970 年代に国連のカイロ行動計画においてすでに明文化されていた。ごく最近の例として、米国最高裁判所が 2022 年 6 月 24 日、人工妊娠中絶を憲法上の権利として認めた 1973 年の最高裁判決を覆して、人工妊娠中絶を禁止する州法は憲法に違反しないと判断した⁸⁵。

中華人民共和国の総人口（大陸人口）は、1949 年の 5 億 4167 万人から、1957 年に 6 億 4653 万人に増加した。1 億人増加に要した年月は僅か 8 年である。人口急増の客観的原因として、建国後の社会の安定、生活水準と衛生状況の向上に伴う死亡率の低下、婚姻法や憲法による母子の保護などの事情があげられる。また、階級闘争を使命とする革命政権は依然として人口政策を革命的なイデオロギーに照らして論じており、墮胎を封建社会の男尊女卑に結びつけ、避妊をブルジョア的な享楽主義に結びつけており、妊娠中絶や避妊に何らの

⁸⁴ マルサスの『人口論』に先立つ 5 年前の 1793 年、清朝の官僚である洪亮吉（1746-1809 年）は『意言』に収録された「治平」「生計」両篇で、当時の人口過剰とそれに対して採るべき人口政策について議論を展開している。彼は、「平和が百年有余持続すれば、人口は 30 年前に比べて 5 倍、60 年前に比べて 10 倍増し、百数十年前に比べて 20 倍以上になる。土地や家屋の増加がせいぜい 2 倍ないし 3 倍か 5 倍である時に、人口の増加は 10 倍から 20 倍になる。土地や家屋は常に不足しているのに、人口は常に過剰である」と、生産資料（土地）と生活資料（家屋）の増加が常に人口の増加に追い付かないことを指摘し、「（土地と家屋を）兼併する家があらわれると、1 人が 100 人の家屋を独り占めにし、1 戸が 100 戸の土地を占有することになり、風雨や霜露、飢寒や顛蹶で死者がしばしば出ることを怪しむにたりない」と、富の不平等が生産・生活資源と人口との矛盾を激化させることを認識し、為政者に開墾、移住、減税、奢侈禁止などの政策を採るべきと助言した。洪氏の人口論を、「東洋の簡潔なる文辞を以て、マルサスが数百ページの大冊に於いて、十数万言を費しをるものと同趣意を、殆んど遺憾なく述べ盡し居る許りでなく、人口過剰が、人口対物質問の不調和に因る外、富者権力者による富の兼併に影響さるところ極めて大なるを認めた点において、彼はマルサスを越えて」と評する者もいる（飯田茂三郎）。菊池道樹「中国のマルサスと言われる洪亮吉の人口論」経済志林 66 巻 3・4 号 223-251 頁（1999 年）を参照。

⁸⁵ 東京新聞「アメリカ最高裁『憲法は中絶の権利を与えていない』49 年前の判決覆す バイデン氏『悲劇的な過ち』」（2022 年 6 月 25 日付）<https://www.tokyo-np.co.jp/article/185591>（2022 年 12 月最終アクセス）。

制限も設けていなかった。しかもこれは人権や権利に視点を置くものではなく、解放された女性が安心して子どもを産み育てられる斬新な社会になった証しとして、政治体制の優越性を謳っていたものである⁸⁶。それとともに、指導者は「人口が多ければ多いほど国の武器となる」という「人口資本論」を言い出しており、6億近くの人口が「中国社会主義建設の偉大な力」⁸⁷と見なされていた。ところが、人口数が予想されなかった膨大な規模になり、中絶や避妊などにより人口増加を抑制する必要性が認識されはじめ、産児制限をすべき政策提言も見られたものの⁸⁸、その後の政治運動および文化大革命は人口抑制理論を右派思想や新マルサス主義として批判し、人口抑制に関する議論と提案は政治に統御されていた⁸⁹。

その結果、1969年の人口はつい8億人を突破し、1974年には9億人になり、一人っ子政策が始動した1970年代末期にはすでに10億人に近づき、世界人口の1/4を占めていた。建国からの僅か30余年間に人口は倍増し、人口の粗出生率は平均で3%を超えた。また、人口の急増につれて若年層が人口構成に占める割合は圧倒的に高くなり、1982年に実施した第3次人口センサスの結果によると、30歳未満の者は人口の60%を超えて6億3000万人に達した。このような膨大な若年層はその後次々と婚姻・出産期を迎えるため、人口増加数は高水準を維持していくと見込まれた。

それにより、人口の増加と経済社会の発展水準との不調和が表面化した。1980年代の中国の名目GDPは世界第7位であったにもかかわらず、1人当たりGDPは130位前後に低下した⁹⁰。国内の食料生産について、全国1人あたり食料占有量は1956年の307キロから、

⁸⁶ 小浜正子『一人っ子政策と中国社会』（京都大学学術出版社、2020年）77-84頁。

⁸⁷ すなわち、「世界人口の四分の一を占めている勤勉で勇敢な6億人は、中国共産党による指導の下に、満腔の熱意をもって祖国を建設して見守っている。したがってわが国は、社会主義国を建設する強大な人力を抱えているのみならず、アジアまたは世界の平和を維持する強大な力を持っている」と述べており、第1次人口センサスにより明らかにされた6億人に達した人口数が、「強大な力」と位置付けられている（白建華「6万万人民 我国社会主義建設的偉大力量」人民日報1954年11月1日付）。

⁸⁸ 1957年、当時の北京大学学長であった馬寅初氏は、多人口が中国の大きな資源であるとともに、大きな負担・困難の源ともなるとして、中国が人口の計画的統制をいま直ちに必要とするという主張を新聞に発表した。また、7月に開かれた第1期全人代第4回会議に、経済発展のために人口抑制が急務であるという「新人口論」を提出した（福島正夫「中国の人口政策と法的諸問題」有地亨＝江守五夫編『家族の法と歴史 青山道夫博士追悼論集』（法律文化社、1981年）415頁を参照した）。

⁸⁹ 福島・前掲注（88）416-417頁を参照した。

また、1960年3月、「新人口論」を提出した馬寅初氏が北京大学学長を解任された。文化大革命終結後の1979年7月、馬寅初氏の完全な名誉回復を『人民日報』が報じた。中国共産党の委託を受け、中央統戦部副部長李貴氏は、「1958年前と1959年以降、2度にわたるあなたに対する批判は誤りでした。実践が証明するように、あなたの産児制限についての新人口論は正しいものでした。組織はあなたのために無実を徹底的に晴らし、名誉を回復させました」と伝えた（若林敬子＝轟海松編『中国人口問題の年譜と統計：1949～2012年』（御茶の水書房、2012年）17頁を参照）。

⁹⁰ 名目GDPおよび一人当たりGDPの数値またはランキングは、世界経済のネタ帳「世界の名目GDP(USドル)ランキング」https://ecodb.net/ranking/imf_ngdpd.htmlを参照した。

20年後の1976年に至っても依然305キロで改善されなかった⁹¹。住宅、医療、教育などのあらゆる生活面においても、急激に増加した人口への確実な対応が余儀なくされた。さらに、文化大革命の終結と改革開放政策の実施に伴い、人口政策の議論に対するイデオロギー的な規制が緩和し、従来右派思想として批判された人口学説や学者を積極的に評価した。こうした背景の下で、経済建設を中心とする政治路線に寄与できる人口政策の提出が求められるようになり、1970年代末に計画出産強化の政策が固まり、1978年に採択された憲法には計画出産が明記された。

（2）計画出産政策の始動

計画出産というが、人口の急増を有効に抑制するには出産制限により出産率を急速に低下させるほかなく、一夫婦に一人の子だけという一人っ子政策の骨子が次第に確定された。1980年9月に開催された第5期全人代第3回会議で政府は、一人っ子政策を幅広く強力に提唱すると報告し、中央から地方まで一人っ子政策を遂行した。同年に成立した1980年婚姻法は、計画出産を婚姻法の基本原則と確定しており、婚姻や出産を後らせるために法定婚姻年齢をそれぞれ2歳引き上げて男22歳、女20歳とした。それから、一人っ子政策は基本的国策として定着し、婚姻、戸籍、就職、社会福祉などの諸制度と協働して、一人っ子の実現を促進し、人口急増にブレーキをかけようとした。

ところが、「伝宗接代（祖先の血統を同じくする男子のみが祖先の祭祀・氏を承継し、後代へ繋げていくことができる）」や「多子多福（男子が多ければ多いほど、家は栄え幸せになる）」という伝統的家族観が未だ一掃できなかった中国においては、突然に提出された一人っ子政策について、宣伝や教育により政策の執行を呼び掛けるほか、ある程度強力な手段を用意して政策の遂行を促進しなければならなかった。その手段は、奨励と制裁という二本柱からなっていた。

奨励の例として、一人っ子を保育・入学・医療などの面で優遇するほか、一人っ子家庭に

⁹¹ 加藤美穂子「中国の家族と法（2）：Ⅱ100年後、人口43億人にならないために、中国は今……（1）」時の法令1195号33頁（1983年）。

光栄証や一人っ子奨励費の発給、晩婚者・晩産者の休暇延長、一人っ子の父母の職位昇進や年金増額などの方法がある。これらの奨励政策はあくまでも個人の自覚を促して一人っ子政策に対する自発的行動を誘導するものであったのに対して、制裁措置は一定の強制力を帯びているため、政策による性と生殖への影響はかなり深刻であった。例えば、一人っ子政策に違反して二人以上の子を産んだ夫婦に対する労働賃金の引下げや過料の性質をもつ社会扶養金の徴収、各地方政府に対する政策執行の指標化など、多様な制裁方法が定められた⁹²。特に、指標化された一人っ子政策を施行した効果を、地方政府の業績評価や責任者の昇進などに直接に結び付けた

ため、地方政府がより強行的な手段で個人の性と生殖に介入して、晩婚・晩産や妊娠中絶を強制したり、多額な社会扶養金を徴収したりするなどの問題は後を絶たなかった。妊娠・出産を公的に証明する「生育証」の不発行や二人目の子どもに対する出生登記（出生届）の不許可など、計画外出産をした者を戸籍制度と用いて制裁する措置もあり、戸籍を持たない「闇の子」の問題が生じている⁹³。男子選好・重男軽女の伝統的慣行と相まって、一人目の子が女子であった妻を差別・虐待する事件も頻発した⁹⁴。一人っ子政策によって引き起こされたこれらの混乱は、国家の政策が生殖や出産という国民の私的活動に甚だしく介入していることに直接的な原因がある。経済力の低さと膨大な人口により人口問題はすでに社会発展の桎梏になり、人口抑制の必要性はあったが、一人っ子政策を主な内容とする人口抑制政策はあまりにも強行的であり、それに対する見方は分かれた。

「基本的人権保障を中核とする近代国家においても、現在の中国のような人口状況に置かれた場合、中国の人口政策に代わる最善のいや次善の人口政策を、批判論者は直ちに提起しうるであろうか」というように、一人っ子政策が当時の社会状況に応じて採られた、やむを得ぬ苦肉の策として理解を呈した見解も見られる⁹⁵。また、計画出産政策が実施されて 40

⁹² 福島・前掲注（88）425-426 頁、加藤・前掲注（58）37-39 頁。

⁹³ 詳しくは、陳宇澄『中国家族法の研究——非婚生子法を契機として——』（信山社、1994 年）157-166 頁を参照。
また、1988 年 6 月 30 日付の「人民日報」が、100 万人の戸籍のない「闇の子」の存在を報じた。「闇の子」の発生原因について、人民日報は、①一人っ子政策に違反して数人の子を産んだ親が、故意に子どもの戸籍を登録しなかったこと、②大規模な農村人口の都市部への移動に伴い、非戸籍地で出生した子どもの戸籍登録ができなかったこと、③地方政府は計画出産の指標を達成するため、政策違反で生まれた子の戸籍を登録させなかったこと、を指摘している。

⁹⁴ 詳しくは、加藤美穂子「中国の家族と法（1）Ⅰ中国で現在起きている母娘の悲劇とは……」時の法令 1194 号 27-37 頁（1983 年）を参照。

⁹⁵ 加藤美穂子「中国の家族と法（3）Ⅱ100 年後、人口 43 億人にならないために、中国は今……」時の法令 1196 号 45 頁（1983 年）。

年余りが経った現在では、大きな成果を収めていたと言えよう。1980 年代に計画出産政策を提出した時、当時 10 億人の人口を基数とした上で、一人っ子政策の執行を一段と強化し、20 世紀末に人口総数を 12 億以内に抑えることを政策目標とした。上述のように膨大な若者層を抱えていたため、20 世紀末までの人口自然増加率は 1.5%前後を維持しており、1995 年にはすでに 12 億 1121 万人に達したが、人口増加のスピードは 1970 年代の 5 年での 1 億人増よりは確かに落ちた。2020 年末の中国総人口は、14 億 1212 万人であり、急激な人口増加はある程度収束した。また、計画出産政策と同時期に実施された改革開放政策は、大量の労働力を必要としており、膨大な現役世帯は一転して「人口ボーナス」の役割を果たして高度な経済成長を可能にする労働者になった。しかも、若年層が次々と婚姻期や生産期に入ったため、計画出産をしても人口増加の態勢はしばらく続いた。このような安くて豊富な労働者は、「21 世紀の世界の工場」と呼ばれる中国の経済発展を支え、現在でも中国の経済成長に寄与している。

2. 計画出産政策の緩和

(1) 高齢化問題の深刻さ

しかし、一人っ子政策は恒久政策ではなく、それぞれの時期の社会情勢や人口に合わせて調整しなければならないことは当初から主張されていた。40 年余りの議論の中で、この厳格な人口抑制政策は 2010 年代以降の社会情勢により、2016 年に「二人っ子政策」、2021 年に「三人っ子政策」というように、段階的に緩和された。

緩和の背景には、出産数の減少や平均寿命の延長などにより顕著になりつつある高齢化問題がある。第 3 次人口センサスの結果によると、1982 年に中国の 0~14 歳の児童が人口構成に占めた割合は 33.6%であり、65 歳以上の高齢人口は 4.9%に過ぎなかった。15~64 歳の労働年齢人口は 61.5%であり、高齢者扶養率は 8%であった。膨大な若年層や壮年層を抱えていたため、出産制限が高齢化にもたらし得る影響について、政府は 20 世紀内には高齢化問題が起こり得ず、早くて 2020 年前後に高齢化問題が現われると楽観的に推測していた

96。また、中国における高齢者扶養はいわゆる「養児防老（老後の面倒を見てくれる者がいないことを防ぐために子どもを養育する）」を伝統的な形態としており、次世代の養育と老後の扶養とは密接に関連していた。このような観念を改めて一人っ子政策に対する支持を得るため、政府は「隻生一個好、政府来養老（子を一人だけ産んでも良い、政府が老後の面倒を見る）」というスローガンを打ち出し、年金制度の整備や老人福祉施設の開設などの施策により一人っ子家庭の後顧の憂いをなくそうとした⁹⁷。

しかし、高齢化の進展は想定外に速かった。中国人の平均寿命の推移が 1980 年代の 67.77 歳から、2000 年に 71.40 歳へと年々伸び続けているところ⁹⁸、同年の人口増加は 957 万人ではじめて 1000 万人を割り込み、65 歳以上の高齢者人口は 7%となった。予想より 20 年早く高齢化社会に入った。さらに、2021 年の中国の 65 歳以上の人口は 2 億 56 万人に上り、高齢化率は 14.2%を超え、高齢者扶養率は 21.1%となり、高齢社会に突入した⁹⁹。なお、2 億超の高齢人口に対し、2021 年には全国の老人ホームなどの老人福祉施設は合計 35.8 万施設あり、最大 815.9 万人はサービスを受給することができる¹⁰⁰。社会主義社会の目標の一つともなる社会的扶養は発展しつつあるとはいえ、高齢者人口に比べてまだまだ少ない数である。しかも、2020 年の 65 歳以上の高齢者を抱える世帯は 1 億 3287 万世帯であり、このうち子と同居する世帯は 7144 万世帯で半分以上を占めている。したがって、高齢者に対する社会的扶養が少しずつ整備されているものの、高齢者扶養が依然として家庭扶養ないし私的扶養に頼っているという現状の下では、高齢化問題を緩和・解決する方法は現役世帯による私的扶養に求めるしかない。

⁹⁶ 1980 年 9 月、中国共産党中央委員会が、中国の人口抑制問題について共産党員および共産主義青年団員全員に対し公開書簡を出す。その中には「高齢化」についての懸念に対して、「①高齢化は今世紀には起こり得ず、早くて 40 年後にはじめて現れるが、中国は事前に措置を講じてこうした現象を防止することが完全にできる。②中国の労働力は約 5 億人で 20 年後には 6 億人にまで増える見込みであり 21 世紀はじめになっても年間千万余り増え、労働力不足の心配はない。③老人扶養については、将来生産が発展して人民の生活が改善されれば、社会福祉と社会保険は必ず増え改善されるだろうし、次第に老いても養われるようになり高齢者の生活は保障されるようになる」と主張していた（訳出は、若林一聿・前掲注（89）23 頁を参照した）。

⁹⁷ 王勝泉「提唱一対夫婦養育一個孩子要有積極的措置」（人民日報 1980 年 8 月 11 日）は、「一人っ子政策を提唱するには、生殖に対するコントロールのほか、老後扶養の問題を解決しなければならない」とした上で、退職した高齢者が年金に頼るだけで生活できるような年金制度を整備し、農村で敬老院の開設や介護ヘルパーの配置・都市で老人ホームの建設などの福祉事業または社会保険制度を立ち上げ、一人っ子政策の後押しをすると提言した。

⁹⁸ また、中国人の平均寿命は、2010 年に 74.83 歳、2020 年に 77.93 歳、2021 年に 78.2 歳まで伸びている。中国国家衛生健康委員会「2021 年我国衛生健康事業発展公報」（2022 年 7 月 12 日付）<http://www.nhc.gov.cn/guihuaxxs/s3586s/202207/51b55216c2154332a660157abf28b09d.shtml>（2022 年 12 月最終アクセス）。

⁹⁹ 中国国家統計局・前掲注（11）。

¹⁰⁰ 中国民政部「2021 年民政事業発展統計公報」5 頁（2022 年 8 月 26 日付）<https://images3.mca.gov.cn/www2017/file/202208/2021mzsyfztjgb.pdf>（2022 年 12 月最終アクセス）。

（２）労働人口の減少

高齢化問題の背景には、深刻になりつつある少子化による労働人口の減少がある。建国後十年ほどの間に生まれたベビーブーマーが 80 年代から漸次婚姻・出産期に突入したため、人口増加の絶対値は年々減少しているものの、20 世紀末までは推測された通り 1000 万人以上の高水準が続いていた。2000 年に高齢化社会に入ってから以降、人口構成の不均衡や労働力不足を懸念して、人口と経済の持続可能な発展のために人口抑制政策を調整する見解はすでに唱えられていたが¹⁰¹、現在の人口抑制は将来の高齢者数の抑制を意味しているため、膨大な人口を抑えることこそ計画出産政策の任務であるとして、一人っ子政策を維持すべきだとする意見が有力であった¹⁰²。しかし、一人っ子政策は、子どもの数や出産の時期を人為的に規制して人口急増にブレーキをかけたと同時に、「後遺症」として少子高齢化を加速した¹⁰³。その結果、改革解放以降に人口ボーナスが中国にもたらした経済社会の高度発展は、このような人口増加の鈍化または減少により人口オーナス期に入り、経済成長の衰退や社会保障の危機などの問題をもたらした。そのため、2015 年 10 月には二人目の子どもを許容する「二人っ子政策」の改正案を採用し、2016 年から計画出産政策が「一人っ子」から「二人っ子」に移行された。

しかし、「二人っ子政策」は国家の期待通りに人口増加に寄与していなかった。人口再生産の数値で見ると、人口出生率は落ち込み続けており、1980 年の 1.8%から 2010 年には 1.2%、2020 年には 0.8%にまで減少した。年間人口増加率は 1982 年の 1.57%から 2010 年の 0.48%、2020 年の 0.15%にまで激減し、人口増加数は 2010 年に 641 万人、2020 年に 204 万人となった。現在の人口構成において若年層は人口モメンタムにより依然として 6 割強を占めているが、人口構成ピラミッドはますますつぼ型になり、近い将来に人口減少に転じ、2020 年の 14.12 億人から 2050 年には 12.64 億人、2100 年には 6.85 億人となると推測されている¹⁰⁴。

¹⁰¹ 陳文標「人口工作不能背離經濟規律」中国経済快訊 2003 年 4 月号 27 頁（2003 年）。

¹⁰² 翟振武「当代中国人口發展戰略的回顧与思考」教学与研究 2001 年第 3 期 13 頁（2001 年）。

¹⁰³ 王桂新「少子高齢化：計画出産「後遺症」」社会觀察 2012 年 9 月号 26-28 頁（2012 年）。

¹⁰⁴ 新浪财经「中国人口予測報告 2021 年版」（2021 年 12 月 14 日付）<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1719076607319947954&wfr=spider&for=pc>（2022 年 12 月最終アクセス）。また、国連「World Population Prospects 2022」によると、中国はおそらく 2023 年には人口減少に転じると予測されている。人口の推移に対する予測について、中位推計で中国は 2050 年に 13.17 億人、2100 年に 7.71 億人となると推測されている（UNITED NATIONS『World Population Prospects 2022』）

また、一人っ子政策を推進し賞罰措置を執行して出生率や人口増加を抑えているうちに、「子は一人だけでも良い」という生育観が強化され、社会・家庭・雇用などにおいても一人っ子に合わせて環境が整備された。性と生殖に関する自由や権利、多様化するライフスタイルが意識されるようになったほか、経済成長に伴う生活費用や養育費用の増大、高齢化による老親扶養の負担なども懸念されており、諸要因の相互作用により、若い世帯の出産意欲がますます低下し、自主的な出産抑制が現われてきた。

3. 人口政策の現在

計画出産政策の緩和を受けて中国民法典は、婚姻家庭編の基本原則と位置付けていた計画出産に関わる条文を削除した。さらに、2021年5月31日に開催された中国共産党の中央政治局会議で、計画出産政策を改正して1組の夫婦に3人の子どもを認める決定がされた。

「三人っ子政策」と呼ばれているが、2021年8月に改正された『人口および計画出産法』が社会扶養金の徴収やその他の制裁措置を完全に取り消したことから考えると、産児制限を内容とする人口抑制政策は事実上廃止されたとも言える。

このような国家の立場の変は非常に興味深い。上述したように、一人っ子政策は奨励と制裁の方法で個人の性と生殖に介入し、特に社会扶養金や「闇の子」などの制裁方法で多人数の出産を厳しく規制し、かなりの強制力を持っていた。したがって、計画出産政策は、国家のための出産という人口観に基づいて国家と社会に奉仕できる妊娠・出産のみを認めていた。公有制を基本的な経済制度としている中国においては、公私の区別がなく一つの利益集団になっているため、個人利益と国家全体の利益は一致している。この意味では、計画出産政策は、妊娠・出産を個々人の私事として捉えず、個人の国家に奉仕する方法であると位置づけられる。

現在、計画出産政策の漸次的緩和に従って、個人の妊娠・出産に関する主体性はますます高まっている。2021年8月に改正された『人口および計画出産法』は、「国家は財政、税制、保険、教育、住宅、就業などの分野で支援措置を講じ、家庭の生育、養育、教育負担を軽減

する」とした上で、2022 年 8 月に中国共産党・国務院は『生育支援措置の完全と実行に関する指導意見』を公布し、地方政府に対して生殖支援に関わる行政サービス、完全な幼児教育・哺育システム、育休取得・待遇保障、育児フレンドリーな就業環境などを構築して充実させることを促している。これを受け、多くの地方政府は生殖・育児を支援する政策を公布している。例えば、浙江省政府は 2022 年 8 月から省内の事業主に対して 3 歳以内の子どもを養育する労働者に在宅勤務を認めるように要請している¹⁰⁵。政府の役割は、従前のような過度に強固な人口抑制政策および政策執行から、人々の出産や育児の場合に懸念される種々の困難を解消して諸般の支援措置で個人の生殖意欲を向上させ自主的に子どもを出産するように促進するという後見的な立場にシフトしている。もちろん子どもを産む・産まないに対する公的介入のメカニズムは異なるが、このような立場の変化は子を産まない自由を承認し、生殖の主体を個人に戻しているため、家族本位の強化に従い家族関係に対する公的介入が強化されている中では、異例の緩和と見ることができる。

しかし、それでも人口増加の鈍化を止めることができなかった。2021 年末の中国総人口は 14 億 1260 万人であり、2020 年よりわずかに 48 万人の増にとどまった。増加は過去最少となっている。また、2021 年の粗出生率は 0.752%で過去最低になったのみならず、1062 万人の出生数のうちに第 2 子が 41.4%、第 3 子が 14.5%を占めているため、第 1 子の出生数は 468 万人にとどまる。2020 年以降のコロナ禍の影響で出生数はさらに減少すると推測されるが、変わらない出産意欲の低下を確認することができる。

4. 小括

本章では、子どもの出産に大きな影響を与えている計画出産政策の変遷について概観した。新中国の建国以来、社会秩序の安定、生活水準と衛生状況の向上を伴う死亡率の低下、婚姻法や憲法による母子の保護などが原因になり、中国の人口は爆発的に増加してきた。客観的には、人口の増加と経済社会の発展水準との不調和が深刻化し、食料・住宅・医療・教

¹⁰⁵ 中国新聞網「鼓励子女 3 歳内家長居家办公」（2022 年 8 月 14 日付）<https://www.chinanews.com.cn/cj/2022/08-14/9826950.shtml>（2022 年 12 月最終アクセス）。

育などあらゆる面において、急増した人口への対応を余儀なくされた。主観的には、文化大革命の終結と改革開放政策の実施に伴い、国家は思想に対する革命ではなく、経済の成長を重要視するようになり、人口抑制論に対するイデオロギー的な批判を停止して、経済成長の桎梏になった人口問題を解決しなければならないと主張されるようになった。

人口抑制政策としての計画出産政策、つまり一組の夫婦に一人の子しか産むことができないという一人っ子政策は、このような背景の下で出された。国家は、あまりにも厳格な一人っ子政策を通じて個人の性・生殖に対して介入しており、大きな批判を招いたが、人口の急激な増加にブレーキをかけ、大きな成果をも収めていたとも言える。

しかし、経済社会の発展により平均寿命は伸長しており、高齢化の進展は想定外に速かった。厳格な人口抑制政策により出産数は減少しており、少子化問題と労働人口の不足は深刻化しつつある。人口抑制政策としての「一人っ子」政策は、2016年に「二人っ子政策」、2021年に「三人っ子政策」へと緩和された。「三人っ子政策」の下では、計画出産政策に違反した個人に科される処罰措置は取り消されたので、人口抑制を内容とする計画出産政策は事実上撤廃された。ただし、中国民法典施行時の2020年には、「三人っ子政策」は未だ実施されておらず、民法典には現在の人口政策に従って改正する余地が残されている。

人口抑制政策としての計画出産政策は、親子関係のあり方に対して大きな影響を及ぼしている。次章においては、中国民法典における親子関係のあり方について検討する。そこで明らかにするように、計画出産政策の下では、すべての妊娠・出産は計画出産政策に合致しなければ制度的に認められず、親子関係が不明確であるという問題や戸籍を持たない「闇の子」の問題が引き起こされている。

第四章 親子：自然血族と法的擬制の親子

1. 親子法の位置付け

中国の家族政策は家族本位の強化に伴って家族関係への公的介入を強化しているところであるが、深刻化している少子化の対策として、計画出産という人口抑制政策が事実上の廃止となり、個人の性と生殖、すなわち子の出産に対する介入の緩和が見られる。国から地方まで、政府は出産・育児を支援する施策の推進を急いでおり、「産みやすい社会」の構築により出産意欲の向上を図っている。子の出産についての政策策定は、おそらく法律婚の夫婦を対象としているので、親子関係の成立や子育ての支援は法により婚姻に厳しく限られると、事実婚や特定のパートナーの不存在が原因となり、子どもの養育に支障が生じ、結局出産意欲を低下させることとなる。そのため、親子法の構造は出産意欲にも関係する。それに、子の出産に対する公的介入の緩和に伴って「産みやすい社会」を目指しているが、子どもの出生数のみならず、家族本位を建前とする民法典を含む諸家族政策が如何なる親子像を提示しているのか、育児に対してどのような関心を持っているのかは、中国の家族のあり方ないし国家の子ども観を理解するに重要な視点を与える。したがって、本章では中国における親子関係の法的構造を論じることとする。

中国における法的な親子関係は、婚生子、婚生でない子、継親子、養親子に分かれる。親子関係成立の根拠により、自然血族の親子関係と法的擬制による親子関係に大別した上で、婚生子と婚生でない子を自然血族の親子関係に、継親子と養親子を法的擬制による親子関係に分類する見解もある¹⁰⁶。親子関係を規定する親子法は、中国民法典第5編の第3章第2節「父母子女関係およびその他近親族関係」および第5章「収養（養子縁組）」を指しており、その内容は概ね1980年婚姻法および1991年に施行された収養法（養子縁組法）の規定を踏襲していた。しかし、法体系における親子法をみると、1980年の婚姻法および2001年の改正婚姻法は、親子関係についての規定を夫婦間の権利義務関係とともに「家庭関係」の章に置いていた。親子関係が婚姻関係の次に制定される立法の仕方に対しては、欧米や日本

¹⁰⁶ 楊立新・前掲注(39) 173頁。

の民法構成を紹介した上で「親子関係の婚姻家庭法体系における位置づけが曖昧にされたのみならず、限られた条文をもって親子関係を細かく規定することもできない」と批判されてきた¹⁰⁷。この批判を受け、中国民法典は第5編第3章に組み入れた「家庭関係」に小見出しを付けて、「第1節・夫婦関係」と「第2節・父母子女関係およびその他近親族関係」というように技術的に親子関係を夫婦関係と並列し、親子関係の特別性を示した。条文の順番にも内容にも触れないこの技術的な改正は研究者に受け入れられたようであり、「親子関係を節として組み立てたことは、親子関係の家庭関係における独立性と重要性を示し、親子関係に視点を変えていくという立法思想と理念を表している」と評価されている¹⁰⁸。

しかし、独立した節にされても、依然として婚姻の効果を定める「夫婦関係」および第4章「離婚」の中間に挟まれており、親子関係の発生を婚姻と関係づけて婚姻の効果として捉えることは不可能ではない¹⁰⁹。また、養親子関係は別に章で規定されているため、同じく親子関係に関するものであるにもかかわらず、実親子関係と養親子関係は構造上区別されており、親子法の構成は相変わらず混乱しており、民法体系における親子法の位置付けは曖昧である。さらに、父母子女関係を夫婦関係と共に「家庭関係」に収めたことを考えると、やはり親子関係は家庭関係の下位概念になるという子ども観が強かうかがえ、子どもを婚姻または家庭の客体としている。それに家族本位の強化を加えると、子どもの権利主体性は看過されてしまう恐れがある。詳細は後述するが、民法典は親子関係の存否について子どもの当事者たる地位を触れておらず、子どもを従属的に捉えていると推測される。子どもも一人の人間としてその人権や権利についての主体性を認めて子どもの最善利益を図るという子どもの権利論から考えれば、少なくとも法体系の中でも子どもの権利主体性に配慮し、婚姻制度とは別個独立の親子制度を再構築する必要があるだろう。

¹⁰⁷ 薛寧蘭「我国親子関係立法的体例与構造」法学雑誌 2014 年 11 号 29-30 頁（2014 年）。

¹⁰⁸ 夏吟蘭・前掲注（36）。

¹⁰⁹ 実は、1950 年婚姻法を制定する時に、親子関係を婚姻法に組み入れるか否かについて議論されていた。1950 年 4 月 14 日に行われた「中華人民共和国婚姻法の起草経過および起草理由についての報告」において、「我々は、父母子女間の関係は、夫婦関係により生じた直接の効果であり、婚姻制度の構成部分であると考えている」と言われている。このような親子関係を婚姻の効果とするイデオロギーは実際、子どもを婚姻ないし父母の従属に位置付けて法制度の客体にしていた。本文において述べた通り、旧い社会秩序や旧い家族制度を打破するために「子女利益を軽視する封建主義的婚姻制度」の廃除を宣言していたものの、子どもの主体性に基づくものではなく、親の視点から子どもを愛護する義務や責任があると強調するものと思われる。

2. 自然血族の親子関係

(1) 婚生子・婚生でない子

中国民法典は、血のつながりに基礎付けられた実親子関係を父母の婚姻関係の有無により婚生子と婚生でない子に区別している。つまり、婚姻関係にある男女により生まれた子は婚生子、婚姻関係にない男女の間に生まれた子は婚生でない子と法的に定義されている。この区別は、中国民法典第 1071 条、すなわち「婚生でない子は、婚生子と同等の権利があり、いかなる組織または個人もそれに危害を加え、または差別をしてはならない。婚生でない子を直接撫養していない実父または実母は、未成年子女または独りで生活できない成年子女の養育費を負担しなければならない」という規定に由来する。条文からわかるように、血のつながりに基づく実親子関係は用語上婚生子と婚生でない子に分かれているが、それはもっぱら婚生でない子への法的・社会的差別をなくすためのものであり、婚生子や婚生でない子を定義するものではない。また、第 1071 条のほかに、婚生子と婚生でない子をめぐる区別が見当たらないため、親子間の相互扶養義務（第 1067 条）、親の未成年子に対する教育・保護（第 1068 条）、親子間の遺産相続権（第 1070 条）など親子間の法的効果に関しては、婚生でない子であっても婚生子と区別されておらず、父母の婚姻に関係なく実質的に同様であると言える。

婚生子と婚生でない子の親子関係の内容は区別されていないが、婚生子や婚生でない子の親は如何に確定されるかについて、いわゆる親子関係の確定制度は中国民法典において設けられていない。しかし、子どもの出生登記を定める法令などによると、産児の出生登記をするときには、子どもの父母の情報は必須事項として登記されなければならない。そこに登記される者は一般に子どもの親になると解されている。以下では、出生登記の仕組みを紹介する上で、婚生子と婚生でない子の親子関係の確定および父母の婚姻関係による影響について検討する。

(2) 計画出産政策下の親子関係

中国における出生登記は、人口動態を把握する重要な行政手続として計画出産政策とか

かわり合って考察する必要がある。計画出産政策の下では、法律婚によらない出産、すなわち婚生でない子の出産は人口動態の把握に困難をきたし、人口抑制政策の遂行を妨害するものと位置付けられていた。また、一人っ子政策による人口抑制を主な内容とし、それに反して複数の婚生子を産むことも政策上許されていなかった。したがって、国家は妊娠と出産を厳格に婚姻の枠内に置いており、さらに出産審査制度により計画出産政策に合致しない出産を規律していた。

出産審査制度は、一人っ子政策を施行した 1980 年代初期から各地方政府によって導入されてきたものであり、妊娠・出産の際に「生育証」を発行することを主な内容としている。

「生育証」は計画出産政策を推進する行政機関により発行され、妊娠・出産の合政策性を公的に証明する書類である。「生育証」を取得するために、当事者は行政機関に対して「婚姻証」を提示して夫婦であることを証明する必要があり、子どもの人数についても申告しなければならない。「生育証」を取得する夫婦は、政策に合致する妊娠・出産として母子健診や新生児の入院出産などを順調に進めることができるようになる。このような生産審査制度は妊娠・出産を許可するという性格を帯びているため、「生育証」は「生育許可証」と呼ばれることもある¹¹⁰。出産後、子の産まれた医療機関はさらに「生育証」に載っている夫婦の情報に基づき、産児の出生時点や健康情報、父母の情報を記載する「出生証明書」を作成する¹¹¹。「生育証」と「出生証明書」をすべて揃えた上で、子どもの出生登記ははじめて認められる。子どもの親子関係はこのような出産審査および出生登記に伴って制度的に明らかにされている。

このような出産審査制度の下では、政府は「婚姻証」を審査して「生育証」を許可し、「生育証」に基づいて「出生証明書」を作成しており、この「三証」を通じて出産と婚姻を一本化している。この意味では、原則として出産審査により認められた法律婚の夫婦しか子どもを産むことができないと言うことができる。計画出産政策を厳格に推進するためになされた一連の審査は、妊娠・出産の「婚生性」ないし「正統性」を形式的に確保する一方で、婚

¹¹⁰ 「生育許可証」は中国語で「准生証」といい、「子の生育を准许・同意・許可する証書」のことを意味している。

¹¹¹ 1994 年に制定・2017 年に改正された『中華人民共和国母婴保健法』第 23 条は、産科医療機関に「出生医学証明書」の作成を義務づける。

生子の親子関係の確定に対しても有意義である。すなわち、「三証」を揃えた上で生まれた子は必ず婚生子になり、しかもその親も必ずと言ってもいいほど、「三証」に記載されている夫婦になる。

また、計画出産政策は上述したように一人っ子政策を主な内容としており、原則として一組の夫婦は子を一人しか産むことができない。出産審査制度は、妊娠・出産の「婚生性」のみならず、一人っ子であるか否かをも審査している。したがって、夫婦は2人以上の子を産むこと自体はできるものの、その子は婚生子でありながらも、一人っ子政策に違反して生まれた超過出産の子になり、出産審査は許されない。その結果、超過出産の婚生子は出産登記をすることができず、戸籍のない「闇の子」になる。彼らの親子関係も出産登記により制度的に定着されえない。しかし、それでも超過出産の子は婚姻関係にある夫婦により生まれた婚生子であるという事実は明らかである。出生登記の不許可は、一人っ子政策による子数制限に抵触したことに対して科される行政処罰に過ぎず、婚生子としての親子関係のあり方に何らかの実質的な影響を与えない。

しかし、出産審査制度は、婚姻関係の存在を妊娠・出産の条件とし、人口抑制の目的に合わせて子の出産を婚姻の媒介によって国家の管理下に置くためのものであるが、親子関係の設定を目的としていないと言えよう。つまり、出産審査制度はまず親になろうとする者の適格性を審査し、出産審査の結果として妊娠・出産を許可するものである。親を決定した上で親子関係の形成を認めるという流れにある。また、出生登記に記載されている者は結果的に子の親になるが、出生登記は性質上生まれてきた子の戸籍を新規に作るための届出であり¹¹²、親の情報は付随的に示されているに過ぎない。したがって、子どもの親子関係は、出産審査およびその後の出生登記により事実上明確化されているにもかかわらず、子の身分を早期に安定させるために親子関係のあり方をあらかじめ確定しておくことを目的としている親子関係の確定制度と比べると、出産審査制度と出生登記はその性格を異にしている。とくに妊娠・出産は常に審査の客体になり、子どもからの目線も欠けている。

¹¹² 王新華「出生登記的概念及其主要特徴」公安教育 1999 年第 1 号 37-38 頁（1999 年）では、新生児の戸籍づくりのために出生登記をするという「目的説」を主張している。「目的説」を採った上で、国家による戸籍管理の立場から考えれば、出生登記は婚生でない子や超過出産の子に対しても、戸籍づくりのために認められるべきだと述べている。

（３）婚生でない子の親子関係

婚姻と出産とが上述したように法的に整合される結果、婚生でない子の親子関係はそれとは自然と区別されることになる。未婚の女性が婚生でない子を産んだ場合、その婚生でない子は計画外出産の子になり、出生登記は拒否される。超過出産の婚生子も計画外出産の子であるが、未婚出産の女性には法律上の夫が存在していないため、出産と婚姻とのつながりは婚生子のように明瞭ではない。したがって、婚生でない子は出生登記をすることができないという手続上の問題のみならず、父子関係の不明確による養育者たる父の不存在にも直面している。

戸籍のない「闇の子」問題をはじめ、計画外出産の問題が表面化してきたのは 1980 年代末である。出生登記は人口動態の把握に加えて、子どもの予防接種や入学など子どもの権利を実現させる重要な手段でもあり、計画出産政策の推進と区別して位置付けられるべきだとの議論がなされるようになった¹¹³。法令のレベルにおいては、1998 年に公布した『公安部による戸籍管理業務にかかわる重要問題の解決に関する通達』が、婚生でない子については、親の共同戸籍ではなく、父または母のいずれかの戸籍に登録できると規定した¹¹⁴。その上、2002 年に公布・2003 年に施行された『人口および計画出産法』は、超過出産の婚生子を産んだ者と未婚出産の者に対して、過料の性質がある社会扶養金を納付した上で子の出生登記を認容すると定めた¹¹⁵。これを受けて 2014 年に政府は、母子関係のみを明らかにすることができれば、父欄を空欄のままにして「出生証明書」を作成することがで

¹¹³ 例えば、第 4 次人口センサスを実施する前の 1989 年には、政府は、人口センサスと計画出産政策の区別を宣伝し、戸籍の整理、病院、助産師、隣人などを通して、その人口総数を調べる方針を採った。また、実際の人口数を届けば地方幹部の責任を追及しないとの呼びかけもあり、人口センサスへの協力を喚起した。その上、1989 年 11 月に政府は「国務院第 4 次人口センサス指導部・公安部による第 4 回国勢調査をする前の戸籍整理に関する通達」を公布し、「すべての地方は、計画出産政策に違反して生まれた子の出生登記を制限する地方的規則を制定してはならない」と規定した。中華人民共和国国務院公報 1989 年第 24 号 876 頁、<http://www.gov.cn/gongbao/shuju/1989/gwyb198924.pdf>（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹¹⁴ 国務院批転「公安部関与解決当前戸籍管理工作中幾個突出問題意見的通知」（2021 年 11 月 12 日付）の第 1 条では、「新生児の出生登記は、父の戸籍または母の戸籍のいずれかに登記する自由がある」としている。http://gaj.cq.gov.cn/zwgk/jczwgc/zwj_224735/gwyzcwj/202111/t20211112_9957832.html（2022 年 12 月最終アクセス）。

地方の実施規則はさらに、「婚生子、計画外出産子を問わず、すべての新生児は、父の戸籍地または母の戸籍地に出生登記をすることができる」と具体的に規定している。北京市人民政府『関与貫徹落實「国務院批転公安部関与解決当前戸籍管理工作中幾個突出問題意見的通知」有關問題的通知』（2014 年 10 月 25 日付）http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengce_fagui/qtwj/201410/t20141025_776669.html（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹¹⁵ 『中華人民共和国人口と計画出産法』第 18 条第 1 項前段は「国家は、現行出産政策を安定し、公民の晩婚晩育を奨励し、一組の夫婦が一人の子どもを産むことを提唱する」とし、第 41 条は「本法第 18 条の規定に一致しない場合、法に基づいて社会扶養金を納めなければならない」と規定した（条文和訳は、張偉麗＝山本正憲「中華人民共和国人口と計画出産法」戸籍時報 559 号 47-53 頁（2003 年）に拠る）。

きるように指示した¹¹⁶。2016 年に公布した『国務院弁公庁による無戸籍者の戸籍登記に関する通達』ではさらに、婚生でない子を産んだ女性は未婚出産の事実を申告した上で子の出生登記を求めることができると定めた¹¹⁷。このような一連の法令により、婚生でない子の母は一人でその子の出生登記をすることができるようになった。

婚生でない子の出生登記を認容するのに従って、婚生でない子の親子関係も一定のルールにより明確にする必要がある。上記の政府意見においても示されているように、婚生でない子の親子関係については、母子関係と父子関係を分けて検討するのが一般的である。婚生でない子の母子関係は普通に分娩の事実により確定されており、婚生でない子の出生登記の多くは、父欄を空欄にして母子同籍で登記をしている¹¹⁸。そのため婚生でない子の父子関係は相変わらず不明確である。

上記した 2016 年の国務院による通達は、婚生でない子の父と主張する者は、父子関係を証明できる DNA 鑑定書を提出することができ、父子関係を認めて父子同籍にすることもできると規定している¹¹⁹。他方、婚生でない子の父子関係を人民法院の判断により確定するという方法もある。1950 年婚姻法第 15 条は、「婚生でない子について、その実母またはその他の証人・物証によって証明できる実父は、その子を扶養しなければならない」という規定を設けていたが、計画出産政策および出産審査制度がすべての妊娠・出産を法律婚の夫婦に制限しており婚生でない子の割合は多くないという理由により、1980 年婚姻法は婚生でない子の実父の証明についての規定を削除した¹²⁰。しかし、実務においては依然として DNA 鑑定を含む諸証拠によって婚生でない子の父子関係の有無を判断している。このような父子関係の確認方法を、実父による任意認知と人民法院による強制認知として位置付ける見解も見られた¹²¹。

¹¹⁶ 国家衛生与計画出産委員会・公安部『関与啓用和規範管理新版「出生医学証明」的通知』（2013 年 12 月 27 日付）<http://www.nhc.gov.cn/fys/s3585/201401/9289ca9fc9fc429c995dcf94de4eb740.shtml>（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹¹⁷ 中華人民共和國中央人民政府「国務院弁公庁関与解決無戸籍人員登記戸籍問題的意見」（2016 年 1 月 14 日付）の二（一）では、「計画出産、未婚出産の子またはその監護人は、『生育証明書』、父母の一方の戸籍抄本、父母の婚姻証または未婚出産説明書を以て、父または母の戸籍地に出生登記をすることができる」としている。http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/14/content_10595.htm（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹¹⁸ 陳宇澄・前掲注（93）72 頁。同時に、「母子が同籍しない場合があり、また戸籍を持たない子も存在するなどの実際の状況では、母子関係が必ずしも明らかになっているとはいえない」と補足して述べている。

¹¹⁹ 央広網「中国衛生健康委員会：若不給超生子戸籍、將嚴格懲罰」（2016 年 1 月 28 日付）http://news.cnr.cn/native/gd/20160128/t20160128_521263945.shtml（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹²⁰ 陳宇澄・前掲注（93）74 頁。

¹²¹ 加藤・前掲注（58）251-254 頁。また、陳宇澄・前掲注（93）では、「非婚生子の父子関係の確立にあたって、その方

婚生でない子の出生登記やその親子関係の確定に対して一定の解決策は示されているが、計画出産政策の下で生まれた婚生でない子は、相変わらず計画外出産の子であり、婚生でない子を産んだ親に対しては行政や経済の処罰が科されるなど、制度上は許されていない。例えば、1989年の政府による通達では、婚生でない子の出生登記を許しながら、「避妊手術を受けない者、多人数の子どもを産んだ者、早婚生産・未婚生産の者に対して、地方政府および計画出産の担当機関は関係政策と行政法規により、批判的な教育、行政処罰または経済処罰を科すべきである」と定められた¹²²。2002年の『人口および計画出産法』においても、経済処罰として社会扶養金を徴収することが規定された。これらの処罰を避けるため、婚生でない子の親は子どもの出生登記を故意に怠ることもあれば、実父は子を認知しないこともある。計画出産政策の下では、計画外出産子の親子関係に関する問題を一気に解決することはできなかった。

（４）計画出産政策撤廃後の親子関係

現在、少子高齢化を食い止めて人口増加を促進するため、計画出産政策は見直されている。出産と婚姻を一本化した出産審査政策もそれに従って廃止された。計画出産政策の内容を「一人っ子」から「二人っ子」に改正した2016年には、政府は「出産を支援・管理する制度を改正する」方針を打ち出し、「妊娠・出産を支援するための届出制度を施行し、二人以内の子を出産する者に対して出産審査をせず、夫婦の私的自治に委ねる」というように、出産審査制度の適用を撤廃して出産届出制度の実行を宣言した¹²³。

出産届出制度は、妊娠から産後までの健康や育児に関する必要な情報やカウンセリングを当事者に対して提供し、母子健康や予防接種など妊娠・出産・育児を全面的に支援することを内容としている。「生育証」や「生育許可書」の代わりに、妊娠・出産・育児を支援する行政サービスが享受できる証明として、「出産サービス証」が発行されるようになった¹²⁴。

法は実父の認知でも、人民法院による確認でもよいとされ、しかも提訴要件に出訴期限等の制限はない」と述べている。

¹²² 中華人民共和国国务院公報・前掲注（113）。

¹²³ 中共中央・国务院「関与実施全面二孩政策 改革完善計画生育服務管理的決定」（2015年12月31日付）http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5033853.htm（2022年12月最終アクセス）。

¹²⁴ 人民網「執行了30多年的頭胎『准生証』、告別歷史舞台」（2014年3月2日付）<http://politics.people.com.cn/n/2014/0302/c369090-24504290.html>（2022年12月最終アクセス）。

しかし、計画出産政策は「二人っ子政策」になっても依然として産児制限を主な内容としている。出産届出をするときには「婚姻証」の提出が求められており、出産と婚姻を一本化した計画出産政策の建前は根本的に変わらなかった¹²⁵。したがって、「二人っ子政策」の実施に伴い、「三証」に対する行政的審査は撤廃され、2人の婚生子が認められているが、婚生子の親子関係は依然として「婚姻証」の提出により法律婚の夫婦を想定している。また、「二人っ子政策」の時点では、計画出産政策が廃止されたわけではないため、婚生でない子の親子関係は相変わらず、母子関係については分娩の事実、父子関係については父子関係を証明するDNA鑑定または人民法院の判断により確定されている。

2021年に、計画出産政策は「三人っ子政策」に改正されており、産児制限は事実上撤廃された。これに従って、出産を厳格に婚姻内に制限する親子政策の趣旨も一変した。2021年10月から施行された『公安部による公民の戸籍と身分証明書の管理に関する業務規則（試行）』は産児の出生登記について、父・母または他の監護人が子の「出生証明書」¹²⁶、申請者の身分証明書、婚生子の場合に親の婚姻証・婚生でない子の場合に未婚出産申告書を提出すれば、父または母の戸籍地に出生登記をすることができると規定した。出生登記の際に「生育証」は不要になったばかりでなく、婚生でない子の登記方法も正面から定められている。2021年8月に改正された『人口および計画出産法』は、計画外出産をした個人に対して科される社会扶養金などの制裁措置をなくした。婚生でない子の親は、社会扶養金を納付せずに子の出生登記をすることができるようになった。このほか、出産届出制度はさらに推進されている。政府は2021年末に『出産届出制度の完全に関する指導意見』を公布し、父または母のいずれかの身分証明書を提出するだけで出産届出をすることができると通達し、婚姻証を求めないことになった。出産届出の利用を促すため、届出には時間制限は設けられず、妊娠の前はもちろん、出産後も届出をすることができる¹²⁷。

このように、計画出産政策の緩和に伴い、計画外出産子およびその親に対する諸処罰措置

¹²⁵ 国家卫生健康委員会「関与做好生育登記服務工作的指導意見」（2016年5月20日付）http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaui/qtwj/201912/t20191219_1287338.html（2022年12月最終アクセス）。

¹²⁶ 「出生証明書」については、2014年から母子関係だけを明らかにすれば、父欄を空欄にして作成することができるようになった（前掲注（123）を参照）。

¹²⁷ 国家卫生健康委員会「関与完善生育登記制度的指導意見」（2021年12月9日付）http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/23/content_5664242.htm（2022年12月最終アクセス）。

は緩んでいる。それに出産届出制度の推進を加えて、出産審査制度の政治色と強制力は一掃され、婚姻の付随的なものという妊娠・出産の位置付けは見直されている。このような背景の下で、親子関係の確定は如何なる変化を遂げたのかについて考察する。

計画出産政策はいわゆる「三人っ子政策」になったが、処罰措置の削除に国民の自発的な出産抑制を加えて、子数制限を主な内容とする計画出産政策は事実上撤廃された。婚生子の場合には、出産審査制度も子数制限もなくされているが、子の産まれた医療機関は「出産証明書」を作成する時に夫婦の「婚姻証」を確認するほか、婚生子の出産登記についても上記の2021年の公安部による業務規則によると、「婚姻証」の提示は必須となる。したがって、婚生子の親子関係は依然として夫婦の婚姻関係により確定されていると言える。婚生でない子の出産届出と出生登記は手続上、計画出産政策の緩和に従って大幅に緩んでおり、政府はさらに多様な政策によって非婚出産の女性やひとり親を支援しているが¹²⁸、「婚姻証」を伴わない出産として、少なくとも父子関係は一目瞭然ではない。現実には、婚生でない子の父子関係は従前のような実父による任意認知や人民法院の判断により確定されている。

しかしながら、このような「婚姻証」の提示や出生登記を通じて親子関係を確定する方法は、すでに存在した親子関係を事後的に追認するという性格が強い。理想とする親子関係の確定制度は、子の身分を早期に安定させるために親子関係のあり方をあらかじめ確定し、子の福祉のためのものとすべきである。実際、中国民法典の編纂にあたり、親子関係の確定制度をより明確に示す必要があるとの立法提言がなされた。従前の婚姻法は、実親子関係を条文の用語上、婚生子と婚生でない子に分けたが、法的効果について区別していない。このような親子関係に関する捉え方は、婚生でない子に対する差別の解消を図ろうとするものでありながら、立法の当初には想定されていなかったかもしれないが、客観的に子どもの最善利益の実現という理念にも合致している。したがって、親子関係は父母の婚姻関係により区別されないという立法の精神を受け継ぎ、用語上の区別も完全になくし、婚生子・婚生でない子をはじめとするすべての親子関係の内容を子ども中心主義に基づいて一括して規定す

¹²⁸ 例えば、2022年8月から、生育手当などの支給申請に求められる書類の中から、婚姻証明書や一人っ子証明書の提出をなくし、非婚で子を出産した女性も利用しやすいように改めた。新華報「国家医保局：未婚已育女性弃理生育津貼不需要結婚証等材料」（2022年8月17日付）http://www.xhby.net/index/202208/t20220817_7662232.shtml（2022年12月最終アクセス）。

べくという主張が見られた¹²⁹。また、親子関係の成立には父母の婚姻関係の有無により異なるプロセスを用意するような制度設計、例えば婚生子について婚生推定・婚生でない子について父の認知により親子関係を成立させるという親子確定制度は、いずれにしても父方の視点から血のつながりがある子を確保するためのものであり、望ましい親子関係の確定制度は血縁関係を唯一の判断基準とすべきではないことを前提にし、血縁・倫理・社会というような多様な要素に基づいて総合的に判断しなければならないという見解もある¹³⁰。しかし、民法典における婚姻家庭編の編纂は上述の通り、概ね従来の婚姻法の規定を踏襲して技術的に法典化しただけであり、親子関係の確定制度について所論のように議論されていたにもかかわらず、より具体的に制度化されていない。

3. 親子関係の存在・不存在確認の訴え

(1) 親子関係の存在・不存在確認の訴えの内容と性質

中国における婚生子と婚生でない子の親子関係を確定する方法は、前節で述べたように、すでに存在した親子関係を出生登記を通じて事後的に追認するという性格がある。厳格な出産審査制度の下では、婚生子の親子関係は形式的にその法律婚の夫婦に限られていたが、母子関係の確定は分娩の事実により容易にわかるのに対して、父子関係については分娩のような血縁関係を明瞭に示す契機を実際に持たない。例えば、女性は夫と婚姻登記をする前に夫以外の男性との間に妊娠したが、夫と婚姻登記をして法律婚の夫婦になってから「生育証」を申請することは、制度上許されている。後に生まれてきた子は、実際には夫と血縁関係がないにもかかわらず、夫は知らずのうちに自分の婚生子として出生登記をして父子関係を確定させたことがある¹³¹。婚生でない子の父子関係の確定については、実父はDNA鑑定などにより父子関係を証明して婚生でない子との父子関係を認めること、いわゆる実父

¹²⁹ 夏吟蘭=薛寧蘭・前掲注(20) 241頁。また、汪金蘭=孟曉麗「民法典中親子関係確認制度的構建」安徽大学学报2020年1号128-129頁(2020年)は、出生の事実により親子関係を判断するパターンを「親子の一元論」、父母の婚姻により婚生子・非婚生子を区別するパターンを「親子の二元論」と説明した上で、「立法機関は、親子関係の確定制度を制定する際に、子ども本位を貫徹して『親子の一元論』を採り、すべての親子関係を一括して規定すべきである」と提言している。

¹³⁰ 汪金蘭=孟曉麗・前掲注(129) 129頁。

¹³¹ 楊大文・前掲注(15) 169頁は、婚姻登記前に夫以外の男性との間で子を妊娠して婚姻成立後に出産した場合には、依然として夫との父子関係が成立すると説明する。

による任意認知の方法がある。このほか、人民法院に父子関係の存在確認を請求することもできるが、当事者は関係のある証拠を提出しなければならない。したがって、血縁関係がない婚生子との親子関係を否認するため、または婚生でない子との親子関係の存在確認をするために、親子関係の存否確認の訴えは実務上提起されている。

中国民法典は親子関係の存否をめぐる紛争に法的根拠を与えるため、「親子関係の存在・不存在確認の訴え」を新たに規定した。民法典第 1073 条第 1 項は、「親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合には、父または母は人民法院に対して、親子関係の存在確認または不存在確認の訴えを提起することができる」とし、父母に対して親子関係の存在確認および不存在確認の請求権を与える一方、第 2 項は「親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合には、成年した子女は人民法院に対して、親子関係の存在確認の訴えを提起することができる」と定め、成年子に限り親子関係存在確認の訴えのみを認めている。この親子関係の存在・不存在確認の訴えは出訴期間を規定していないため、親子関係の継続期間に関わらずいつでも提訴することができる。親子以外の第三者からの提訴を防いで親子関係の安定を守るため、出訴権者は父、母および成年子に限られ、祖父母や兄弟姉妹には出訴権がない。

この第 1073 条は、親子関係の確定制度の欠缺を埋めるために規定されたと位置付けられているが¹³²、出訴権者は「既存の親子関係に誤りがあり、自身が他人の生物学上の親または子である／ではないと主張する者」¹³³と解釈されているため、親子関係が現に存在していても、提訴権者は真の血縁関係を踏まえてその親子関係の存在・不存在確認を請求することができる。また、真の血縁関係に基づいて生物学上の親が確定されると、子に対する扶養・教育・保護などの親子関係の法的効果が当然に生じるため、提訴権者は主にそのような法的効果を負わせる／負わないことを目的にして、親子関係の存在・不存在確認の訴えを提起しているわけである。さらに、出訴期間が制限されていないため、子が成年に達した後でも、そ

¹³² 黄薇・前掲注 (43) 2027 頁は、「我が国の現行法には親子関係の確定制度がない。民法典の編纂にあたり、外国法を参照しながら我が国の現実的な状況を配慮して、明確で具体的な親子関係の確定制度を構築する意見が多く提起されている。それらの意見に基づき、2018 年 8 月、民法典各分則の草案を全人大常務委員会へ審議に付する時、『親子関係に異議がある場合は、父、母または成年した子女は人民法院に、親子関係の存在または不存在確認の訴えを提起することができる』という原則規定を設けた」と説明している。

¹³³ 黄薇・前掲注 (43) 2028 頁。

の親子関係を親の請求により変動させることは可能であり、この場合は子の福祉とは直接に結びつかない。したがって、親子関係の存在・不存在確認の訴えは、親子関係が確定された後においても、真の血縁関係に基づいてその親子関係を修正して親子関係の不実性を排除するための制度であり、子の福祉のために親子関係を法的に早々特定することを目的とする親子関係の確定制度と比べて、その性格は異なっている。既存の親子関係を出生登記を通じて事後的に追認するという現行の親子関係の確定方法の性格は、ここにも反映されている。

（２）親子関係の存在・不存在確認の訴えに関する議論

①出訴権者の範囲

第 1073 条第 1 項は出訴権者を父または母に制限しているが、条文にいう父または母が具体的に誰を指すか、制度的に確定された親子関係の父母か真の血縁関係のある生物学上の父母かは、不明確である。例えば、親子関係の不存在確認に関して、訴えの対象となる親子関係が制度的に確定されていなければ、それを不存在と主張することができないため、出訴権者は形式的・制度的に確定できる親子関係の父または母としか解釈できないであろう。すなわち、子の出生登記に記載されている者は親子関係不存在確認の出訴権者になる。他方、親子関係の存在確認については、婚生でない子の母は子の生物学上の父を相手に、婚生でない子の生物学上の父は子の母を相手に父子関係存在確認の訴えを提起することは一般に考えられる。しかし、それはいずれも父子関係が法的に確定されていないことを前提とする。真の血縁関係に反する父子関係がいったん出生登記により制度的に確定された場合、生物学上の父が「父」として第 1073 条第 1 項によりその子との間の父子関係の存在確認を請求することができるかについて、民法典は明確にしていない。

学説上の解釈論としては、父子関係を存続させる目的は、子の身分と生活の安定など子の福祉を図ることにあるため、戸籍上の父がすでに死亡したか親子関係不存在確認により父子関係が否定された、または子がすでに生物学上の父の下で監護されているなど、既存の父子関係を維持することが子の福祉に明らかに反する場合に限り、生物学上の父による父子

関係存在確認の訴えが認められるべきだと解されている¹³⁴。

しかし、近時の裁判例は、出生登記により制度的に確定された父子関係に対して、生物学上の父と主張する者により提起された父子関係存在確認の訴えを認容した¹³⁵。女性は甲との同居期間中に乙と性的関係をも持ち、子を出産した。甲はその子を自分の子として8年間も養育していたが、女性とのカップル関係の破綻に伴い、子は女性により連れ去られた。女性はその後乙と同居するようになり、その子を乙の子として戸籍登記をし、乙との父子関係が確定された。女性は子を懐胎すべき時期に、甲とも乙とも性的関係を持っていたため、その子の血縁上の父子関係は外観上明らかではない。甲は女性と乙を相手にして子との間の父子関係の存在確認および子の返還を請求し、父子関係の解明の手段としてDNA鑑定を求めた。人民法院は被告にDNA鑑定の協力を要請したが、被告側はそれに応じなかった。人民法院は、「被告が原告の主張に反する証拠も提出できず、DNA鑑定にも協力しなかったため、原告の主張を支持すべき」と判断し、甲の請求を認容して子との間の父子関係を認めた。ただし、その子は現に女性と乙の下で養育されており、母による養育が適切でないと証明されなかったため、子の返還請求は棄却された。この事例においては、乙との血縁関係も否定できないことに加えて、子はすでに乙の子として出生登記されており、かつ乙と同居しているため、乙と子との間の父子関係はすでに制度的にも現実的にも確定されている。乙にその父子関係を否認する意思がないにもかかわらず、甲は血縁上の父として子との父子関係を主張した。人民法院は、DNA鑑定への不協力に基づき立証責任を被告側に負わせて、子と乙の間に血縁上の父子関係がないと推定し、乙との父子関係を否定した。子が現に母と乙の下に養育されているという事情が配慮されて、甲による子の返還請求は認容されなかったが、乙との父子関係はすでに法的に否定された。このように、人民法院は実務上、第1073条第1項にいう父または母は制度上のそれのみならず、血縁上の父および母をも含むと解し、法的な親と生物学的な親を訴訟主体性においては同一に扱っている。

¹³⁴ 江晨「婚生否認之訴原告資格の立法完善と規範適用」政治与法律 2020年第5号158頁（2020年）。

¹³⁵ 国家法官学院案例开发研究中心編『中国法院 2018 年度案例：婚姻家庭与继承纠纷』（中国法制出版社、2018 年）102-105 頁（案例 29：如何运用「推定规则」确定亲子关系——陈某诉郭某某同居关系子女扶养案）。

②成年子に対する制限

第 1073 条第 2 項は、「親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合には、成年した子女は人民法院に対して、親子関係の存在確認の訴えを提起することができる」と定めている。すなわち、成年に達した子は、自分の親と血縁関係がないとわかったとしても、親子関係不存在確認の訴えを起こしてその親子関係を否定することができない。

実は、2018 年 8 月に全人大常務委員会の審議に付された中国民法典各分則の草案では、親子関係に対する異議の訴えについて「親子関係に異議がある場合は、父、母または成年した子女は人民法院に、親子関係の存在・不存在確認の訴えを提起することができる」と定められており、成年子は父母と同じく親子関係の不存在確認の出訴権を有している。しかし、審議過程で、成年子が親子関係不存在確認の訴えを利用して、養育してくれた親に対する扶養義務を逃避する恐れがあるという意見が唱えられ、その意見を受け、2019 年 7 月に公開された中国民法典の二次審議稿において、親子関係の存在・不存在確認の訴えは現行法のように改正され、成年子には親子関係の不存在確認の出訴権がなくなった。改正の理由は、「成年した子女は養育してくれた親に対する扶養義務を逃避するために親子関係不存在確認の訴えを濫用する恐れがあり、それは社会主義核心価値観に反する」¹³⁶と説明されており、成年までの養育の事実により親子関係は覆されずに確定されたものになる。

このような「社会主義核心価値観」に根拠付けられる解釈論に示されているように、養育してくれた親に対する扶養義務を強調するために、成年子是不実の親子関係の不存在確認を請求することができない。しかし、成年子は、生物学上の親との血縁関係を明確にすると、依然として第 1073 条第 2 項によりその生物学上の親子関係の存在を確認することができる。これは、遺棄または誘拐されて保護者がいなかった成年子、戸籍上の親がすでに死亡した成年子などに対して、真の血縁関係に基づいて親子関係の存在を確認することに法的な根拠を与えているが、そうでない場合には、成年子は戸籍上の親子関係と血縁上の親子関係という二重の親子関係を持つことが考えられる。

この二重の親子関係を理解するには、中国の深刻しつつある高齢化問題を考えなければ

¹³⁶ 黄薇・前掲注（43）2028 頁。

ならない。2021 年中国における 65 歳以上の人口数は 2 億 56 万人に上り、高齢化率は 14.2% を超えている。また、2020 年 65 歳以上の高齢者を抱える世帯は 1 億 3287 万世帯であり、このうち子どもと同居する世帯は 7144 万世帯で半分以上を占めている。膨大な高齢者人口を控える中国は、親子関係の不存在確認に伴って高齢者扶養の担い手がいなくなることを警戒しながら、家族本位の強化と二重の親子関係の承認により、高齢者扶養の解決策を成年子による私的扶養に見出そうとしていると言えよう。

4. 継親子関係の位置付け

(1) 擬制的な親子関係としての継親子関係

婚生子と婚生でない子のような真の血縁関係に基づく親子関係の他、中国民法典には血縁関係がない者の間に人為的に創設される親子関係、すなわち法的擬制による親子関係がある。そのうち、子連れ再婚の場合における再婚相手とその連れ子の相互関係、つまり継親子関係についても明確に規定を設けていることは、中国の親子制度の一つの特色である。特に、上述したような離婚件数の激増および離婚率の上昇に従って、再婚件数も次第に増加しており、1985 年の再婚件数は 25 万件であったのに対して、2000 年はその倍の約 50 万件、2010 年は 140 万件、2020 年は 200 万件と増加している¹³⁷。再婚世帯の増加は継親子関係の増加をも意味しており、継親子関係のあり方を法的に確認する必要性が生じる。

中国民法典第 1045 条第 1 項は、親族の範囲を「配偶者、血族および姻族」と定めている。具体的な定義づけはされていないものの、一般に出生による血のつながりのある関係および法的に血縁関係があると擬制された関係を血族、婚姻を媒介にして配偶者の一定親族との間に生じる関係、すなわち配偶者の血族あるいは血族の配偶者との関係を姻族と解釈している¹³⁸。このような解釈によれば、離婚や死別により前婚を解消した者が子を連れて再婚した場合、その子は配偶者の直系血族として、再婚相手たる継親の姻族に当たる。また、婚生でない子を出産した未婚女性にとって、子とその生物学上の父との間に真の血縁関係に

¹³⁷ 中国国家统计局・前掲注 (75)。

¹³⁸ 黄薇・前掲注 (43) 1950-1951 頁。

基づいて父子関係が生じるにもかかわらず、その女性は必ずしも子の生物学上の父と婚姻をするわけではない。そのため、前婚解消を経験したことがない子連れ婚姻についても、継親子関係の発生があり得る。このような継親子関係を姻族として捉えると、扶養義務や相続権などの具体的な法的効果は生じない¹³⁹。しかし、子が未成年者の場合、養育者の変更についての父母による協議または人民法院による判決がない限り、子を現に扶養する父または母が再婚すれば、子は通常継親との共同生活に置かれる。共同生活を送っている以上、経済的・精神的により親密な関係の形成が考えられ、普通の姻族と異なる部分もある。

したがって、中国民法典第 1072 条は「継父母と継子女との間では、虐待または差別をしてはならない」とした上で、第 2 項は「継父または継母と、その扶養教育を受けた継子女との権利義務関係は、本法の親子関係についての規定を適用する」と定めており、継親子関係は独立した法的概念として明文化されている。第 1 項は、1950 年婚姻法の第 16 条、「夫は妻の扶養を受ける前夫の子、妻は夫の扶養を受ける前妻の子を虐待または差別をしてはならない」という規定に由来するものである。婚生でない子への差別の禁止と同趣旨であり、継子に対する虐待や差別の禁止を強調するために特別に規定するものである。しかし、1950 年婚姻法第 16 条は、継子たる者を要扶養の未成年継子と想定していたので、子が成年した後成立した継親子関係については触れていなかった。これに対して、第 1072 条第 1 項は、継親に対する継子の差別・虐待禁止も規律の範囲に組み入れ、継親子双方を保護している。

未成年の継子は継親と共同生活を送って継親の下で養育されていた場合について、第 1072 条第 2 項はその継親子間の権利義務関係を「本法の親子関係についての規定を適用する」と規定している。この第 2 項に関し、通説は、養育の事実を備えた継親子の間には、実親子関係と同様な権利義務関係が発生すると解している。すなわち継親子は姻族を超えて擬制的な親子関係になる¹⁴⁰。この通説に従うと、継親子関係は養育の事実の有無により、単なる姻族としての継親子関係と、法的擬制による親子関係とに分かれる。また、第 1072 条第 2 項は「継父または継母と、その扶養教育を受けた継子女との間」と明文化しており、「扶

¹³⁹ 吳国平「論継父母子女関係法律規制の立法完善」江南大学学报 17 卷（人文社会科学版）1 号 32-38 頁（2018 年）。

¹⁴⁰ 黄薇・前掲注（43）2026 頁のほか、範李瑛「我国継父母子女関係の親属性質及法律地位」烟台大学学报（哲学社会科学版）1997 年 4 号 37-41 頁（1997 年）、吳国平・前掲注（139）33 頁、楊立新・前掲注（39）194 頁なども同旨の意見を述べている。

養教育」の方向は継親から継子への一方的なものようであるが、学説は、継子が継親に対して扶養義務を果たした場合も第 2 項に当てはまるという拡張解釈をしている¹⁴¹。したがって、継親子関係の成立時、継子はすでに成年していて継親による養育を受けたことがない場合にも、成年継子が継親子関係の成立後に継親を扶養した時は、継親子の間に相続権などの法的効果が発生する。

（２）擬制的な親子関係の判断基準

しかしながら、継親子の間に親子としての法的効果を擬制的に発生させるためには、どのような「扶養教育」を要するか、中国民法典は具体的に示していない。学説は一般に、継子に対する継親の養育の典型例として、継親が継子に対して教育・扶養・保護の役割を果たして継子の全部または一部の養育費¹⁴²を負担していることを挙げている¹⁴³。なお、継親に対する継子の扶養については、必ずしも親子としての共同生活を要するわけではないが、継親に対して経済的・生活的・精神的に継続的な支援を行っていることが必要と考えられている¹⁴⁴。

継親子間に親子としての法的効果があるか否かについての争いが人民法院に提起される場合、民法典は客観的な判断基準を示していないので、人民法院の判断は裁判官の個人的な倫理観や親子観に左右される。例えば、実母と継父は継子の 15 歳の時に婚姻をして、継子は 16 歳の時に出嫁ぎに行って継親と別居になったという二件の事案に対して、重慶市の人民法院は「継父と一年近く共同生活をしていたものの、共同生活の期間は短かったと言わざるを得ず、擬制的な親子関係が成立したということとはできない」と判断したが、江蘇省の人民法院は「共同生活の期間は短かったが、継父による扶養教育を受けたことは事実であり、親子関係を創設させるほどの養育関係があったというべきである」と判断した¹⁴⁵。このような実務上の問題を残しながらも、中国民法典は一方的または相互の扶養教育の事実を備え

¹⁴¹ 黄薇・前掲注 (43) 2026 頁、範李瑛・前掲注 (140) 39 頁、吳国平「有扶養關係の継父母關係の認定及其繼承權問題」中華女子学院院報 2015 年第 5 号 10-16 頁 (2015 年)。

¹⁴² 最高人民法院「民法典婚姻家庭編法の適用に関する解釈 (一)」第 42 条は、「民法典第 1067 条にいう『養育費』は、子女の生活費、教育費、医療費などの費用を含む」とする。

¹⁴³ 楊立新・前掲注 (39) 194 頁。

¹⁴⁴ 吳国平・前掲注 (141) 13 頁。

¹⁴⁵ 裁判例の出典は、王葆蒔「論継父母子女之間的法定繼承權——『民法典』第 1072 条和第 1127 条解釋論」法学 478 卷 9 号 144-145 頁 (2021 年) による。

た継親子関係に対して姻族以上の親子関係を創設していることを確認することができる。

（３）継親子関係の解消

一定の扶養教育の事実が形成されていない継親子関係は、単なる姻族に過ぎず、実親と継親の婚姻の解消により自然解消する。

扶養教育の事実により実親子と同様な権利義務関係が発生した継親子関係に対して、最高人民法院の婚姻家庭編解釈（一）第 54 条は「実父は継母と離婚したとき、または実母は継父と離婚したとき、その扶養教育を受けている継子女について継父または継母は継続養育をしないと決意した場合、実父または実母は依然として扶養しなければならない」と定めている。したがって、扶養教育の事実を備えた継親子関係は、継親と実親が離婚した後に自然解消するのではなく、継親が未成年継子の継続扶養に同意しないときには解消する。

また、扶養関係にある継親子において実親が死亡した場合、継親は子の実親の死亡を理由に未成年継子に対する扶養義務を停止することはできない。生存している継子のもう一方の実親は子を引き取って扶養することができるが、それに対して継親の同意または人民法院の判断は必要である。例えば、実母が死亡した後に継父は継子の継続扶養をしようとするのに対して、生存している実父が子を引き取って扶養することを求めた事案について、人民法院は継父の行為を道徳上肯定に値するものと評価しながらも、実父の扶養能力や継親子関係の存続関係などから判断して、実父のなした子の引渡請求を認めた¹⁴⁶。継子が実親に引き取られた場合には、継親子関係は解消すると見なされる¹⁴⁷。他方、継親に対する継子の扶養義務も同様である。人民法院は、10 年間にもわたって共同生活をしていた継親子について、実父が死亡した後も、継子は継母に対して住居の提供や生活費の支援などの扶養義務を引続き負わなければならないと判示した¹⁴⁸。したがって、扶養関係にある継親に対する継子の扶養義務も、実親の死亡により当然に消滅するわけではない。

¹⁴⁶ 国家法官学院案例開発研究中心編『中国法院 2019 年度案例：婚姻家庭与继承纠纷』（中国法制出版社、2019 年）112-114 頁（案例 32：親生父親在離婚後仍是子女的第一監護人——王某甲訴崔某某變更撫養關係案）。

¹⁴⁷ 加藤・前掲注（58）275 頁。

¹⁴⁸ 国家法官学院案例開發研究中心・前掲注（146）133-135 頁（案例 38：継子女不得以無須承擔扶養義務為由不準繼母居住）。

5. 養子縁組の成立と解消

(1) 養子縁組法の変遷

子を養子とすることは、法定の条件と手続に基づいて、他人の子を引き取り自分の子として養育し、擬制的な親子関係を創設する法律行為である¹⁴⁹。養子縁組は、このような法律行為の法的効果として生じた擬制的な親子関係のことである。

かつての中国では、代々の家系の跡継ぎを確保するために養子縁組は利用されていたが、傍系血族の男子卑属でなければ養子とすることができないなど、旧家族観に基づいていた¹⁵⁰。新中国成立後、1950 年婚姻法は、養子縁組の存在を承認した上で、養親子の間にも実親子間に規定されている相互の扶養関係および虐待・遺棄の禁止規定を適用すると定めただけであり（同法第 13 条）、養子縁組の成立や解消などについて触れていなかった。1980 年婚姻法は、「国家は合法的な養子縁組を保護する。養親子間の権利義務関係には、本法の実親子関係に関する規定を適用する。養子と実親の権利義務関係は、養子縁組関係の成立によって消滅する」（同法第 20 条、2000 年の修正婚姻法の第 26 条）と規定し、親子法規定の適用および実親子関係の終了を養子縁組の効果として明文化した。しかし、養子縁組の手続きなどが詳細に示されていなかったため、最高人民法院は 1984 年に「民事政策と法律を執行する際の若干問題に関する意見」を公布し、養子縁組の成立について「適正な手続によらずに養親子として長期にわたって共同生活をしている者に対して、親戚と友人はその養親子関係を一般に認めている、または関係機関は養親子関係の存在を証明している場合、その養親子関係を認めるべきである」というような曖昧基準を示した¹⁵¹。

養子縁組の成立・効力・解除を網羅的に規定する『収養法（養子縁組法）』は、1991 年に制定、1998 年に改正された。婚姻家庭法体系を構成する重要な法律でありながら、体系上婚姻法と並行して整合されていないことには批判があったが¹⁵²、中国民法典を編纂するに

¹⁴⁹ 楊大文・前掲注（15）185 頁。

¹⁵⁰ 同 187 頁。

¹⁵¹ 最高人民法院「関与貫徹執行民事政策法律若干問題的意見」（1984 年 8 月 30 日付）第 28 条 <http://www.lscps.gov.cn/html/20021>（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹⁵² 夏吟蘭・前掲注（36）を参照。

あたり、立法機関は収養法に若干の修正を加えて第5編「婚姻家庭」の第5章「養子縁組」に組み入れた。4では中国民法典における養子縁組の成立と解消などについて考察する。

民法典に規定されている養子縁組の類型は、その成立要件の如何により一般的な養子縁組と特殊な養子縁組に分かれている¹⁵³。特殊な養子縁組は、三代以内の同世代の傍系血族の子を養子とする場合（中国民法典第1099条）、孤児・障害を持つ未成年者もしくは児童福祉機構が養育する実親を探し出せない未成年者を養子とする場合（中国民法典第1100条）、または継子を養子とする場合（中国民法典第1103条）を指しており、一般的な養子縁組のような厳格な要件を要しないことを特徴としている。（2）では、養子縁組の成立要件を確認していく。

（2）養子縁組の実質的要件

①一般的な養子縁組の実質的要件

一般的な養子縁組を成立させるためには、養子となる者は、①実親を亡くした未成年孤児¹⁵⁴、②実親を見つけられない未成年者、③実親に特殊な困難があり扶養能力がない未成年者でなければならない（中国民法典第1093条）。従前の収養法は「養親子間に親近感や信頼感を構築して養子縁組を安定させる」¹⁵⁵ために、養子となる者の年齢を「14歳未満の未成年者」としていたが、中国民法典は、実親の養育に恵まれない14歳以上の未成年者に対しても養子縁組により親を与えて保護する必要があること、精神的にある程度成熟している14歳以上の未成年者であれば養子縁組をよりよく理解して親子関係を大切にするのができること、14歳以上であっても養子となる者を依然として未成年者に限ることなどを理由として、養子となる者の年齢上限を18歳までに引き上げた¹⁵⁶。また、未成年者は養子となるために、実親がいないまたは実親に経済的・心身的に扶養能力がないなど、実親による扶養を

¹⁵³ 楊大文・前掲注（15）189頁は、「普通収養関係」と「特別収養関係」という表現を用いた。このような表現は、日本の養子制度における「普通養子縁組」と「特別養子縁組」と類似しているが、中国の養子縁組の内容は日本の養子制度と異なっている。本稿では、日本の養子制度と混同しないため、「普通収養関係」と「特別収養関係」ではなく、「一般的な養子縁組」と「特殊な養子縁組」という表現にした。

¹⁵⁴ 「孤児」とは、実親が死亡した、または実親が失踪宣告を受けて死亡したと見なされた子のことである。ここにいう「実親」は、実親、養親および扶養関係にある継親を指すと解されている。黄薇・前掲注（43）2079頁。

¹⁵⁵ 楊大文・前掲注（15）190頁。

¹⁵⁶ 黄薇・前掲注（43）2078-2079頁。

受けることが客観的にできないことも要件とされている。

中国の養子制度は、いわゆる「送養人」を明らかに規定している。送養とは、養子縁組を担当する民政機関に対して養子となる者の情報を登録して養子縁組の成立を申し出ることであり、送養人は、養子となる要件を満たした未成年者を養子に送り出すことができる者である。民法典第 1094 条は、孤児の後見人、民政機関の児童福祉施設、特別な困難があり子を扶養する能力がない実親を送養人と定めている。孤児の後見人は民法典第 27 条により、孤児の祖父母・兄姉・その他自発的に孤児の後見義務を引き受けて民政機関の同意を経た個人または組織、という順位で決定される。孤児の後見人は孤児を養子に送り出す場合、他の後見義務を有する者の同意を得なければならない。同意が得られない場合、改めて未成年後見人を選任することになる（民法典第 1096 条）。実親に未成年子を扶養する経済的な能力がない場合、実親が重病や障害などの原因により子を扶養することが特に困難である場合には、実親は未成年子を養子に出すことができる。原則として実父母が双方同意した上で共同送養をしなければならないが、実父母の一方が死亡または行方不明の場合に限り、生存している一方の親は単独で送養をすることも許される（民法典第 1097 条）。上述のように、実親による扶養が客観的にできない場合でなければ、子は養子になることができない。したがって、実親は未成年子を虐待したことがあったとしても、扶養能力が客観的にないとは言えないので、子を養子に出すことができない。

養親となる者は、30 歳以上でなければならない。また、養子を養育して保護するための十分な経済的および心身的な能力が必要である。そのため、養親となる者は、養子の健康を害する伝染病、養子の安全に害を及ぼす精神病、養子に対して健全な養育を履行できない認知症など医学上養子を迎え入れるべきでない疾病を罹患していないことを証明しなければならない¹⁵⁷。さらに、民法典は新たに「養子の健全な成長を害した違法犯罪行為がないこと」を養親となる要件と定めており、養親となる者の道徳性も扶養能力の一要素として評価している（中国民法典第 1098 条）。一人っ子政策の下では、養子縁組を利用して複数の子を儲けることを防止するため、養親となる者に子が一人もいないことも要件とされていた。一人

¹⁵⁷ 加藤・前掲注（58）287 頁。

っ子政策の緩和に伴い、子がない者は2人の養子、子が1人いる者はもう1人の養子を迎え入れることができるようになった（中国民法典第1100条第1項）。また、民法典施行後の2021年5月から、計画出産政策は「三人っ子政策」に改正されたので、民法典はこれに応じて養子の数に対する制限をさらに緩めていくことが考えられる。配偶者のある者が養子縁組をする場合、原則として夫婦共同で行わなければならないが（中国民法典第1101条）、独身の者が異性の養子を迎える場合、養親と養子との間には40歳以上の差が必要である（中国民法典第1102条）。

養子縁組の成立には、縁組に対する合意が求められる（中国民法典第1104条）。中国の養子制度は、諸要件からわかるように、実親による扶養が客観的に受けられない未成年子に親を与えること、すなわち真の親子関係を擬制的に創設することを目的として制度設計がなされている。そのため、縁組に対する合意は一般に親子関係を成立させるという実質的意思になると言えよう。また、養子縁組の成立に対する送養人と養親との間の合意のみならず、民法典は8歳以上の未成年子の同意を得なければならないと規定されている¹⁵⁸。未成年子の同意は養子縁組を成立させる一要件であり、送養人と養親の間に合意があったとしても、8歳以上の未成年子がそれに同意しないと養子縁組をすることができないと解されている¹⁵⁹。

②実質的要件が緩和される特殊な養子縁組

特殊な養子縁組の実質的要件はもっぱら、三代以内の同世代の傍系血族の子を養子とする場合、孤児・障害を持つ未成年者もしくは児童福祉機構が養育する実親を探し出せない未成年者を養子とする場合、または継子を養子とする場合（第1099条、1100条、1103条）を指している。これらの養子縁組は一定の身分関係に基づいて行われているものであり、一般的な養子縁組より緩い要件で成立させることができる。

¹⁵⁸ 中国民法典第19条は、8歳以上の未成年者を制限行為能力者としている。8歳以上の未成年者は、その年齢や意思能力に応じて自ら一定の法律行為をなすことができると解されている。旧収養法は、10歳以上の養子の養子縁組に対する同意を得なければならないと規定していたが、民法典は、制限行為能力者の年齢下限に合わせて養子の意思表示の年齢を8歳に引き下げた。

¹⁵⁹ 黄薇・前掲注（43）2103条。

中国民法典第 1099 条は親族間の養子縁組に関する規定である。その第 1 項は、養親となる者は三代以内の同世代の傍系血族の子、すなわち兄弟姉妹または従兄弟姉妹の子（甥・姪）を自己の養子とする場合、養子の実親に「特殊な困難があり扶養能力がない」こと、および独身の養親と異性の養子との間に求められる 40 歳以上の年齢差という制限を受けないと規定している。したがって、兄弟姉妹または従兄弟姉妹には特殊な困難がなく扶養能力があるにもかかわらず、その子を自分の養子とすることができる。このような規定は、中国の国情と伝統的慣習から導き出されたものと考えられている¹⁶⁰。中国において、実子のない者の多くが自己の甥や姪を養子にして老後の面倒を託しているという慣行があつて、互いに親族であるので養子縁組の要件を顧みず事実上の養親子関係を形成しているケースもある。中国の養子制度は、このような事情を踏まえて親族間の養子縁組の要件を緩めている。しかし、このような親族間の養子縁組は、中国の伝統的血縁集団である宗族を継続させるための養子縁組、すなわち「親のための養子」を事実上容認することとなったという指摘も見られる¹⁶¹。また、第 2 項は、外国籍を取得した元中国人は中国人の兄弟姉妹または従兄弟姉妹の子を養子とする場合、子の人数に関する制限をも受けないと定めている。そのため、元中国人には 1 人以上の実子がいるとしても、兄弟姉妹または従兄弟姉妹の子を養子として迎え入れることは可能である。このような元中国人に対する制限緩和は、養子となる者に比較的豊かな生活を提供すること、元中国人の家族観を維持することに有益であると言われている¹⁶²。

養子の人数に関しては、原則として子がない者は 2 人の養子、子が 1 人いる者はもう 1 人の養子を迎え入れることができる。民法典第 1100 条第 2 項は、孤児・障害を持つ未成年者または児童福祉機構が養育する実親を探し出せない未成年者を養子とする場合、子の人数に関する制限を受けないとしている。この規定は、上記 3 類型の未成年者を特別に配慮しているものである。中国は、孤児や障害児に対して児童福祉機構を設け、その生存と介護に特別の配慮を行っているが、そのような公的扶養には限界があり、両親が揃った安定した家庭

¹⁶⁰ 黄薇・前掲注（43）2094 頁、加藤・前掲注（58）294-295 頁。

¹⁶¹ 宇田川幸則「中華人民共和国養子法の改正」関西大学法学論集第 48 巻第 5-6 号 259 頁（1999 年）。

¹⁶² 黄薇・前掲注（43）2094 頁。

生活に匹敵するものではない。孤児や障害児などを養子として家庭に迎え入れて親により養育することは、子どもの心身の健全な成長に役立つことになる¹⁶³。しかし、出自が分かっている健康な未成年者に比べると、孤児や障害児などが養子縁組を通じて普通の家庭生活に入るのは困難である。したがって民法典は、子どもの保護と福祉を図るために、孤児・障害児または児童福祉機構が養育する実親を探し出せない未成年者を養子とする場合の人数制限を緩和し、親による養育に恵まれない子どもに対する養子縁組の積極性を引き出そうとしている¹⁶⁴。ただし、養親となる者が十分な扶養能力を有しているか否かを考えなければならない。

養育の事実を備えた継親子の間には、上述のように、法律上実親子関係と同様な権利義務関係が発生する。しかし、中国民法典は「養育の事実」に関して客観的な判断基準を示しておらず、学説上の議論や実務上の矛盾を引き起こしている。また、「養育の事実」により継親子間に親子としての権利義務関係を擬制的に生じさせた場合においても、別居親がいるときは、継子にとっては、その別居親との実親子関係と継親と擬制的な親子関係という二重の権利義務関係が生じる。これに対して、中国民法典第 1103 条は、配偶者の子を養子とする、すなわち連れ子養子の場合には、実親の扶養能力、養親となることに必要な諸要件、子の人数などの制限を受けないとしている。養子縁組の成立により、継子と別居親との親子関係は終了し、継親との親子関係のみが存続することになる。これは、親子関係をめぐる紛争の回避に役立ち、継親子関係を安定させて継子の健全な成長を図ることができる。しかし、実親子関係の消滅という重大な効果を生じさせるため、連れ子養子縁組を成立させるには、別居している実親の養子縁組に対する合意を得なければならない。

（３）養子縁組の形式的要件

最高人民法院は 1984 年に「親戚と友人がその養親子関係を一般に認めている、または関係機関が養親子関係の存在を証明している場合、その養親子関係を認めるべきである」とい

¹⁶³ 加藤・前掲注（58）293 頁。

¹⁶⁴ 楊大文・前掲注（15）194 頁。

う曖昧な基準を示したのに対して、1998 年に改正された収養法は、婚姻の成立と同様に、養子縁組を成立させる民政機関に登録をしなければならないと規定した。民政部は 1999 年 5 月に『養子縁組登記弁法』を通達し、養子縁組を登記するときの担当機関、必要な書類、登記方法などの細則を公布した。民法典の編纂にあたり、養子縁組の登記という形式的要件は、養子制度に違反した収養行為を防止すること、各当事者（特に養子となる未成年者）の利益を保護すること、家庭または社会秩序を安定させることに有益であると考えられており、民法典第 1105 条は、養子縁組の登記という形式的要件を踏襲した¹⁶⁵。

民法典第 1105 条によると、養子縁組をするには、地方政府の設置する登記機関に登録しなければならない、養子縁組は登記の日からその効力を生じる（同条第 1 項）。しかし、登記機関は養子縁組の実質的要件を審査するために一定の時間を要するので、養子縁組登記の申出の日から 30 日以内の審査期間は定められている¹⁶⁶。審査によって養子縁組の成立が認められる場合、養子縁組の登記を許可する。法定の送養人が未成年者を養子に送り出す場合には、孤児であることや実親に扶養能力がないことをすでに証明しているのに対して、実親が見つけれない未成年者を養子に出す場合には、実親がいるか否かははっきりとしていない。そのため民法典は、再度未成年者の実親の所在を搜索するため、登記機関に対して養子縁組登記の申出の日から 60 日に及ぶ公告を義務付けている（同条第 2 項）。また、中国民法典は登記機関に対して養子縁組のアセスメントを行う義務を新たに規定している。これにより、登記機関は、養子となる未成年者の利益を図るため、養親となる者の実質的要件のみならず、その収養動機、道德水準などを総合的に判断しなければならない、養親となる者の適格性を実質的に確保している¹⁶⁷。

（４）養子縁組の効力

中国民法典第 1111 条は養子縁組の効力について、「養親と養子との間の権利義務関係は、養子縁組が成立した日より、本法の親子関係に関する規定を適用する。養子と養親の近親族

¹⁶⁵ 黄薇・前掲注（43）2103 頁。

¹⁶⁶ 中華人民共和国中央人民政府「中国公民収養子女登記弁法」第 7 条 http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468863.htm（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹⁶⁷ 黄薇・前掲注（43）2106 頁。

の間の権利義務関係は、本法の子と親の近親者との関係に関する規定を適用する」と規定しており、第2項は「養子と実親およびその他の近親族との間の権利義務関係は、養子縁組の成立により消滅する」としている。

したがって、養子縁組成立の日から、養親子の間には、実親子関係と同様な権利義務関係が発生する。具体的に言うと、養親子は互いに扶養義務を負い、遺産相続権を有している（第1067条、1070条）。養親は養子に対して教育・保護の権利と義務を負う（第1068条）。また、養子と養親の親との間には孫と祖父母の関係が生じ、養子と養親の子との間には、兄弟姉妹の関係が生じ、法律上相互に扶養の権利義務を有し、第2順位の法定相続人となる（第1174条、1175条、1127条）。第2項によれば、養子縁組の成立により、養子と実親との権利義務関係は消滅する。これは、養子と養親およびその他の親族間に親密な家族関係を樹立させることにより養子縁組関係の安定を図り、紛争の防止・減少に意味があると考えられている¹⁶⁸。

民法典第1112条は養子の氏について、「養子は養父または養母の氏に変更することができるが、当事者間の協議により従来を継続使用することもできる」と規定している。養親の氏に変更することは、養親子間の親密感を強化して養親子家庭を安定することができるばかりでなく、養子であることを秘密にすることによって養子のプライバシーの保護にも役立つと考えられている¹⁶⁹。また、養子縁組の各当事者の意思自治を尊重した上で、実親と養親の協議により養子の氏を従前の氏のままにすることもできる。

（5）養子縁組の解消

このような養子縁組の要件と効果からわかるように、中国民法典における養子縁組は、法定の成立条件を満たした上で、親子でない者の間に真の親子関係を擬制的に創設して養子と実親・実方親族との権利義務関係を終了させることを内容としている。実親による養育に恵まれない子に親子関係を与えるため、養子縁組がいったん成立すると、養子縁組の解消

¹⁶⁸ 加藤・前掲注（58）309頁。

¹⁶⁹ 黄薇・前掲注（43）2118頁。

（離縁）は養子が成年に達するまで原則として認められない。しかし、送養人と養親が養子縁組の解消に合意にした場合には、養子縁組を解消することができる。また、養子が 8 歳以上の場合、養子による同意がなければ養子縁組の解消はできない（第 1114 条第 1 項）。

また、養子縁組は擬制的に成立した親子関係であるから、養親との関係が悪化して養子関係を存続させることが事実上不可能になった場合には、成年養子と継親は協議または人民法院の審判により養子縁組を解消することができる（第 1115 条）。ただし、養親による養育により成年に達した養子は、養子縁組解消後においても、養親に対して生活費の支給など一定の扶養義務を負わなければならない（第 1118 条第 1 項前段）。

民法典は、養親子間の虐待・遺棄に特に配慮している。養親が養子に対して扶養義務を果たさず、虐待・遺棄などにより養子の健全な成長を侵害する行為がある場合、送養人は養親に対して養子縁組の解消を要求する権利がある（第 1114 条第 2 項）。養子縁組が成年養子の養親に対する虐待・遺棄などの侵害行為により解消された場合、養親は養子に対して養子縁組存続期間中に支出した養育費の返還を求めることができる（第 1118 条第 1 項後段）。

当事者は協議により養子縁組を解消する場合には、婚姻の解消と同じく、地方政府の設置する登記機関に自ら出頭して離縁の登記を行われなければならない（第 1116 条）。登記機関は当事者の離縁意思、養子の意思、養育費などの問題に関する取決めを確認した上で、離縁の登記を行う。また、当事者は養子縁組の解消について合意に達することができない場合、当事者は人民法院に対して養子縁組の解消を請求することができる。人民法院は、その養子縁組の実態に応じて、関係改善または離縁の調停を行う。離縁の調停が成立した場合には、人民法院が調停書を作成することによって養子縁組は解消するが、離縁の調停が不成立の場合には、離縁認容または棄却の判決を下す¹⁷⁰。

養子縁組の解消により、未成年子養子と、養親との親子関係および養親の近親族との親族関係は消滅し、実親と実方親族との権利義務関係は回復する（第 1117 条前段）。孤児や実親を探し出せない子については、後見義務者が改めて後見人を選任する。しかし、実親と実方親族との権利義務関係を回復させると、親子および親族間に扶養義務や相続権などの効果

¹⁷⁰ 加藤・前掲注（121）318-319 頁。

を生じさせることになる。そのため、養子がすでに成年に達している場合には、実親と実方親族との権利義務関係を回復するか否かについて、養子自身が判断することができる（第1117条後段）。

6. 継親子関係と養子縁組の違い

姻族たる継親子の間には、養育の事実により実親子関係と同様な権利義務関係が擬制的に発生する。他方で、養子縁組は、親子でない者の間に親子関係を擬制的に創設する。いずれも血縁関係がない者の間に人為的に親子関係を発生させるものであり、継親子関係も養子縁組も法的擬制による親子関係に属すると言われる¹⁷¹。ただし、継親子関係と養子縁組は次の点で異なる。

まず、親子関係の成立について違いがある。継親子関係は実親と継親との婚姻により成立する姻族であり、継親子の間に一定の扶養関係が認められた場合には、親子関係としての権利義務関係が発生する。これ以外に特別な法的手続は必要とされていない。それに対して、養子縁組の場合は、各当事者がそれぞれの実質的要件を満たした上で、養子縁組の登記を経た後に初めて養親子の権利義務関係が発生する。

また、親子関係の解消について相違点がある。継親子関係の解消について、最高人民法院の婚姻家庭編解釈（一）第54条は「実父は継母と離婚したとき、または実母は継父と離婚したとき、その扶養教育を受ける継子女について継父または継母は継続養育をしないと決意した場合、依然として実父または実母は扶養する」とされているため、継親子関係は実親と継親の離婚に伴って継親の一方的な意思表示により任意に解消することができる。それに対して、養子縁組の解消については、厳格な要件が定められている。

当事者の意思自治に対する配慮の点でも違いがある。継親子関係は実親と継親との婚姻に基礎付けられるものであり、継子は配偶者の直系血族として、間接的に継親との間の親族関係が発生する。継親子の間には、必ずしも親子関係を変動しようとする意欲があるとは言

¹⁷¹ 楊大文・前掲注（15）166頁。

えない¹⁷²。それに対して、養子縁組の場合には、送養人と養親の養子縁組の成立や解消に対する合意は実質的要件として規定されているほか、養子となる未成年者は 8 歳以上であれば、養子本人の同意も必要とされている。

さらに、それぞれの親子関係の内容についても異なる点がある。例えば、継親子の間で養育の事実を認めて親子関係の権利義務関係を発生させたとしても、継子とその別居親との親子関係には影響が及ばない。他方、養子縁組の場合、養子と実親およびその他の親族との関係は、養子縁組の成立により消滅する。

このような相違点から考えると、継親子関係を法的擬制による親子関係として捉える通説を正当なものとして評価することは困難になる。そこで、実親子間の権利義務の内容を、子の利益に重大な影響を及ぼす可能性があり実親共同で決定しなければならない「共同管轄事項」と、子の日常生活にかかわり離婚後子を直接に扶養している親の単独で行うことができる「単独管轄事項」に類型化した上で¹⁷³、継親は直接扶養親の配偶者として夫婦間の扶助義務という婚姻効果に基づいて初めて「単独管轄事項」に対して一定の権利義務関係が生じるという見解に示唆されるところが大きい¹⁷⁴。

7. 小括

本章は、中国民法典における親子関係の類型およびその成立と解消について体系的に整理して検討した。親子関係のあり方は、親の婚姻関係や親との血縁関係などの具体的な事実と深く関係しているだけでなく、子どもの最善利益・社会秩序の安定などの視点を加えて評価される必要がある。中国の民法典は、婚姻・血縁・養育の事実・子どもの利益などの要素を汲み入れて親子関係のあり方を構築しており、かなり複雑な親子政策を築き上げた。以下で中国における親子政策の特徴をまとめる。

¹⁷² 王葆蒔・前掲注（145）139 頁（2021 年）。

¹⁷³ 王葆蒔・前掲注（145）141-142 頁。また、楊立新・前掲注（39）249-250 頁は、父母による共同親権を認めつつ、共同親権の行使にあたり、子に重大な影響を与えうるか否かにより「一般事項」と「重要事項」を区別し、「一般事項」について親の一方が単独で決定できると述べている。

¹⁷⁴ 王葆蒔・前掲注（145）141-142 頁。

（１）国家に奉仕する妊娠・出産

本章２では明らかにしたように、真の血縁関係に基づく実親子関係は、親の婚姻関係により婚生子と婚生でない子に分かれている。また、計画出産政策の変動によりその親子関係のあり方は大幅に変動している。厳格な出産審査制度の下では、妊娠・出産は制度的にコントロールされていた。人口抑制政策の目標は実現可能にされたが、超過出生子および婚生でない子の親子関係は否定的に扱われていた。少子高齢化が進んでいる現在では、国家は多様な施策により非婚出産の女性やひとり親を支援している。出産審査制度がなくされたほか、婚生でない子の出生登記も簡単にすることができるようになった。

子どもの最善利益や男女の本質的平等から考えると、出産審査制度や出生登記制度の緩和は、妊娠・出産を婚姻関係から生じた付随的なものとする位置付けから、子どもおよび非婚出産の女性の主体性を意識する方向への転換を示すものである。しかし、かなり厳格な計画出産政策にしても現在の出産支援政策にしても、妊娠・出産および親子関係のあり方は、単純な血縁関係に基づく私事ではなく、個人が国家・社会に奉仕する一つの手段に過ぎないという政治的配慮が強かうかがえる。

それに、子どもの最善利益を実現し親子関係の早期安定を図る親子関係の確定制度が欠缺しているため、「親子関係が法的に確定された」ということができず、親子関係の制度化の不備を示している。たとえ親子関係がいったん出生登記などの手続きにより明らかにされたとしても、それはいつでも真の血縁関係により覆されうる。成年子がこのようなロジックに乗じて自分を成年まで養育していた親との親子関係を否定することに警戒しているからこそ、親子関係不存在確認の出訴権が成年子に対しては制限されているのである。

（２）私的扶養の主体性

中国民法典における親子関係については、「養育の事実」が一つのキーワードになっている。

民法典第 1073 条は「親子関係の存在・不存在確認の訴え」を新たに規定した。本条は、父母に対して親子関係の存在確認または不存在確認の請求権を与えているが、成年子に対

して親子関係の不存在確認の訴えを提起できないと定めた。成年子の提訴権を制限した理由については、養育してくれた親に対する扶養義務を逃避するために親子関係不存在確認の訴えを濫用する恐れがあり、それは社会主義核心価値観に反するためだと説明されている。すなわち、成年子にとって、「養育の事実」は親子関係を成立させる一つの要素になっている。

継親子関係のあり方を規定する第 1072 条第 2 項は、「継父または継母と、その扶養教育を受けた継子女との権利義務関係は、本法の親子関係についての規定を適用する」と規定している。通説は、「養育の事実」が継親子の間に実親子関係と同様な権利義務関係を発生させると解している。すなわち継親子の間に「養育の事実」が認められれば、継親子関係は姻族関係を越えて擬制的な親子関係になる。

養子縁組においても、送養人と養親の間で養子縁組の解消（離縁）について合意に達し、養子もそれに同意した場合、養子縁組を解消することができる。合意に達することができない場合、養親子関係が悪化した場合、もしくは親子間に虐待・遺棄などの侵害行為があった場合には、人民法院に養子縁組の解消を請求することもできる。しかし他方で、民法典は第 1118 条第 1 項で「養子縁組を解消した後、養親の扶養によって成人に達した養子は、労働能力と生活財源がない養親に対し、生活費を支給しなければならない」と規定している。つまり、養子縁組は解消できるが、養子を成年までに養育した養親に対する扶養は、養子縁組の解消後においても消滅しない。

このように、自然血族の親子関係にせよ法的擬制の親子関係にせよ、親子間の扶養（特に親に対する子の扶養）は強調されている。実は、中国民法典第 8 条は、「民事主体は民事活動を行うときは、法律または公序良俗に違反してはならない」と定めている。したがって、それぞれの親子関係の成立と解消の要件は異なっているにもかかわらず、自分を育てた親に対する扶養義務を履行しない行為は、公序良俗に違反して法的に是正されることができる。養育の恩返しと親孝行という道德上の要請に加え、深刻しつつある高齢化問題を考えるならば、親に対する子の扶養を格別強調することは、「社会主義核心価値観」による道德統治を強化し、高齢者扶養の担い手を確保することに有意義であろう。

結語

本稿は、中国民法典の婚姻家庭編の内容と改正を概観した上で、夫婦・出産・親子の側面から中国の婚姻家庭政策について考察し、これを通して中国婚姻家庭政策の体系を整理し、婚姻家庭編による公的介入の実態を把握し、婚姻家庭編のもつ政治的目的を分析することを目指したものである。

その目的のために、本稿の序章と第一章はまず、中国民法典および婚姻家庭編の編纂背景を分析し、婚姻家庭編の主な内容と改正について体系的に紹介した。そして第二章から第四章まで、夫婦・出産・親子という視角から民法典における婚姻家庭政策のあり方を考察した。夫婦に関する政策は、家族本位を強化していることを前提にし、婚姻の成立と解消を中心に検討した。民法典は、婚姻登記制に基づく法律婚主義を堅持し、婚姻としての正統性・法定性を維持しているが、婚姻の解消を批判的に捉えて「離婚冷静期」を新設し、婚姻の解消のハードルを人為的に高めた。出産に関する政策は、主に計画出産政策の変動により実現されていた。一人っ子政策を内容とする計画出産政策は、子の出産のみならず、親子関係の確定や子の出生登記などに対しても深く影響を及ぼしている。少子高齢化の対策として人口抑制の計画出産政策は事実上廃止されていたのに従って、国家は妊娠・出産の支援に力を入れるほか、子どもの数より子どもの「質」にまで関心を払い始めると考える。親子関係に関しては、理論的には自然血族による親子関係と法的擬制による親子関係に分類されているが、計画出産政策による影響と親子関係の確定制度の欠缺に、血縁関係や養育の事実などの要素も加えて、複雑な親子関係のあり方が示されている。しかし、親子関係を貫いて強調されているのは、親子間の私的扶養である。

このような検討に基づいて、民法典の婚姻家庭編をはじめとする家族政策・婚姻家庭政策は、家族秩序の安定、次世代人材の育成、親族による私的扶養という三つの目的を達成するため、積極的に婚姻家庭に介入していることがわかった。また、これらの目的はそれぞれ独立したものではなく、有機的につながり合って相互に促進・作用しており、あわせて社会秩

序の安定、換言すると政権の安定に寄与している。

1. 家族秩序の安定

中国民法典（および婚姻家庭編）の編纂は、社会情勢が激しく変動している時点で行われた。変動している社会情勢は、民法典と婚姻家庭編を理解するための背景事情を示している一方で、編纂・改正された民法典と婚姻家庭編も社会情勢のもたらしたインパクトに対応しなければならない。そのような社会情勢には、20 世紀末から高度に発達してきた中国の経済規模の拡大がある。21 世紀の初頭に、中国の名目 GDP は主要国を次々と追い抜き、民法典の編纂作業が始動した 2015 年には 69 兆 2093.7 億元で世界の GDP の 15% を占め、2015 年の一人当たり名目 GDP は 50033.52 万元で 1980 年のおよそ 19 倍になった¹⁷⁵。経済社会の発展は、個人の私有財産を拡大した一方で、晩婚化と不婚化に示されているように¹⁷⁶、個人が家族に依存するという生存戦略は必要ではなくなりつつあり、個人主義化の価値観を形成させている。また、経済の発展は女性の社会進出を促し、男女の本質的平等および女性地位の向上を推進している。その結果、妻は夫に依存するという伝統的な家族構造は挑戦されており、その挑戦を成功させる手段は「離婚の自由」になる。この意味では、離婚率の上昇は伝統的な家族構造や夫婦意識の変貌をも表している。

このような個人による自発的な「脱家族」¹⁷⁷の傾向は国家に好まれていない。例えば、晩婚化と不婚化は人口の再生産に直接関係しており、労働人口の減少を激化させる。離婚率の上昇はひとり親世帯の増加を意味している。構造的・経済的に脆弱なひとり親世帯は、失業や病気などにより要扶養状態に陥った場合、国家は後見的に、ひとり親およびその子どもを支援しなければならない。社会主義国としての中国は公的扶養の役割を果たすべきであるが、社会福祉制度がまた発展の途上にあることを考慮すれば、家族による「自助」がもっと

¹⁷⁵ 世界経済のネタ帳・前掲注（90）を参照。

¹⁷⁶ ある統計によると、2019 年に中国の 50 歳以下の男性の未婚率はおよそ 33.99% であり、女性の未婚率は 13.56% である。沢平宏観「中国婚姻家庭報告 2022 版」（2022 年 10 月 30 日付）<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1748063856900913496&wfr=spider&for=pc>（2022 年 12 月最終アクセス）。

¹⁷⁷ 脱家族化・脱家族主義は、家族の福祉やケアに関する責任が福祉国家からの給付ないしは市場からの供給により緩和される度合いにより評価されているが、公的福祉制度は十分に発達されていない中国では、「脱家族」は現実的ではないと言える。三成美保「近代家族を超える——21 世紀ジェンダー平等社会へ」二宮周平・風間孝編『家族の変容と法制度の再構築——ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』（法律文化社、2022 年）184 頁。

も現実的であろう。したがって、国家は婚姻家庭編において家族保護の強調し、優良家風原則を新設し、親族範囲を明確化にしており、「家族本位」の婚姻家庭政策を施行している。その上、「家族本位」の強化により家庭秩序の安定を図るため、婚姻家庭編は、夫婦間の権利義務関係を法的に確保することができる法律婚主義を堅持しており、上昇している離婚件数に対して「離婚冷静期」により対応しようとしている。家族や親族を構成するメンバーによる自助は正当化され、公的扶養の負担を軽減して社会および政権の安定に寄与する。

2. 次世代人材の育成

「家族本位」の強化により家庭秩序の安定を図り、家族の自助により国家の公助を補足することが、「節流（支出を節約すること）」の策と言えるならば、計画出産政策の緩和・撤廃は「開源（財源を開拓すること）」の策と言えよう。

計画出産政策は 2016 年に「二人っ子政策」、2021 年に「三人っ子政策」に緩和されているが、期待されたほど出生率の増加が見られなかった。2021 年の粗出生率は 0.752% で過去最少となり、死亡者数を差し引いた人口増加数は僅か 48 万人であった。国連によると、2022 年の中国人口は 14 億 2600 万人あり、インド人口は 14 億 1200 万人になり、2023 年中にインドが追い抜くと予測されている¹⁷⁸。「人口世界一の時代は終わる」という話題は、中国では大きな議論を巻き起こした。1980 年代末から始まった中国の高度経済成長期は「人口ボーナス」として、建国後に爆発的に増加してきた膨大な人口数によるところが大きかった。出生数の連続低下を発展的に見れば、将来の労働人口の減少は必至である。「世界の工場」呼ばれる中国にとっては、労働人口の減少は経済成長の基礎を揺るがす深刻な社会問題となる。多様な施策により、妊娠・出産を支援して人々の出産意欲を喚起しようとしているほか、国家は人口の数から人口の「質」にまで関心を向けて、子どもの教育（特に家庭教育）に介入している。

従前の計画出産生産も、人口数のみを規律しているわけではない。1978 年に一人っ子政

¹⁷⁸ 産経新聞「インド、今年人口世界一に 14 億人超、中国抜く」（2023 年 1 月 3 日付）<https://www.sankei.com/article/2023-0103-CEICQ6X6FJKJMEABS2OXE2DFE/>（2023 年 1 月最終アクセス）。

策に「優生優育」の政策を加えた¹⁷⁹。すなわち、優生学に基づいて健康で健全な子を産むことを提唱していた。第一章の4(2)において述べたように、1980年婚姻法は、婚姻をしようとする者に対して、婚姻前に健康な子どもを産めない疾病があるか否かを医学的に検査することを義務化していた。2002年の『人口および計画出産法』は、「国家は、婚前健診・妊婦健診の制度を設ける。先天性疾病を持つ子の出産を防止または軽減し、子どもの健康水準を向上する」と規定した。しかし、このような優生学の基づく「優生優育」の政策は、健診制度の推進などの施策からわかるように、身体的に問題のない健康な子を産むことを確保するためのものであり、子どもの教育ということにまで触れていなかった。現在、出生数の減少に伴い、出生した子どもの育成は重要視されるようになった。したがって、親の家庭教育の責任を明確化し、家庭教育の原則や望ましいあり方を示し、国家や社会による支援体制を定めるために、『家庭教育促進法』は2021年10月に公布され、2022年1月から施行された¹⁸⁰。

『家庭教育促進法』は、総則、家庭責任、国家支持、社会協同、法律責任と付則という6章、計55条から構成されている。その総則の第1条は、「本法は、家庭教育を重視する中華民族の優良伝統を發揚し、社会全体を家庭・家教・家風を重視するように導き、家庭の幸福と社会の安定を促進し、心身共に全面的に發達した社会主義の担い手を育てるために、制定される」¹⁸¹と、家庭・家教・家風を重視するための心身共に健康な子どもを育てるためという立法目的を明らかにした。第2条は、「家庭教育」を「父母または他の保護者は、子どもの健康な成長を促すために実施する道德・身体・生活・文化・行為習慣等の面における育成・指導・影響力行使」と定義している。第3条は、家庭教育の原則を「道德教育により子どもを育てることを根本的な任務とし、社会主義核心価値観を育みかつ実践し、中華民族の優れた伝統文化・革命文化・社会主義文化を高揚し、未成年者の健全な成長を促す」ことにしている。道德教育や社会主義核心価値観などの抽象的な表現が多いが、「法律責任」の章では、未成年者住所地の地方自治委員会・婦女連合会・父母または他の保護者の職場・学校など未

¹⁷⁹ 加藤・前掲注(121)36頁。

¹⁸⁰ 『家庭教育促進法』の条文は、「参考資料2」を参照。

¹⁸¹ 条文の和訳は、湯野基生「家庭教育促進法の制定：中国」外国の立法290巻1号28-29頁(2022年)、岡村志嘉子「家庭による教育をめぐる規定と家庭教育促進法」ジュリスト1568号61頁(2022年)を参照。

成年者と密接な関係がある機構の担当者は、未成年者の家庭教育を拒絶しあるいは不適切に実施した保護者、または未成年者の権利を侵害した保護者を監督・教育する権限があると規定されており（同法第 48 条）、公安機関・人民検察院・人民法院は家庭教育を不適切に行った保護者に対して訓戒処分を課することができる（同法第 49 条）。したがって、『家庭教育促進法』は一定の強制力をもって家庭教育の実施を推進している。

このような社会主義核心価値観に基づいて道德教育や文化教育の推進と実践を主な内容とする『家庭教育推進法』は、国家または指導者の指示により道德教育を具体化するものであり、家庭教育の内容・基準・責任者・監督者および処罰処置などについて、明確な基準を示している。民法典婚姻家庭編は、家族本位を強化して家族の安定および社会の安定を図ることを立法の原則とする上で、『家庭教育推進法』は民法典の立法原則の延長線にある。人口数の減少を控えた中国は、妊娠・出産を支援しつつ、国家の望ましいと定めた心構えを家庭教育というかたちにより一定の強制力で要請することができるようになった。

3. 親族による私的扶養

中国民法典は、親族による私的扶養を非常に重視している。この傾向は、親子関係に関する規定に明瞭に示されている。

民法典第 1073 条は実親子関係の存在・不存在確認の訴えを定めるが、本条によると、成年子は「養育の事実」を備えた不実の親子関係に対して親子関係不存在確認の訴えを求めることができないとされている。第 1072 条第 2 項によると、姻族たる継親子の間には一定の「養育の事実」が認められれば、継親子間に実親子関係と同様な権利義務関係が発生する。養子縁組は法定手続きにより解消することができるが、養子を成年までに養育した養親に対する扶養義務は消滅しない（第 1118 条）。このように、親子関係の類型にかかわらず、親子間には「養育の事実」を伴えば、その親子関係、少なくとも親に対する扶養義務は消滅させることができないものになる。

実際、親族間の扶養義務は親子関係にとどまらず、民法典は祖父母と孫の相互扶養義務、兄姉と弟妹の相互扶養関係も規定している。民法典第 1074 条は、「扶養能力がある祖父母・

外祖父母は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない孫・外孫を扶養する義務がある。扶養能力がある孫・外孫は、子女が死亡したまたは子女に扶養能力がない祖父母・外祖父母を扶養する義務がある」¹⁸²と定めている。第1075条は、「扶養能力がある兄姉は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない未成年の弟妹を扶養する義務がある。兄姉により扶養されて成年した扶養能力がある弟妹は、労働能力を欠き、かつ生活財源がない兄姉を扶養する義務がある」としている。祖父母の孫に対する扶養義務、兄姉の弟妹に対する扶養義務はいずれも、孫・弟妹の第一義的な扶養義務者である親・子の死亡、または親・子に扶養能力がないことを条件としている。他方、孫の祖父母に対する扶養義務、弟妹の兄姉に対する扶養義務はいずれも、祖父母・兄姉による扶養を受けていたことを条件としている¹⁸³。したがって、祖父母と孫の扶養義務、兄姉と弟妹の扶養義務は、主要扶養義務者の死亡または扶養義務履行不能の場合に補助的に生じるものである。したがって、民法典は、親子間の扶養義務、祖父母と孫の扶養義務、兄姉と弟妹の扶養義務を詳細に規定して、親族間扶養の範囲はかなり整備されている。

このような親族による私的扶養に対して、民法典の公式コンメンタールは「敬老愛幼の社会主義道徳を肯定し、親族間の相互扶助というわが国の伝統に合致し」としていると解釈している¹⁸⁴。そのため、親孝行や養育の恩返しという道徳上の要請は、これらの条文により外在化されている。これは、不実の親子関係や解消された養親子関係などについても、養育の恩に背いてはならないことを法的義務として確定しており、「良好な家風によって良好な社会的気風を作り出す」という優良家風の原則を私的扶養の場面において具体化している。この意味において、立法者および国家の指導者にとって、道徳と法は、社会問題の解決や政治目標の実現を支える手段として不可分な関係にあり、道徳も決して個人だけの問題ではなく、国家の都合に従って法律と共に個人や家族のあり方を規律している。

習近平国家主席の「中国には家庭関係を重視する伝統があり、『天下の本は家にあり』の

¹⁸² 外祖父母は、母方祖父母のことである。外孫は、娘の子のことである。

¹⁸³ 弟妹の兄姉に対する扶養義務は、兄姉による扶養を受けていたことのほか、兄姉に労働能力を欠き生活財源がないことも条件している。

¹⁸⁴ 黄薇・前掲注(43) 2029-2033頁。

ごとくである」という発言に示されたように、社会秩序の安定のためには家族秩序の安定を図らなければならない。

本稿は、中国民法典における家族政策・婚姻家庭政策を紹介分析するため、婚姻の成立と解消、計画出産の登場と緩和、親子関係のあり方などの課題について、それぞれの基本規制・問題点およびそれに対する分析を加えて、婚姻家庭というプライベート空間に対する公的介入の実態を考察した。それにより、中国の家族政策・婚姻家庭政策は、個人間の身分関係を規律するものでありながら、家族秩序の安定、次世代人材の育成、親族による私的扶養という三つの政治的目的を有していることを確認した。また、これらの目的は有機的につながり合って相互に促進している。例えば、家族本位の強調は家庭秩序の安定を促し、家庭秩序の安定は夫婦関係の安定に寄与している。安定した夫婦関係は子どもの育成に好まれているばかりでなく、子どもや老親に対する扶養義務もよりよく履行することができる。扶養義務の履行は親子間のつながりを強化し、また家族秩序の安定を維持する。中国の家族政策・婚姻家庭政策はこのように関わり合っており、離婚率上昇に見られた家族関係の不安定や深刻しつつある少子高齢化などの社会問題の解決に向けて婚姻家庭を導いており、結局社会秩序の安定、換言すると政権の安定に維持している。

主要参考文献一覧

日本語：

1. 著書（著者名 50 音順）：

あ

小浜正子編『ジェンダーの中国史』（勉誠出版株式会社、2015 年）。

小浜正子『一人っ子政策と中国社会』（京都大学学術出版社、2020 年）。

か

加藤美穂子『中国家族法の諸問題』（敬文堂、1994 年）。

加藤美穂子『詳解中国婚姻・離婚法』（日本加除出版、2002 年）。

加藤美穂子『中国家族法〔婚姻・養子・相続〕問答解説』（日本加除出版・2008 年）。

た

高橋強『改革開放下における中国の家族政策——特に婦女の権利・利益保護を中心として』（創価大学アジア研究所、1995 年）。

陳宇澄『中国家族法の研究——非婚生子法を契機として——』（信山社、1994 年）。

陳明俠著（西村幸次郎・塩谷弘康訳）『中国の家族法』（敬文堂、1991 年）。

利谷信義『家族と国家——家族を動かす法・政策・思想』（筑摩書房、1987 年）。

ま

丸山茂『家族のレギュレーション』（御茶の水書房、1999 年）。

わ

若林敬子=聶海松編『中国人口問題の年譜と統計：1949～2012 年』（御茶の水書房、2012

年)。

2. 論文 (著者名 50 音順) :

あ

浅野基生「家庭教育促進法の制定：中国」外国の立法 290 巻 1 号 28-29 頁 (2022 年)。

石佳友=叶周俠訳=中田邦博監訳「中国における民法改正—法典としての『民法』の成立とその課題—」同志社法学 413 号 85-125 頁 (2020 年)。

宇田川幸則「中華人民共和国養子法の改正」関西大学法学論集第 48 巻第 5-6 号 259 頁 (1999 年)。

宇田川幸則「中国民法典における離婚冷静期に関する一考察」法制論集 289 号 1-43 頁 (2021 年)。

王晨「翻訳 中華人民共和国民法典 第五編 婚姻家庭」法学雑誌 68 巻 1 号 130-145 頁 (2021 年)。

岡村志嘉子「家庭による教育をめぐる規定と家庭教育促進法」ジュリスト 1568 号 61 頁 (2022 年)。

大塚勝美「中国身分法における親族の範囲」商経論集 2 巻 3 号 61-78 頁 (1967 年)。

か

加藤美穂子「中国の家族と法 (1) I 中国で現在起きている母娘の悲劇とは……」時の法令 1194 号 27-39 頁 (1983 年)。

加藤美穂子「中国の家族と法 (2) : II 100 年後、人口 43 億人にならないために、中国は今…… (1)」時の法令 1195 号 29-41 頁 (1983 年)。

加藤美穂子「中国の家族と法 (3) II 100 年後、人口 43 億人にならないために、中国は今……」時の法令 1196 号 40-45 頁 (1983 年)。

何鳴「中国人の法意識・各論 (4) —現代中国社会における婚姻法の目的—」松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊 41 号 105-142 頁 (2011 年)。

菊池道樹「中国のマルサスと言われる洪亮吉の人口論」経済志林 66 巻 3・4 号 223-251 頁 (1999 年)。

さ

首藤明和「現代中国家族の変化と展望」中国 21 第 40 巻 233-252 頁 (2014 年)。

鈴木賢「中国民法史から見た民法総則の位置づけについて」法律時報 89 巻 5 号 95-99 頁 (2017 年)。

た

棚村政行＝卞如意「中華人民共和国第五編婚姻家庭——条文試訳と解説」比較法学 54 巻 3 号 67-97 頁 (2021 年)。

張偉麗＝山本正憲「中華人民共和国人口と計画出産法」戸籍時報 559 号 47-53 頁 (2003 年)。

趙江岩「事実婚の法的効力をめぐる中国の立法動向」法研論集 110 号 128 頁 (2004 年)。

鉄木尔高力套「中国における婚姻の法的規制の構造 (二) ——婚姻の成立と事実婚」法学 73 巻 1 号 132-135 頁 (2009 年)。

は

福島正夫「中国の人口政策と法的諸問題」有地亨＝江守五夫編『家族の法と歴史 青山道夫博士追悼論集』(法律文化社、1981 年) 412-430 頁。

ま

松戸庸子「中国の家族——革命から市場経済の奔流の中へ」清水由文＝菰渕緑編『変容する世界の家族』(ナカニシヤ出版、1999 年) 3-33 頁。

三成美保「近代家族を超える——21 世紀ジェンダー平等社会へ」二宮周平・風間孝編『家族の変容と法制度の再構築——ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』(法律文化社、2022 年) 176-197 頁。

ら

李妍淑「中国家族法（1）」戸籍時報 741 号 2-10 頁（2016 年）。

李昊＝李憲訳「中国民法典の編纂と論争」総合政策論叢 38 号 93-112 頁（2019 年）。

3. ウェブサイト等（古い順）：

日本貿易振興機構（JETRO）「2020 年の 1 人当たり GDP は 2019 年に引き続き 1 万ドル超に（中国）」（2021 年 3 月 11 日付）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/ff0dc4a4b22ae6.html>

日本経済新聞「中国の出生数 2 割減 20 年、高齢化が加速」（2021 年 5 月 11 日付）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM291EA0Z20C21A4000000/>

東京新聞「アメリカ最高裁『憲法は中絶の権利を与えていない』49 年前の判決覆す バイデン氏『悲劇的な過ち』」（2022 年 6 月 25 日付）<https://www.tokyo-np.co.jp/article/185591>

朝日新聞「中国の出生数、建国以来最少に 今年から人口減少が始まる可能性」（2022 年 1 月 17 日付）<https://www.asahi.com/articles/ASQ1K5JDJQ1KULFA00G.html>

産経新聞「インド、今年人口世界一に 14 億人超、中国抜く」（2023 年 1 月 3 日付）<https://www.sankei.com/article/20230103-CEICQ6X6FJKJMEABS2OXE2DFE/>

世界経済のネタ帳（中国）：<https://ecodb.net/country/CN/>

UNITED NATIONS『*World Population Prospects 2022*』<https://www.un.org/development/desa/pd/content/World-Population-Prospects-2022>

中国語：

1. 著書（著者名画数順）：

巫昌楨＝劉夢丹編『血案疑案的背後』（北京出版社、1989 年）。

金眉『中国親属法の近現代転型』（法律出版社、2010 年）。

国家法官学院案例開發研究中心編『中国法院 2018 年度案例：婚姻家庭与繼承糾紛』（中国法制出版社、2018 年）。

国家法官学院案例開發研究中心編『中国法院 2019 年度案例：婚姻家庭与繼承糾紛』（中国法制出版社、2019 年）。

徐静莉＝王坤『婚姻法前沿問題研究』（知識產權出版社、2016 年）。

夏吟蘭＝薛寧蘭編『民法典之婚姻家庭編立法研究』（北京大学出版社、2016 年）。

夏吟蘭＝龍翼飛編『家事法研究 2017 年卷』（社会科学文献出版社、2017 年）。

夏吟蘭＝龍翼飛編『家事法研究 2018 年卷』（社会科学文献出版社、2018 年）。

張志永『婚姻制度從傳統到現代的過渡』（中国社会科学出版社、2006 年）。

張偉編『家事法学』（法律出版社、2016 年）。

梁慧星『為中国民法典而鬭爭』（法律出版社、2002 年）。

黃薇編『中華人民共和國民法典積義（下）』（法律出版社、2020 年）。

蔣月『婚姻家庭法前沿導論』（法律出版社、2016 年）。

楊大文編『婚姻家庭法（第 6 版）』（中国人民大学出版社、2015 年）。

楊立新『家事法』（法律出版社、2013 年）。

楊晉玲『親属法基礎理論問題研究』（法律出版社、2017 年）。

2. 論文（著者名画数順）：

王葆蔣「論繼父母子女之間的法定繼承權——『民法典』第 1072 条和第 1127 条解釋論」法学 478 卷 9 号 136-149 頁（2021 年）。

王桂新「少子高齡化：計畫出產「後遺症」」社会觀察 2012 年 9 月号 26-28 頁（2012 年）。

- 王新華「出生登記的概念及其主要特徵」公安教育 1999 年第 1 号 37-39 頁（1999 年）。
- 石雷「優良家風入法：性質、意涵和適用」西南政法大學學報 23 卷 2 号 51-61 頁（2021 年）。
- 吳國平「有扶養關係的繼父母關係的認定及其繼承權問題」中華女子學院院報 2015 年第 5 号 10-16 頁（2015 年）。
- 吳國平「論繼父母子女關係法律規制的立法完善」江南大學學報 17 卷（人文社會科學版）1 号 32-38 頁（2018 年）。
- 孫憲忠「中國民法典國家治理職能之思考」中國法律評論 36 号 45-66 頁（2020 年）。
- 李春斌「家庭法律化：民法典編纂中婚姻家庭編的重大使命」家事法研究 13 卷 15-34 頁（2017 年）。
- 江晨「婚生否認之訴原告資格的立法完善和規範適用」政治與法律 2020 年第 5 号 150-161 頁（2020 年）。
- 汪金蘭、孟曉麗「民法典中親子關係確認制度的構建」安徽大學學報 2020 年 1 号 126-135 頁（2020 年）。
- 肖新喜「論民法典婚姻家庭編的社會化」中國法學 2019 年 3 号 105-122 頁（2019 年）。
- 陳文標「人口工作不能背離經濟規律」中國經濟快訊 2003 年 4 月号 27 頁（2003 年）。
- 夏吟蘭「民法分則婚姻家庭編立法研究」中國法學 2017 年 3 号 71-86 頁（2017 年）。
- 夏吟蘭「婚姻家庭編的創新和發展」中國法學 2020 年 4 号 66-87 頁（2020 年）。
- 張力「『民法典』離婚冷靜期條款的適用原理：內涵與外延」法治研究 2022 年 1 号 36-44 頁（2022 年）。
- 楊立新「全善我國親屬法律制度的六個基本問題」浙江工商大學學報 93 号 14-18 頁（2008 年）。
- 翟振武「當代中國人口發展戰略的回顧與思考」教學與研究 2001 年第 3 期 10-14 頁（2001 年）。
- 範李瑛「我國繼父母子女關係的親屬性質及法律地位」煙台大學學報（哲學社會科學版）1997 年 4 号 37-41 頁（1997 年）。
- 薛寧蘭「我國親子關係立法的體例與構造」法學雜誌 2014 年 11 号 28-40 頁（2014 年）。

魏静「離婚訴訟中冷静期制度研究」河南科技学院学报 39 卷 3 期 50-53 頁（2019 年）。

龍翼飛「編纂民法典婚姻家庭編的法理思考与立法建議」法制与社会發展 152 号 39-53 頁（2020 年）。

3. ウェブサイト等（古い順）：

人民日報「白建華：6 万万人、我国社会主义建設的偉大力量」（1954 年 11 月 1 日付）

中華人民共和國國務院公報 1989 年第 24 号 <http://www.gov.cn/gongbao/shuju/1989/gwyb198924.pdf>

国家衛生与計画出産委員会・公安部『関与啓用和規範管理新版「出生医学証明」的通知（2013 年 12 月 27 日付）<http://www.nhc.gov.cn/fys/s3585/201401/9289ca9fc9fc429c995dcf94de4eb740.shtml>

人民網「執行了 30 多年的頭胎『准生証』、告別歷史舞台」（2014 年 3 月 2 日付）
<http://politics.people.com.cn/n/2014/0302/c369090-24504290.html>

北京市人民政府「関与貫徹落實『國務院批轉公安部関与解決当前戶籍管理工作中幾個突出問題意見的通知』有關問題的通知」（2014 年 10 月 25 日付）http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201410/t20141025_776669.html

新華網「習近平在 2015 年新年團拜會上的講話」（2015 年 2 月 17 日付）http://www.xinhuanet.com/politics/2015-02/17/c_1114401712.htm

中共中央・國務院「関与實施全面二孩政策 改革完善計画生育服務管理的決定」（2015 年 12 月 31 日付）http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5033853.htm

中華人民共和國中央人民政府「國務院弁公庁関与解決無戶籍人員登記戶籍問題的意見」（2016 年 1 月 14 日付）http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/14/content_10595.htm

央広網「中国衛生健康委員会：若不給超生子弁戶籍、將嚴格懲罰」（2016 年 1 月 28 日付）
http://news.cnr.cn/native/gd/20160128/t20160128_521263945.shtml

国家衛生健康委員会「関与做好生育登記服務工作的指導意見」（2016 年 5 月 20 日付）http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201912/t20191219_1287338.html

全人代常務委員會法制工作委員會主任李適時氏「讓民法典成為民族精神・時代精神的立法表達」(2016 年 8 月 3 日付) http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zgrdzz/2016-08/03/content_1994729.htm

全人代常務委員會副委員長李建国「關於『中華人民共和國民法總則(草案)』的說明」(2017 年 3 月 9 日付) http://www.gov.cn/xinwen/2017-03/09/content_5175399.htm#1

中國政府網「習近平同全國婦連第一屆領導班子成員集體談話並發表重要講話」(2018 年 11 月 2 日付) http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/02/content_5336958.htm

中共中央、國務院印發『新時代公民道德建設實施綱要』(2019 年 10 月 27 日付) <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1648596140048439402&wfr=spider&for=pc>

中國日報「民法典草案擬引入離婚冷靜期、你支持嗎」(2020 年 5 月 15 日付) 為參照 https://vote.weibo.com/h5/index/index?vote_id=2020_911162_-_30ab24

中國國家統計局「中國統計年鑑 2020」 <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2020/indexch.htm>

中國民政部「民政事業發展統計公報」各年版 <https://images3.mca.gov.cn/www2017/file/202208/2021mzsyfztjgb.pdf> 等

法治日報「十問解答離婚冷靜期的疑與惑」(2021 年 1 月 17 日付) http://www.xinhuanet.com/2021-01/17/c_1126991474.htm

順義法院網「一次公正的判決、是微光却有力量——當“家風條款”走進裁判文書」(2021 年 6 月 30 日付) <http://bjisyfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/06/id/6118310.shtml>

國務院批轉「公安部關於解決當前戶籍管理工作中幾個突出問題意見的通知」(2021 年 11 月 12 日付) http://gaj.cq.gov.cn/zwgk/jczwgk/zcwj_224735/gwyzcwj/202111/t20211112_9957832.html

中國國家統計局「『中國婦女發展綱要(2011-2021)』終期統計監測報告」(2021 年 12 月)
國家衛生健康委員會「關於完善生育登記制度的指導意見」(2021 年 12 月 9 日付) http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/23/content_5664242.htm

東方新聞「離婚冷靜期實施 1 年、離婚不成先立遺言」(2022 年 3 月 23 日付) <https://j.021east.com/p/1647968816040974>

中国新聞網「鼓励子女 3 歲内家長居家办公」(2022 年 8 月 14 日付) <https://www.chinanews.com.cn/cj/2022/08-14/9826950.shtml>

新華報「国家医保局：未婚已育女性弃理生育津貼不需要結婚証等材料」(2022 年 8 月 17 日付) http://www.xhby.net/index/202208/t20220817_7662232.shtml

中国国家统计局「中華人民共和国 2021 年国民經濟和社会發展統計年報」(2022 年 2 月 28 日付) http://www.gov.cn/xinwen/2022-02/28/content_5676015.htm

沢平宏觀「中国婚姻家庭報告 2022 版」(2022 年 10 月 30 日付) <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1748063856900913496&wfr=spider&for=pc>

付録 1：婚姻法と婚姻家庭編の条文比較

中華人民共和国婚姻法 ¹⁸⁵ 1980 年に施行、2010 年に改正	中華人民共和國民法典 第 5 編婚姻家庭編 ¹⁸⁶ 2021 年 1 月 1 日に施行
目次 第 1 章 総則 第 2 章 婚姻 第 3 章 家庭関係 第 4 章 離婚 第 5 章 救助措置と法律責任 第 6 章 付則	目次 第 1 章 一般規定 第 2 章 婚姻 第 3 章 家庭関係 第 4 章 離婚 第 5 章 収養（養子縁組）
第 1 章 総則	第 1 章 一般規定
第 1 条 本法は、婚姻家庭関係の基本準則である。	第 1040 条 本編は、婚姻家庭により生じた民事関係を調整する。
第 2 条 婚姻自由・一夫一婦・男女平等の婚姻制度を実行する。 婦女、児童および老人の合法的權益を保護する。 計画出産を実行する。	第 1041 条 婚姻家庭は、国家による保護を受ける。 婚姻自由・一夫一婦・男女平等の婚姻制度を実行する。 婦女、未成年者、高齢者及び障害者の合法的權益を保護する。
第 3 条 請負婚、売買婚およびその他婚姻自由を干渉する行為を禁止する。婚姻の名目で金銭を強要することを禁止する。 重婚を禁止する。配偶者がある者が他人と同居することを禁止する。家庭内暴力を禁止する。家庭構成員間の虐待および遺棄を	第 1042 条 請負婚、売買婚およびその他婚姻自由を干渉する行為を禁止する。婚姻の名目で金銭を強要することを禁止する。 重婚を禁止する。配偶者がある者が他人と同居することを禁止する。 家庭内暴力を禁止する。

¹⁸⁵ 中国婚姻法および収養法の訳出について、テイハン法令編集部＝戸籍実務研究会編『戸籍六法 平成 27 年版』（テイハン、2014 年）を参照した。

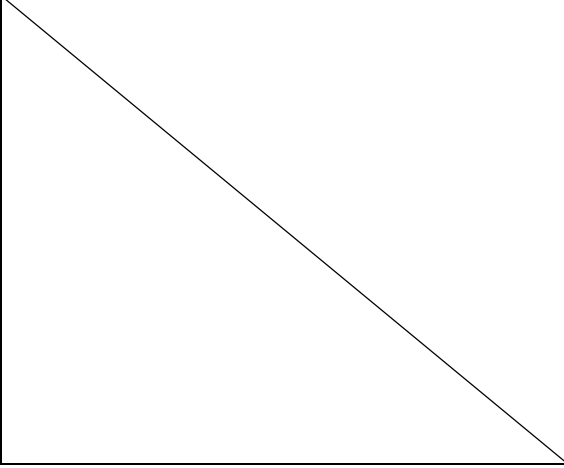
¹⁸⁶ 中国民法典婚姻家庭編の和訳について、棚村政行＝卞如意「中華人民共和國民法典第五編婚姻家庭——一条文試訳と解説」比較法学 54 卷 3 号（2021 年）67-97 頁を参照した。

禁止する。	
第 4 条 夫妻は、相互に忠実および尊重をしなければならない。家庭構成員間では敬老愛幼をし、相互に助け合い、平等、平和的かつ文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない。	第 1043 条 家庭は、優良家風の樹立、家庭美德の高揚、家庭文明の建設を重視しなければならない。 夫妻は、相互に忠実、尊重およびケアをしなければならない。家庭構成員では敬老愛幼をし、相互に助け合い、平等、平和的かつ文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない。
(収養法（養子縁組法）2 条、20 条を参照)	第 1044 条 養子縁組は、養子となる者に最有利である原則に基づかなければならない。養子となる者および養親となる者の合法的権益を保障する。 養子縁組の名目で未成年者を売買することを禁止する。
	第 1045 条 親族は、配偶者、血族および姻族を含む。 配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫は、近親族である。 配偶者、父母、子女およびその他共同生活をする近親族は、家庭構成員である。
第 2 章 婚姻	第 2 章 婚姻
第 5 条 婚姻は、男女双方の完全な自由意思に基づかなければならず、いずれか一方が他方を強迫し、または第三者が干渉してはならない。	第 1046 条 婚姻は、男女双方の完全な自由意思に基づかなければならない。いずれか一方の他方に対する強迫、または組織或いは第三者による干渉を禁止する。
第 6 条 婚姻年齢は、男が 22 歳、女が 20 歳に達しなければならない。晩婚晩育を励ます。	第 1047 条 婚姻年齢は、男が 22 歳、女が 20 歳に達しなければならない。

第 7 条 以下の場合に、婚姻を禁止する。 (一) 直系血族および三代以内の傍系血族である場合； (二) 医学上婚姻すべきでないと認められる疾病を患っている場合。	第 1048 条 直系血族および三代以内の傍系血族の婚姻を禁止する。
第 8 条 婚姻をしようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関へ出頭し婚姻登記をしなければならない。本法の規定に合致する場合に、婚姻登記を許可し、婚姻証を発給する。婚姻証の取得により、夫婦関係が確立する。婚姻登記をしていない場合に、婚姻登記を補完しなければならない。	第 1049 条 婚姻をしようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関へ出頭し婚姻登記をしなければならない。本法の規定に合致する場合に、婚姻登記を許可し、婚姻証を発給する。婚姻登記の完了により、夫婦関係が確立する。婚姻登記をしていない場合に、婚姻登記を補完しなければならない。
第 9 条 婚姻登記後、男女双方の約定により、女性が男性の家庭の成員になることができ、男性が女性の家庭の成員になることができる。	第 1050 条 婚姻登記後、男女双方の約定により、女性が男性の家庭の成員になることができ、男性が女性の家庭の成員になることができる。
第 10 条 以下の場合には、婚姻は無効である。 (一) 重婚の場合； (二) 婚姻を禁止する親族関係がある場合； (三) 医学上婚姻すべきでないと認められる疾病を患い、婚姻後に未だ完治されていない場合； (四) 法定婚姻年齢に達していない場合。	第 1051 条 以下の場合には、婚姻は無効である。 (一) 重婚； (二) 婚姻を禁止する親族関係がある； (三) 法定婚姻年齢に達していない。
第 11 条 脅迫を受けて婚姻をした場合は、脅迫を受けた一方は、婚姻登記機関または人民法院に婚姻の取消しを請求することができる。脅迫を受けた者による婚姻取消請求は、婚姻登記の日から一年以内に提起し	第 1052 条 脅迫を受けて婚姻をした場合は、脅迫を受けた一方は、人民法院に婚姻の取消しを請求することができる。婚姻の取消しを請求する場合には、脅迫行為が終了した日から一年以内に提起しなけ

なければならない。人身自由を違法的に制限された者による婚姻取消請求は、人身自由を回復した日から一年以内に提起しなければならない。	なければならない。 人身自由を違法的に制限された者による婚姻取消請求は、人身自由を回復した日から一年以内に提起しなければならない。
	第 1053 条 一方が重篤な疾病を患った場合には、婚姻登記前に如実に他方に対して告知しなければならない。如実に告知しない場合には、他方は人民法院に婚姻の取消しを請求することができる。 婚姻の取消しを請求する場合には、取消しの事由を知った日、または知るべき日から一年以内に提起しなければならない。
第 12 条 無効または取り消された婚姻は初めから無効であり、当事者は夫妻間の権利義務を有しない。同居期間中に得た財産は、当事者の協議により処理する。協議が整わないときは、人民法院は無過失側を配慮する原則で判決をする。重婚で無効とされた婚姻の財産に対する処理は、合法婚姻の当事者の財産的権益を侵害してはならない。当事者間に生まれた子には、本法の親子に関する規定を適用する。	第 1054 条 無効または取り消された婚姻は初めから法的拘束力がなく、当事者は夫妻間の権利義務を有しない。同居期間中に得た財産は、同時者の協議により処理する。協議が整わないときは、人民法院は無過失側を配慮する原則で判決をする。重婚で無効とされた婚姻の財産に対する処理は、合法婚姻の当事者の財産的権益を侵害してはならない。当事者間に生まれた子には、本法の親子に関する規定を適用する 無効または取り消された婚姻には、無過失側は損害賠償を請求する権利を有する。
第 3 章 家庭関係	第 3 章 家庭関係
	第 1 節 夫妻関係
第 13 条 夫妻の家庭における地位は平等である。	第 1055 条 夫妻の婚姻家庭における地位は平等である。
第 14 条 夫妻双方は、各自の姓名を使用す	第 1056 条 夫妻双方は、各自の姓名を使用

る権利を有する。	する権利を有する。
第 15 条 夫妻双方は、生産、工作、学習および社会活動に参加する自由がある。一方は、他方を制限または干渉してはならない。	第 1057 条 夫妻双方は、生産、工作、学習および社会活動に参加する自由がある。一方は、他方を制限または干渉してはならない。
第 16 条 夫妻双方は、計画出産を実行する義務がある。	
(21 条 1 項を参照)	第 1058 条 夫妻双方は、未成年の子女に対する扶養、教育および保護をする権利を平等に有し、未成年の子女に対する扶養、教育および保護をする義務を共同に負う。
(20 条を参照)	第 1059 条 夫妻は、相互に扶養する義務を負う。 扶養を要する一方は、他方が扶養義務を履行しない場合には、扶養費の給付を請求する権利を有する。
	第 1060 条 夫妻一方が家庭日常生活の需要のために実施した民事行為は、夫妻双方に対して効力が生じる。ただし、夫妻の一方は相対人と別の約定がある場合はこの限りでない。 夫妻間に行われた一方で実施できる民事法律行為の範囲に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない。
(24 条 1 項を参照)	第 1061 条 夫妻は、相互に遺産を相続する権利がある。

第 17 条 夫妻が婚姻存続期間中に得た以下の財産は、夫妻の共同所有とする： (一) 賃金、獎金； (二) 生産、経営の収益； (三) 知的財産の収益； (四) 相続または贈与により得た財産。ただし、本法第 18 条第 3 項に規定する場合は、この限りでない； (五) その他夫妻の共同所有とすべき財産。夫妻は、共同所有の財産に対して平等の処理権を有する。	第 1062 条 夫妻が婚姻関係存続期間中に得た以下の財産は、夫妻の共同財産とし、夫妻共同所有に帰する。 (一) 賃金、獎金、労務報酬； (二) 生産、経営、投資の収益； (三) 知的財産の収益； (四) 相続または贈与により得た財産。ただし、本法第 1063 条第 3 項に規定する場合は、この限りでない。 (五) その他夫妻の共同所有とすべき財産。夫妻は、共同所有の財産に対して平等の処理権を有する。
第 18 条 以下の場合、夫婦の一方の財産とする。 (一) 一方の婚前財産； (二) 一方が身体傷害を受けたことにより得た医療費、障害者生活補助金などの費用； (三) 遺言または贈与契約において夫妻のいずれか一方に帰属すると定めた財産； (四) 一方専用の生活用品； (五) その他一方の財産とすべきもの。	第 1063 条 以下の財産は、夫妻の一方の財産とする。 (一) 一方の婚前財産； (二) 一方が身体傷害を受けたことにより得た賠償または補償； (三) 遺言または贈与契約において一方のみに帰属すると定めた財産； (四) 一方専用の生活用品； (五) その他一方の財産とすべきもの。
	第 1064 条 夫妻双方は共同で署名するまたは夫妻の一方は事後追認をする等の共同の意思表示により負った債務、および夫妻の一方が婚姻関係存続期間中に個人名義で家庭日常生活のために負った債務は、夫妻の共同債務とする。 夫妻の一方が婚姻関係存続期間中に個人名義で家庭日常生活の需要を超えて負った債

	務、夫妻の共同債務に属しない。ただし、債権者は、その債務は夫妻の共同生活、共同経営に使用されること、または夫妻双方の共同意思表示に基づくことを証明できる場合は、この限りでない。
第 19 条 夫妻は、婚姻存続期間中に得た財産、および婚前財産を約定により各自所有、共同所有、一部各自所有または一部共同所有を決定することができる。約定は書面の方式でなければならない。約定がないまたは約定が明確でないときは、本法第 17 条、第 18 条の規定を適用する。 夫妻が婚姻存続期間中に得た財産および婚前財産に対する約定は、双方に拘束力がある。 夫妻が婚姻関係存続期間中に得た財産を各自所有と約定したときは、夫または妻の対外的に負った債務は、第三者がその約定を知っている場合には、夫または妻の個人財産をもって弁済する。	第 1065 条 夫妻は、婚姻存続期間中に得た財産、および婚前財産を約定により各自所有、共同所有、一部各自所有または一部共同所有を決定することができる。約定は書面の方式でなければならない。約定がないまたは約定が明確でないときは、本法第 1062 条、第 1063 条の規定を適用する。 夫妻が婚姻存続期間中に得た財産および婚前財産に対する約定は、双方に拘束力がある。 夫妻が婚姻関係存続期間中に得た財産を各自所有と約定したときは、夫または妻の対外的に負った債務は、相対人がその約定を知っている場合には、夫または妻の個人財産をもって弁済する。
第 20 条 夫妻は相互に扶養する義務がある。 一方が扶養義務を履行しない場合、扶養を要する一方は、他方に扶養費の給付を請求することができる。	(1059 条へ)
	第 1066 条 婚姻関係存続期間中に以下の事由がある場合には、夫妻の一方は人民法院に対して共同財産の分割を請求することができる。

	(一) 一方は夫妻共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費する、または夫妻共同債務を偽造する等、夫妻共同財産の利益を甚だしく損害する行為があった場合； (二) 一方に法定扶養義務を負わせる者が重篤な疾病を患って治療を必要とされ、他方は治療費用の支給を同意しない場合。
	第2節 父母子女関係およびその他近親族関係
第21条 父母は、子女に対して扶養教育をする義務があり、子女は父母に対して扶養扶助をする義務がある。 父母は扶養義務を履行しない場合、未成年または独立で生活することができない子女は、父母に扶養費の給付を請求する権利がある。 子女は扶養義務を履行しない場合、労働能力がない、または生活困難な父母は、子女に扶養費の給付を請求する権利がある。 嬰兒の溺死、遺棄およびその他嬰兒を残害する行為を禁止する。	第1067条 父母は扶養義務を履行しない場合、未成年子女または独立で生活することができない成年子女は、父母に扶養費の給付を請求する権利がある。 子女は扶養義務を履行しない場合、労働能力がない、または生活困難な父母は、子女に扶養費の給付を請求する権利がある。
第22条 子女は父の氏、または母の氏に従うことができる。	(民法典第4編人格権編・第1115条へ整合)
第23条 父母は、未成年の子女を保護・教育する権利および義務がある。未成年の子女は、国家、集体或いは他人に損害を与えたときは、父母は民事責任を負う義務がある。	第1068条 父母は、未成年の子女を保護・教育する権利および義務がある。未成年の子女は、他人に損害を与えたときは、父母は民事責任を負わなければならない。
(30条を参照)	第1069条 子女は、父母の婚姻する権利を

	尊重しなければならず、父母の離婚、再婚または婚姻後の生活を干渉してはならない。父母を扶養する義務は、父母の婚姻関係の変化により終了しない。
第 24 条 夫妻は相互に遺産を相続する権利がある。 親子は相互に遺産を相続する権利がある。	第 1070 条 親子は相互に遺産を相続する権利がある。
第 25 条 婚生でない子女は、婚生子と同等の権利があり、何人もこれに危害或いは差別をしてはならない。 婚生でない子女を直接扶養していない実父または実母は、子女が独立で生活することができるまで、その生活費および教育費を負担すべきである。	第 1071 条 婚生でない子は、婚生子と同等の権利があり、いかなる組織または人もこれに危害或いは差別をしてはならない。 婚生でない子女を直接扶養していない実父または実母は、子女の生活費および教育費を負担すべきである。
第 26 条 国家は、合法的に成立した養子縁組を保護する。養親子間の権利義務関係は、本法の親子関係についての規定を適用する。 養子とその生父母との権利義務関係は、養子縁組の成立により消滅する。	(1111 条へ整合)
第 27 条 継父母と継子との間では、虐待或いは差別をしてはならない。 継父母と、その扶養教育を受けた継子女との権利義務関係は、本法の親子関係についての規定を適用する。	第 1072 条 継父母と継子女との間では、虐待或いは差別をしてはならない。 継父母と、その扶養教育を受けた継子女との権利義務関係は、本法の親子関係についての規定を適用する。
	第 1073 条 親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合には、父または母は人民法院に対して訴訟を提起し、親子関係の確認または否認を請求することができる。

	親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合には、成年の子女は人民法院に訴訟を提起し、親子関係の確認を請求することができる。
第 28 条 負担能力がある祖父母、外祖父母は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない孫、外孫を扶養する義務がある。負担能力がある孫、外孫は、子女が死亡したまたは子女に扶養能力がない祖父母、外祖父母を扶養する義務がある。	第 1074 条 負担能力がある祖父母、外祖父母は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない孫、外孫を扶養する義務がある。負担能力がある孫、外孫は、子女が死亡したまたは子女に扶養能力がない祖父母、外祖父母を扶養する義務がある。
第 29 条 負担能力がある兄、姉は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない未成年の弟、妹を扶養する義務がある。兄、姉により扶養されて成長した負担能力がある弟、妹は、労働能力を欠き、かつ生活財源がない兄、姉を扶養する義務がある。	第 1075 条 負担能力がある兄、姉は、父母が死亡したまたは父母に扶養能力がない未成年の弟、妹を扶養する義務がある。兄、姉により扶養されて成長した負担能力がある弟、妹は、労働能力を欠き、かつ生活財源がない兄、姉を扶養する義務がある。
第 30 条 子は、父母の婚姻する権利を尊重しなければならない。父母の再婚または婚姻後の生活を干渉してはならない。父母を扶養する義務は、父母の婚姻関係の変化により終了しない。	(1069 条へ)
第 4 章 離婚	第 4 章 離婚
第 31 条 男女双方は自由意思により離婚を希望する場合には、離婚を認める。双方は、婚姻登記機関に出頭して離婚を申請しなければならない。婚姻登記機関はその調査により、双方が確実に自由意思により離婚を希望し、かつ子と財産について適当な処理をしたことを明らかにした場合、離婚	第 1076 条 男女双方は自由意思により離婚を希望する場合には、書面で離婚協議を作成し、自ら婚姻登記機関に出頭して離婚登記をしなければならない。 離婚協議には、双方の自由意思により離婚を希望する意思表示、および子女に対する扶養、財産と債務に対する処理等の事項に

証を発給する。	対する合意を明白に記載しなければならない。
	第 1077 条 婚姻登記機関が離婚登記申請を受け取った日から 30 日以内に、いずれか一方が離婚を希望しなくなる場合には、離婚登記機関に離婚登記申請を撤回することができる。 前項に規定する期限が満了してから 30 日以内に、双方は自ら婚姻登記機関に出頭して離婚証の発給を申請しなければならない。申請しない場合には、離婚登記申請を撤回したものとみなす。
(31 条後段)	第 1078 条 婚姻登記機関はその調査により、双方が確実に自由意思により離婚を希望し、かつ子女に対する扶養および財産と債務に対する処理について合意があったことを明らかにした場合、離婚登記を許可し、離婚証を発給する。
第 32 条 男女の一方が離婚を請求する場合は、関係部門が調停をするか、或いは直接的に人民法院まで離婚訴訟を提起することができる。 人民法院は離婚訴訟を審理する場合は、調停をしなければならない。感情が確実に破綻し、調停を経ても効果がないときは、離婚を許可しなければならない。 次に掲げるいずれか場合、調停に効果がないとき、離婚を許可しなければならない： (一) 重婚、または配偶者がある者は他人	第 1079 条 男女の一方が離婚を請求する場合は、関係部門が調停をするか、或いは直接的に人民法院まで離婚訴訟を提起することができる。 人民法院は離婚訴訟を審理する場合は、調停をしなければならない。感情が確実に破綻し、調停を経ても効果がないときは、離婚を許可しなければならない。 次に掲げるいずれか場合、調停に効果がないとき、離婚を許可しなければならない： (一) 重婚、または他人と同居した場合；

と同居した場合； (二) 家庭内暴力、または家庭構成員を虐待・遺棄した場合； (三) 賭博、麻薬使用等の悪習があり、何度注意しても改めない場合； (四) 感情不和により満 2 年別居している場合； (五) その他夫妻感情が破綻している場合。一方が失踪宣告を受け、他方は離婚訴訟を提起する場合には、離婚を許可しなければならない。	(二) 家庭内暴力、または家庭構成員を虐待・遺棄した場合； (三) 賭博、麻薬使用等の悪習があり、何度注意しても改めない場合； (四) 感情不和により満 2 年別居している場合； (五) その他夫妻感情が破綻している場合。一方が失踪宣告を受け、他方は離婚訴訟を提起する場合には、離婚を許可しなければならない。 人民法院が離婚を不許可と判決し、双方はなお満 1 年別居し、一方は再度離婚訴訟を提起する場合には、離婚を許可しなければならない
	第 1080 条 離婚登記を完了する、または離婚判決書、調停書の効力が生じることにより、婚姻関係は解除する。
第 33 条 現役軍人の配偶者は離婚をしようとする場合には、軍人の同意を要する。ただし、軍人側に重大な過失がある場合はこの限りでない。	第 1081 条 現役軍人の配偶者は離婚をしようとする場合には、軍人の同意を要する。ただし、軍人側に重大な過失がある場合はこの限りでない。
第 34 条 女性が妊娠中、分娩後 1 年以内または妊娠中絶 6 か月以内には、男性は離婚を請求してはならない。女性が離婚を請求するか、或いは人民法院が男性の離婚請求を受理する必要があると判断する場合には、この限りでない。	第 1082 条 女性が妊娠中、分娩後 1 年以内または妊娠中絶 6 か月以内には、男性は離婚を請求してはならない。ただし、女性が離婚を請求する場合、或いは人民法院が男性の離婚請求を受理する必要があると判断する場合は、この限りでない。
第 35 条 離婚した男女双方は、自由意思により婚姻関係を回復しようとする場合に	第 1083 条 離婚後、男女双方は自由意思により婚姻関係を回復しようとする場合に

は、婚姻登記機関に出頭して復婚登記をしなければならない。	は、婚姻登記機関に出頭して改めて婚姻登記をしなければならない。
第 36 条 親子関係は、父母の離婚により消滅しない。離婚後、子女が父母のいずれにより扶養されるかにかかわらず、父母双方の子である。 離婚後、父母は子女に対して依然として扶養教育の権利義務がある。 離婚後、授乳期内の子女は、授乳する母により扶養されるのが原則とする。授乳期後の子女につき、双方が扶養問題をめぐって争いがあり、協議が整わないときには、人民法院は子女の利益、および双方の具体的状況により判決する。	第 1084 条 親子関係は、父母の離婚により消滅しない。離婚後、子女が父母のいずれにより扶養されるかにかかわらず、父母双方の子である。 離婚後、父母は子に対して依然として扶養、教育、保護をする権利義務がある。 離婚後、2 歳未満の子女は、母により扶養されるのが原則とする。満 2 歳の子女につき、父母双方が扶養問題に協議が整わないときには、人民法院は、双方の具体的状況に応じて、未成年の子女に最有利となる原則に基づいて判決しなければならない。子女が満 8 歳の場合には、その真の意思を尊重しなければならない。
第 37 条 離婚後、一方により扶養される子女に対して、他方は必要な生活費と教育費の一部または全部を負担しなければならない。負担額と負担期間は、双方の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。 子女の生活費と教育費に関する協議または判決は、子女が必要に応じてその協議または判決で定められた額を超える合理的な請求をすることを妨げない。	第 1085 条 離婚後、一方により扶養される子女に対して、他方は扶養費の一部または全部を負担しなければならない。負担額と負担期間は、双方の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。 前項に規定する協議または判決は、子女が必要に応じて父母のいずれに対してその協議または判決に定められた額を超える合理的な請求をすることを妨げない。
第 38 条 離婚後、子女を直接的に扶養しない父または母は、子女と面会する権利が有し、他方は協力する義務を負う。	第 1086 条 離婚後、子女を直接的に扶養しない父または母は、子女と面会する権利が有し、他方は協力する義務を負う。

面会権利を行使する方式、時間は、当事者の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。 父または母が子女と面会することは、子女の心身健康に害する場合、人民法院は法により面会を中止する。中止事由が消滅した後は、面会権利を回復させなければならない。	面会権利を行使する方式、時間は、当事者の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。 父または母が子女と面会することは、子女の心身健康に害する場合、人民法院は法により面会を中止する。中止事由が消滅した後は、面会権利を回復させなければならない。
第 39 条 離婚時、夫妻の共同財産は、双方の協議により処理する。協議が整わないときには、人民法院は財産の具体的状況により、子女と女性の利益を配慮する原則に基づいて判決する。 夫または妻の家庭土地請負経営において取得した権益は、法による保護を受ける。	第 1087 条 離婚時、夫妻の共同財産は、双方の協議により処理する。協議が整わないときには、人民法院は財産の具体的状況により、子女、女性および無過失側の利益を配慮する原則に基づいて判決する。 夫または妻の家庭土地請負経営において取得した権益は、法による保護を受ける。
第 40 条 夫妻が書面で婚姻存続期間中に得た財産を各自の所有と約定し、一方が子女の扶養、老人の世話、他方の仕事への協力等、より多い義務を果たしていた場合には、離婚時、他方に対して補償を請求する権利があり、他方は補償をしなければならない。	第 1088 条 夫妻の一方が子女の扶養、老人の世話、他方の仕事への協力等、より多い義務を果たしていた場合には、離婚時、他方に対して補償を請求する権利があり、他方は補償をしなければならない。具体的な補償方法は、双方の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。
第 41 条 離婚時、夫妻共同生活のために生じた債務は、共同財産で弁済しなければならない。共同財産が弁済に足りない場合、或いは財産を各自所有と約定した場合には、双方が協議して弁済する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。	第 1089 条 離婚時、夫妻の共同債務は共同で弁済しなければならない。共同財産が弁済に足りない場合、或いは財産を各自所有と約定した場合には、双方が協議して弁済する。協議が整わないときには、人民法院は判決する。

第 42 条 離婚時、一方の生活が困難に陥った場合には、他方はその住宅等の個人財産から一定の援助をしなければならない。具体的な援助方法は、双方の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は決定する。	第 1090 条 離婚時、一方の生活が困難に陥った場合には、負担能力がある他方は適当な援助をしなければならない。具体的な援助方法は、双方の協議により決定する。協議が整わないときには、人民法院は決定する。
第 5 章 救助措置と法律責任	
第 43 条 家庭内暴力を行い、または家庭構成員を虐待した場合には、被害者は請求を提起する権利を有し、居民委員会、村民委員会または所属単位は勧告、調停をしなければならない。 家庭内暴力が行われている場合には、被害者は請求を提起する権利を有し、居民委員会、村民委員会は勧告をしなければならない。公安機関は制止しなければならない。 家庭内暴力または家庭構成員に対する虐待を受けた被害者は請求を提起した場合には、公安機関は治安管理处罰を規定する法律規定により行政処分をしなければならない。	
第 44 条 家庭構成員を遺棄した場合には、被害者は請求を提起する権利を有し、居民委員会、村民委員会または所属単位は勧告、調停をしなければならない。 遺棄を受けた被害者は請求を提起した場合には、人民法院は法により扶助費、扶養費、扶養費の給付を判決しなければならない。	
第 45 条 重婚、家庭内暴力または家庭構成	

員を虐待、遺棄して犯罪に至った場合には、法により刑事責任を問わなければならない。被害者は、刑事訴訟法の規定により自ら訴訟を提起することができる。公安機関は法により捜査をし、人民検察院は法により公訴を提起しなければならない。	
第 46 条 以下の事由により離婚に至った場合には、無過失側は損害賠償を請求する権利がある。 (一) 重婚の場合； (二) 配偶者がある者は他人と同居する場合； (三) 家庭内暴力を行った場合； (四) 家庭構成員を虐待、遺棄した場合。	第 1091 条 以下の事由により離婚に至った場合には、無過失側は損害賠償を請求する権利がある。 (一) 重婚の場合； (二) 他人と同居する場合； (三) 家庭内暴力を行った場合； (四) 家庭構成員を虐待、遺棄した場合； (五) その他重大な過失がある場合。
第 47 条 離婚時、一方は夫妻共同財産を隠匿、移転、売却、毀損し、または債務を偽造して他方の財産を侵奪しようとするときは、夫妻共同財産の分割にあたり、財産を隠匿、移転、売却、毀損し、または債務を偽造した一方に対して、少なく分配しまたは分配しないことができる。離婚後、他方は上述した行為の存在を察知した場合には、人民法院に対して夫妻の共同財産の再分割を請求することができる。 人民法院は、前項の民事訴訟を妨害する行為につき、民事訴訟法の規定により制裁をしなければならない。	第 1092 条 夫妻の一方は夫妻共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費し、または夫妻共同債務を偽造して他方の財産を侵奪しようとするときは、夫妻共同財産の分割にあたり、その一方に対して、少なく分配しまたは分配しないことができる。離婚後、他方は上述した行為の存在を察知した場合には、人民法院に対して夫妻の共同財産の再分割を請求することができる。
第 48 条 扶助費、扶養費、扶養費、財産分与、遺産相続、子との面会交流等の判決ま	

たは裁定の執行を拒否した場合には、人民法院は法により強制執行をする。関係個人または単位は執行を協力する責任がある。	
第 49 条 他の法律が婚姻家庭における違法行為または法律責任について規定がある場合には、その規定を適用する。	
第 6 章 附則 略	
中華人民共和国収養法（養子縁組法） 1991 年に施行、1998 年に改正	第 5 章 収養（養子縁組）
目次 第 1 章 総則 第 2 章 養子縁組の成立 第 3 章 養子縁組の効力 第 4 章 養子縁組の解消 第 5 章 法律責任 第 6 章 付則	目次 第 1 節 養子縁組の成立 第 2 章 養子縁組の効力 第 3 章 養子編組の解消
第 1 章 総則	
第 1 条 合法的な養子縁組を保護し、養子縁組の当事者の権利を擁護するため、本法を制定する。	
第 2 条 養子縁組は、養子となる未成年者の扶養、成長に有利でなければならない、養子となる者および養親となる者の合法的権益を保障し、平等・自由意思の原則に基づき、かつ、社会道徳に背馳してはならない。	(1044 条 1 項へ整合)
第 3 条 養子縁組は、計画出産に関する法律、法規に反してはならない。	
第 2 章 養子縁組の成立	第 1 節 養子縁組の成立
第 4 条 次に掲げる 14 歳未満の未成年者	第 1093 条 次に掲げる未成年者は、養子と

は、養子となることができる。 (一) 父母が失った孤児； (二) 実父母を探し出せない棄児および児童； (三) 特別な困難があり、扶養能力がない実父母の子女。	なることができる。 (一) 父母を失った孤児； (二) 実父母を探し出せない未成年者； (三) 特別な困難があり、扶養能力がない実父母の子女。
第 5 条 次に掲げる公民、組織は、送養人となることができる。 (一) 孤児の監護人； (二) 社会福利機構； (三) 特別な困難があり、扶養能力がない実父母。	第 1094 条 次に掲げる個人または組織は、送養人となることができる。 (一) 孤児の監護人； (二) 児童福祉機構； (三) 特別な困難があり、扶養能力がない実父母。
(12 条を参照)	第 1095 条 未成年者の父母は共に完全な民事行為能力を備えず、かつ未成年者を甚だしい危害を与える可能性がある場合は、当該未成年者の監護人は、その者を送り出すことができる。
(13 条を参照)	第 1096 条 監護人が孤児を送り出す場合には、扶養義務がある者による同意を得なければならない。扶養義務がある者は送り出しに同意しない、かつ監護人は監護の責任を履行し続けることを望まない場合には、本法第 1 編の規定により監護人の別途確定しなければならない。
(10 条 1 項を参照)	第 1097 条 実父母が子女を送り出す場合には、双方は共同してしなければならない。実父母の一方が不明である場合、或いは探し出せない場合には、単独で送り出すことができる。

第 6 条 養親となる者は、次に掲げる条件を同時に備えなければならない： (一) 子女がないこと； (二) 養子を扶養、教育する能力があること； (三) 医学上養子縁組をすべきでないと認められる疾病を患っていないこと； (四) 満 30 歳であること。	第 1098 条 養親となる者は、次に掲げる条件を同時に備えなければならない： (一) 子女がない、または子女が一人しかないこと； (二) 養子を扶養、教育および保護する能力があること； (三) 医学上養子縁組をすべきでないと認められる疾病を患っていないこと； (四) 満 30 歳であること。
第 7 条 3 代以内の同輩の傍系血族の子女を養子にする場合には、本法第 4 条第 3 項、第 5 条第 4 項、第 9 条および養子となる者が 14 歳未満でなければならないという制限を受けない。 華僑は 3 代以内の同輩の傍系血族の子女を養子にする場合には、子女がないという制限を受けない。	第 1099 条 3 代以内の同輩の傍系血族の子女を養子にする場合には、本法第 1093 条第 3 項、第 1094 条第 4 項、第 1102 条の制限を受けない。 華僑は 3 代以内の同輩の傍系血族の子女を養子にする場合には、更に本法第 1098 条第 1 項の制限を受けない。
第 8 条 養親となる者は、養子を一人のみにしなければならない。 孤児、障害児童、または社会福利機構に扶養されて実父母を探し出せない棄児および児童を養子にする場合には、子女がないおよび養子を一人のみにするという制限を受けない。	第 1100 条 養親となる者に子女がない場合は、二人の子を養子にすることができる。養親となる者に子女がいる場合は、一人だけの子を養子にすることができる。孤児、障害未成年者、または児童福利機構に扶養されて実父母を探し出せない未成年者を養子にする場合には、前項および本法第 1098 条の制限を受けない。
(10 条 2 項を参照)	第 1101 条 配偶者がある者が養子を受け入れる場合には、夫妻の共同でしなければならない。
第 9 条 配偶者がいない男性が女性を養子に	第 1102 条 配偶者がいない者が異性の未成

する場合には、養親となる者と養子となる者の年齢は、40 歳以上の差を要する。	年者を養子にする場合には、養親となる者と養子となる者の年齢は、40 歳以上の差を要する。
第 10 条 実父母が子女を送り出す場合には、双方は共同してしなければならない。実父母の一方が不明である場合、或いは探し出せない場合には、単独で送り出すことができる。 配偶者がある者が養子を受け入れる場合には、夫妻の共同でしなければならない。	(10 条 1 項は、1097 条へ) (10 条 2 項は、1101 条へ)
(14 条を参照)	第 1103 条 継父または継母は、継子女の実父母による同意を得て、継子女を養子にすることができる。この場合は、本法第 1093 条第 3 項、第 1094 条第 3 項、第 1098 条および第 1100 条第 1 項の制限を受けない。
第 11 条 養親となる者の養子の受け入れ、および送り出す者の養子の送り出しは、双方の自由意思に基づかなければならない。 10 歳以上の未成年者を養子にする場合には、その未成年者の同意を得なければならない。	第 1104 条 養親となる者の養子の受け入れ、および送り出す者の養子の送り出しは、双方の自由意思に基づかなければならない。 8 歳以上の未成年者を養子にする場合には、その未成年者の同意を得なければならない。
第 12 条 未成年者の父母が共に完全な民事行為能力者でない場合には、当該未成年者の監護人は、その者を送り出すことができない。ただし、父母が未成年者に甚だしい危害を与える可能性がある場合は、この限りでない。	(1095 条へ)
第 13 条 監護人が未成年の孤児を送り出す場合には、扶養義務がある者による同意	(1096 条へ)

を得なければならない。扶養義務がある者は送り出しに同意しない、かつ監護人は監護の責任を履行し続けることを望まない場合には、『中華人民共和国民法通則』の規定により監護人の変更をしなければならない。	
第 14 条 継父または継母は、継子女の実父母による同意を得て、継子女を養子にすることができる。この場合は、本法第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項、第 6 条、および養子となる者が 14 歳未満であること、並びに養子を一人のみにすることによる制限を受けない。	(1103 条へ)
第 15 条 養子縁組は、県級以上の人民政府の民政部門に登録しなければならない。養子縁組は、登録の日から効力が生じる。 実父母を探し出せない棄児および児童を養子にする場合には、登録を受理する民生部門は、登録する前にあらかじめ公告しなければならない。 養子縁組の当事者は、その自由意思に基づいて養子縁組協議を締結しようとする場合に、協議を締結することができる。 養子縁組の当事者の各方または一方は、養子縁組の公証を望む場合に、養子縁組の公証をしなければならない。	第 1105 条 養子縁組は、県級以上の人民政府の民政部門に登録しなければならない。養子縁組は、登録の日から効力が生じる。 実父母を探し出せない棄児および児童を養子にする場合には、登録を受理する民生部門は、登録する前にあらかじめ公告しなければならない。 養子縁組の当事者は、その自由意思に基づいて養子縁組協議を締結しようとする場合に、協議を締結することができる。 養子縁組の当事者の各方または一方は、養子縁組の公証を望む場合に、養子縁組の公証をしなければならない。 県級以上の人民政府の民政部門は、法により養子縁組の成立に対して評価を行わなければならない。

第 16 条 養子縁組が成立した後、公安部門は、国家の規定にしたがって養子となる者の戸籍登記をしなければならない。	第 1106 条 養子縁組が成立した後、公安部門は、国家の規定にしたがって養子となる者の戸籍登記をしなければならない。
第 17 条 孤児または扶養能力がない実父母の子女を養子にする場合には、実父母の親族、友人はその子を受け入れることができる。 扶養者と被扶養者との関係は、養子縁組を適用しない。	第 1107 条 孤児または扶養能力がない実父母の子女を養子にする場合には、実父母の親族、友人はその子を受け入れることができる。扶養者と被扶養者との関係は、本編の規定を適用しない。
第 18 条 配偶者の一方が死亡し、他方は子女を送り出す場合には、死亡した一方の父母は優先的にその子女を受け入れることができる。	第 1108 条 配偶者の一方が死亡し、他方は子女を送り出す場合には、死亡した一方の父母は優先的にその子女を受け入れることができる。
第 19 条 養子を送り出す者は、送り出しを理由にして計画出産に反して更に子女を出産してはならない。	
第 20 条 児童売買、または養子縁組の名目で児童を売買することを厳しく禁止する。	(1044 条 2 項へ整合)
第 21 条 外国人は、本法の規定により中華人民共和国において養子縁組をすることができる。 外国人が中華人民共和国において養子縁組をしようとする場合には、所在国の関係部門がその国の法律により審査し、関係部門の同意を得なければならない。養親となる者は、所在国の権限がある機構により発行する養親となる者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰の有無等を証明する資料を提出しなければならない。この資料は、	第 1109 条 外国人は、法により中華人民共和国において養子縁組をすることができる。 外国人が中華人民共和国において養子縁組をしようとする場合には、所在国の関係部門がその国の法律により審査し、関係部門の同意を得なければならない。養親となる者は、所在国の権限がある機構により発行する養親となる者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰の有無等を証明する資料を提出しなければならない。養子となる者

その所在国の外交機関または外交機関の授權を受けた機構により認証をし、かつ中華人民共和国の駐所在国の大使館もしくは領事館により認証をしなければならない。養親となる者は、養子となる者と書面で協議を締結しなければならず、自ら省級人民政府の民政部門に養子縁組の登記をしなければならない。 養子縁組の当事者の各方または一方が、養子縁組の公証を望む場合には、国务院の司法行政部門が認定した渉外公証をする資格がある公証機関において公証をしなければならない。	と書面で協議を提携し、自ら省級人民政府の民政部門に養子縁組の登記をしなければならない。 前項の証明財産は、養親となる者の所在国の外交機関または外交機関の授權を受けた機構により認証をし、かつ中華人民共和国の駐所在国の大使館もしくは領事館により認証をしなければならない。ただし、国家は別途規定がある場合は、この限りでない。
第 22 条 養親となる者、養子を送り出す者が、養子縁組の秘密を守ることを希望する場合は、他の者はその希望を尊重し、秘密を漏らしてはならない。	第 1110 条 養親となる者、養子を送り出す者が、養子縁組の秘密を守ることを希望する場合は、他の者はその希望を尊重し、秘密を漏らしてはならない。
第 3 章 養子縁組の効力	第 2 節 養子縁組の効力
第 23 条 養子縁組が成立した日から、養親子間の権利義務関係は、親子関係を規律する法律を適用する。養子と養親の近親族との権利義務関係は、子女と父母の近親族との権利義務関係を規律する法律を適用する。 養子とその実父母、実父母の近親族との権利義務関係は、養子縁組の成立により消滅する。	第 1111 条 養子縁組が成立した日から、養親子間の権利義務関係は、本法の親子関係に関する規定を適用する。養子と養親の近親族との権利義務関係は、本法の子女と父母の近親族との権利義務関係に関する規定を適用する。 養子とその実父母、実父母の近親族との権利義務関係は、養子縁組の成立により消滅する。
第 24 条 養子は養父または養母の氏に従うことができる。当事者の協議に基づき、	第 1112 条 養子は養父または養母の氏に従うことができる。当事者の協議に基づき、

旧姓を保持することもできる。	旧姓を保持することもできる。
第 25 条 『中華人民共和国民法通則』第 55 条および本法の規定に違反する収養行為は、法的効力が生じない。 収養行為が人民法院により無効とされる場合には、初めから法的効力を有しない。	第 1113 条 本法第 1 編に規定する民事法律行為を無効とされる事由に当該する場合、または本編規定に違反する場合には、養子縁組は無効である。 無効の養子縁組は、初めから法的拘束力を有しない。
第 4 章 養子縁組の解除（離縁）	第 3 節 養子縁組の解除
第 26 条 養親は、養子が成年するまでに、養子縁組を解除することができない。ただし、養親および養子を送り出す者が合意して解除する場合は、この限りでない。養子は満 10 歳である場合には、その同意を得なければならない。 養親は、扶養義務を履行せず、虐待、遺棄等の未成年養子の合法的權益を侵害した行為がある場合には、養子を送り出す者は、養子縁組の解消を請求する権利がある。養子を送り出す者および養親は、養子縁組の解除に合意が整わないときには、人民法院に訴訟を提起することができる。	第 1114 条 養親は、養子が成年するまでに、養子縁組を解除することができない。ただし、養親および養子を送り出す者が合意して解除する場合は、この限りでない。養子は満 8 歳である場合には、その同意を得なければならない。 養親は、扶養義務を履行せず、虐待、遺棄等の未成年養子の合法的權益を侵害した行為がある場合には、養子を送り出す者は、養子縁組の解消を請求する権利がある。養子を送り出す者および養親は、養子縁組の解除に合意が整わないときには、人民法院に訴訟を提起することができる。
第 27 条 養親と成年した養子との関係が悪化し、共同生活ができない場合には、協議して養子縁組を解除することができる。協議が整わないときには、人民法院に訴訟を提起することができる。	第 1115 条 養親と成年した養子との関係が悪化し、共同生活ができない場合には、協議して養子縁組を解除することができる。協議が整わないときには、人民法院に訴訟を提起することができる。
第 28 条 当事者が協議して養子縁組を解除する場合には、民政部門に養子縁組解除の登記をしなければならない。	第 1116 条 当事者が協議して養子縁組を解除する場合には、民政部門に養子縁組解除の登記をしなければならない。

第 29 条 養子縁組を解除した後、養子および養親ならびに養親の近親族との権利義務関係は消滅する。実父母ならびに実父母の近親族との権利義務関係は自動的に回復する。ただし、養子が成年した場合には、その実父母及び他の近親族との権利義務関係を回復するか否かについては、協議して決定することができる。	第 1117 条 養子縁組を解除した後、養子および養親ならびに養親の近親族との権利義務関係は消滅する。実父母ならびに実父母の近親族との権利義務関係は自動的に回復する。ただし、養子が成年した場合には、その実父母及び他の近親族との権利義務関係を回復するか否かについては、協議して決定することができる。
第 30 条 養子縁組を解除した後、養親の扶養により成年した養子は、労働能力を欠き、かつ生活財源がない養親に、生活費を支給しなければならない。成年した養子の虐待、遺棄により養子縁組を解除した場合には、養親は養子に対して、養子縁組期間中に使用した生活費および教育費の補償を請求することができる。 実父母が養子縁組の解除を請求する場合には、養親は実父母に対して、養子縁組期間中に使用した生活費および教育費の適当な補償を請求することができる。ただし、養親が養子を虐待、遺棄したことにより養子縁組を解除した場合は、この限りでない。	第 1118 条 養子縁組を解除した後、養親の扶養により成年した養子は、労働能力を欠き、かつ生活財源がない養親に対して、生活費を支給しなければならない。成年した養子の虐待、遺棄により養子縁組を解除した場合には、養親は養子に対して、養子縁組期間中に使用した生活費および教育費の補償を請求することができる。 実父母が養子縁組の解除を請求する場合には、養親は実父母に対して、養子縁組期間中に使用した生活費および教育費の適当な補償を請求することができる。ただし、養親が養子を虐待、遺棄したことにより養子縁組を解除した場合は、この限りでない。
第 5 章 法律責任	
第 31 条 養子縁組を名目にして児童売買をする場合には、刑事責任を問う。 嬰兒を遺棄する場合には、公安部門は罰金を処する。犯罪に至った場合には、刑事責任を問う。 実子を売買する場合には、公安部門は違法	

所得を没収し、かつ罰金を処する。犯罪に至った場合には、刑事責任を問う。	
第 6 章 附則（略）	

付録 2：中国家庭教育推進法

中華人民共和国家庭教育推進法

2021 年に可決・2022 年に施行

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 家庭責任
- 第三章 国の支持
- 第四章 社会協同
- 第五章 法的責任
- 第六章 付 則

第一章 総則

第 1 条 本法は、家庭教育を重視する中華民族の優良伝統を発揚し、社会全体を家庭・家教・家風を重視するように導き、家庭の幸福と社会の安定を促進し、心身の全面的に発達した社会主義の担い手を育てるために、制定される。

第 2 条 本法にいう「家庭教育」は、父母または他の保護者は、子どもの全面的に健全な成長を促進するために実施する道徳品性・身体素質・生活技能・文化教養・行為習慣等の面における育成・指導・影響力行使を指す。

第 3 条 家庭教育は、「立德樹人（道徳教育により子どもを育てること）」を根本的な任務とし、社会主義核心価値観を育みかつ実践し、中華民族の優れた伝統文化・革命文化・社会主義文化を高揚し、未成年者の健全な成長を促す。

第4条 未成年者の父母または他の保護者は家庭教育を実施する義務を負う。

国家と社会は家庭教育に対して指導・支援およびサービスを提供する。

国家公務員は率先して優良家風を養成し、家庭教育義務を履行すべきである。

第5条 家庭教育は、以下の要求を満たさなければならない。

(1) 未成年者の心身発達状況と個人差を尊重すること；

(2) 未成年者の人格の尊厳を尊重し、未成年者のプライバシーや個人情報を保護し、未成年者の法的利益の保護すること；

(3) 家庭教育の特性に従い、科学的な家庭教育理念と方法を貫徹すること；

(4) 家庭教育・学校教育・社会教育が緊密に連携して協同すること；

(5) 実際の状況に合わせて機動的に多様な教育方法を採用すること。

第6条 人民政府は家庭教育の推進を支援し、家庭・学校・社会の協同メカニズムを確立する。県級以上の人民政府の婦女児童工作进行を担当する機関は、家庭教育工作の推進を組織・調整・指導・監督する。

教育行政機関および婦女連合会は、社会資源を総括的に調整し、都市と農村をカバーする家庭教育支援システムを確立し、各自の責任範囲に応じて家庭教育工作进行を分担する。

県級以上の人民政府の精神文明建設機関および県級以上の公安・民政・司法・人事と社会福祉・文化と観光・健康衛生・市場管理・電波放送・スポーツ・新聞出版・サイバーサービスなどの関係機関は、各自の責任範囲に応じて家庭教育工作进行を推進する。

第7条 県級以上の人民政府は、家庭教育に関する特別計画を作成し、家庭教育に対する支援を公的なサービスシステムと政府調達品目に組み入れ、関係経費を財政予算に編入し、政府調達による家庭教育支援を促進する。

第 8 条 人民法院・人民検察院は、同級の人民政府および他の関係機関と提携し、家庭教育協同メカニズムの確立に協力し、家庭教育工作进行を推進する。

第 9 条 組合・共産主義青年団・障害者連合会・科学技術協会・次世代支援工作委员会および居民委員会・村民委員会は、各自の業務において家庭教育工作进行を展開し、家庭教育に対して社会的支援を行う。

第 10 条 国家は、公共団体・社会組織および個人が法により公益性のある家庭教育支援サービスを提供することを激励して支持する

第 11 条 国家は、家庭教育の専門人材や家庭教育工作の従業員を養成するために、家庭教育に対する研究や家庭教育に関する専門課程の開設を激励し、家庭教育専門を設立する師範大学や他の大学を支援する。

第 12 条 国家は、自然人・法人・非法人組織が家庭教育工作に対する寄付やサービスの提供を激励して支持する。法定条件に合ったものに対して、税制上の優遇を与える。

国家は、家庭教育工作に対して特別な貢献をしたものに対して、法に従って奨励し表彰する。

第 13 条 5 月 15 日の国際家族デーを含む週間を「家庭教育宣伝週間」とする。

第二章 家庭責任

第 14 条 父母または他の保護者は、家庭が最初の教室・父母が第一の教師であるという義務意識を持ち、未成年者に対する家庭教育の実施に対して主体的責任を負わなければならない。正しい思想・方法と行為により、未成年者の良好な思想・品行・習慣の養成を推進しなければならない。

未成年者の父母または他の保護者と共同生活をして完全な行為能力を有する他の家庭構

成員は、家庭教育の実施に協力しなければならない。

第 15 条 未成年者の父母または他の保護者・家庭構成員は、家庭の建設を重視しなければならない。ポジティブで良好な家庭文化を形成し、優良家風を伝承して樹立し、中華民族家庭美德を高揚し、文明で仲良き家庭関係を構築し、未成年者に対して優れた成長環境を提供すべきである、

第 16 条 未成年者の父母または他の保護者は、異なる年齢層の未成年者の心身発達状況に応じて、以下の事項を内容とする家庭教育を行わなければならない。

(1) 未成年者に対して、党・国家・人民・公的集団・社会主義を擁護する心構えを育成し、国家統一の観念を確立し、中国民族共同体の意識を強化し、家国感情を養成すること；

(2) 未成年者に対して、道徳を尊ぶこと、老幼を愛護すること、家庭を愛すること、勤勉儉約をすること、相互に助け合うこと、誠実で博愛にすること、法令を遵守することを教え導き、良好な公衆道徳・家庭美德・個人道徳・法治精神を養成させること；

(3) 未成年者に対して、正しい成長観の醸成を促し、幅広い興味・健全な審美観・良好な学習習慣を育てるように誘導し、科学に対する探究心・革新に対する意識と能力を向上させること；

(4) 未成年者の栄養・スポーツ・睡眠を確保し、良好な生活習慣と行為習慣を養成し、心身の健全な成長を促すこと；

(5) 未成年者のメンタルヘルスを重視し、生命を尊重することを教え導き、交通安全・インターネット安全に注意し、いじめ・溺水・詐欺・誘拐・性的暴行を防ぐための知識を教え、未成年者の自己防衛の意識と能力を増強すること；

(6) 未成年者に対して、正しい労働観を確立させ、能力に相応する労働をさせ、自活能力を身につけさせ、苦勞に耐えて労働を愛する観念と能力を養成すること。

第 17 条 未成年者の父母または他の保護者は家庭教育を実施する際、未成年者の身体的・

心理的・知的な発達状況に応じて、以下の方法を用いて、未成年者の家庭内事項に対する参加権と意見表明権を尊重して許さなければならない。

- (1) 未成年者を自ら養育して付きまとうこと；
- (2) 父母共同で扶養すること；
- (3) 日常生活において機動的に教育すること；
- (4) 身をもって手本を示すこと；
- (5) 恩威並行をすること；
- (6) 年齢や性別に応じて科学的に教育して差異を尊重すること；
- (7) 未成年者を尊重・理解・激励し、平等に未成年者と接すること；
- (8) 父母と未成年者とともに成長すること；
- (9) その他未成年者の成長・発展に資する方法。

第 18 条 未成年者の父母または他の保護者は、正しい家庭教育の観念を確立し、家庭教育の知識を学習し、妊娠期や保育園・幼稚園の入園、小中学校の入学などの重要な段階に応じて、的を絞った知識を勉強して科学的な家庭教育の方法と能力を向上する。

第 19 条 未成年者の父母または他の保護者は、小中学校・幼稚園・保育園・コミュニティと緊密に協力し、家庭教育推進活動に積極的に参加し、未成年者の健全な成長を協同で推進する。

第 20 条 別居または離婚した父母は、家庭教育義務の履行に対して相互に協力し、いずれにしても義務の履行を拒否してはならない。法に別途規定があるなどの例外を除き、家庭教育を実施する他方を妨害してはならない。

第 21 条 未成年者の父母または他の保護者は、未成年者に対する扶養を法により他人に委託する場合には、受託者と未成年者と継続的に連絡し、未成年者の学習・生活・精神的な状

況を定期的に把握し、受託者と共同で家庭教育義務を履行する。

第 22 条 未成年者の父母または他の保護者は、未成年者の勉強・休憩・娯楽・スポーツをする時間を合理的に配分し、未成年者の過重な学習負担を防止し、インターネット依存を予防しなければならない。

第 23 条 未成年者の父母または他の保護者は、未成年者の性別や身体的・知的な状況により未成年者を差別してはならない。家庭内暴力をしてはならない。未成年者を脅迫・誘惑・教唆・放任・利用して法令と道徳に反する活動に従事してはならない。

第三章 国の支持

第 24 条 国務院は、関係機関を招集し、家庭教育の指導要綱を制定・改正・公布しなければならない。

省級人民政府または区を設置する市級人民政府は、関係機関を招集し、当地の実情に合致する家庭教育指導読本を編纂・採用し、家庭教育支援細則と評価基準を策定しなければならない。

第 25 条 省級以上の人民政府は、関係機関を招集し、家庭教育情報化共有サービスプラットフォームを構築し、保護者向けのオンライン学校やオンライン学習システム、ホットラインなどの家庭教育指導サービスを提供しなければならない。

第 26 条 県級以上の地方人民政府は、監督管理を強化し、義務教育を受ける未成年者の宿題や校外学習の負担を軽減し、学校と家庭とのコミュニケーションを確保し、学校教育と家庭教育の相互協力を推進する。

第 27 条 県級以上の地方人民政府および関係機関は、家庭教育をサービス・指導する専門

班を結成し、専門人材の養成を強化し、ソーシャルワーカーやボランティアの参加を激励する。

第 28 条 県級以上の地方人民政府は当地の実情とニーズに合わせて、多様な方法により家庭教育指導機構を指定する。

家庭教育指導機構は、地方の各種の親学校のサービスを指導し、家庭教育の研究・専門班従業員の研修・サービス内容の開発を行う。

第 29 条 家庭教育指導機構は、ニーズのある家庭に即時的にサービスを提供しなければならない。

父母または他の保護者は家庭教育の義務を履行することに困難がある場合、家庭教育指導機構はその実情に応じて関係機関と協力して的確なサービスを提供しなければならない。

第 30 条 区を設置する市・県・郷級人民政府は当地の実情に応じて、留守の未成年者・未成年障害者を持つ家庭に対して、「建档立卡」（「档案」（個人または村の資料書類）を作成し、「卡」（カード）を発行して体系的に補助することをし、生活補助・就職や起業支援などのサービスを提供し、留守の未成年者・未成年障害者の父母や他の保護者による家庭教育の実施を支援しなければならない。

教育行政機関・婦女連合会は、的確な措置を採り、留守の未成年者・未成年障害者の父母や他の保護者による家庭教育の実施を支援し、未成年者の心身発達状況に関心を持ち、未成年者に対する支援を強化しなければならない。

第 31 条 家庭教育指導機構は家庭教育に関するサービスを提供する際、営利目的の研修活動を行ってはならない。

第 32 条 婚姻登記機関と養子縁組登記機関は、登記場所での現場指導や CM 放送などの方式により、婚姻登記と養子縁組登記をする当事者に対して家庭教育の知識を宣伝して指導する。

第 33 条 児童福祉機構・未成年者救助機構は、本機構のあっせんにより成立した縁組、救助された未成年者を受け入れた者または他の保護者に対して、家庭教育の実施を指導しなければならない。

第 34 条 人民法院は離婚をめぐる争いを判断する際、未成年子をもつ当事者双方に対して家庭教育の実施を指導しなければならない。

第 35 条 婦女連合会は、婦女の中華民族家庭美德の高揚や優良家風の確立に対する役割を発揮し、家庭教育に関する知識を普及し、家庭教育指導機構・親学校などを通じて家庭教育実践イベントを開催し、家庭教育サービスを提供しなければならない。

第 36 条 自然人・法人・非法人組織は法により非営利目的の家庭教育サービス機構を設置することができる。

県級以上の地方人民政府は、政府補助金・奨励・政府調達などの方式により家庭教育サービス機構を支援する。

教育・民政・健康衛生・市場管理などの関係機関は各自の責任範囲において、法により家庭教育サービス機構の従業員を指導して監督する。

第 37 条 国家機関、私的・公的集団、自治組織、社会組織は、家風養成を自己の組織文化に組み入れ、家庭教育の実施する従業員を支持しなければならない。

文明都市・文明農村・文明組織・文明コミュニティ・文明学校・文明家庭を評定するには、家庭教育の実施状況を重要な評定基準とすべきである。

第四章 社会協同

第 38 条 居民委員会、村民委員会はコミュニティサービス施設を通じて、コミュニティ親学校などの家庭教育指導サービススポットを設置し、家庭教育指導機構に協力して居民や村民に対して家庭教育の知識を宣伝し、未成年者の父母または他の保護者に対して家庭教育指導を提供する。

第 39 条 小中学校・幼稚園は、家庭教育指導サービスを工作计划に組み入れ、教師研修の内容とすべきである。

第 40 条 小中学校・幼稚園は、親学校などの方式により、異なる年齢層の未成年者の特徴に応じて、定期的に公益性のある家庭教育指導サービスや家庭教育実践イベントを開催し、未成年者の父母または他の保護者に対してイベントの参加を促す。

第 41 条 小中学校・幼稚園は、保護者のニーズに応じて専門家を招待して家庭教育の理念・知識・方法を紹介してもらい、学校と家庭の共同教育を促進する。

第 42 条 支援能力のある小中学校・幼稚園は、教育行政機関の指導の下で家庭教育指導サービス機構の活動を支援する。

第 43 条 小中学校は、校紀・校則に甚だしく違反した未成年学生を制止して教育し、未成年学生の父母または他の保護者に報告し、的を絞った家庭教育指導サービスを提供する。不良行為または悪質な不良行為をした未成年学生について、法律規定に従って対応する。

第 44 条 保育園や早期教育機構は、未成年者の父母または他の保護者に対して科学的な育児方法の紹介などの家庭教育指導サービスを提供する。

第 45 条 医療保健機構は、婚前検診・妊婦検診・児童保健・予防接種などのサービスを提供する際、未成年者・その父母または他の保護者に対して科学的な育児知識や産児健康の情報を宣伝して指導する。

第 46 条 図書館・博物館・文化館・記念館・美術館・科学館・体育館・青少年活動センター・児童活動センターなどの文化機構または愛国教育機構は、毎年恒例のこととして公益性のある家庭教育宣伝活動・家庭教育指導サービス・実践イベントを開催し、家庭教育にかかわる文化活動を開発する。

ラジオ・テレビ・新聞雑誌・インターネットはどのマスメディアは、正しい家庭教育知識を宣伝し、科学的な家庭教育理念と方法を周知し、家庭教育を重視する社会風を醸し出す。

第 47 条 家庭教育サービス機構は自己管理を強化し、家庭教育サービス規則を策定し、従業員の素質と能力を高めるための研修活動を行わなければならない。

第五章 法的責任

第 48 条 未成年者住所地の居民委員会・村民委員会・婦女連合会・未成年者の父母または他の保護者の職場・小中学校・幼稚園など、未成年者と密接な関係を有する機構は、父母または他の保護者が家庭教育義務を不履行または怠ったことを発見した場合、他の保護者による家庭教育の実施を不正に妨害した場合、当事者を批判して制止し、必要に応じて家庭教育指導を受けるよう促すことができる

第 49 条 公安機関・人民検察院・人民法院は、未成年者が悪質な不良行為や犯罪行為をした場合、未成年者の父母または他の保護者が家庭教育を不適切に実施して未成年者の権利を侵害した場合には、その父母または他の保護者に対して訓戒処分を課し、家庭教育指導の受講を命じる。

第 50 条 家庭教育の推進を担当する行政機関・機構には以下の状況があった場合、上級機関・機構はそれに対して、期限を切って是正するよう命じる。情状が重大である場合は、主要担当者とその他の関係担当者を法により処罰する。

- (1) 家庭教育工作进行を履行しないこと；
- (2) 家庭教育の経費を横領・割り込み・流用・水増し・不正申告などをしたこと；
- (3) その他職権乱用や汚職の行為。

第 51 条 家庭教育指導機構・小中学校・幼稚園・保育園・早期教育機構は本法に違反し、家庭教育指導に不履行または不適切に履行した場合、所轄機関はそれに対して期限を切って是正するよう命じる。情状が重大である場合は、主要担当者とその他の関係担当者を法により処罰する。

第 52 条 家庭教育指導機構には以下の状況があった場合、所轄機関はそれに対して期限を切って是正するよう命じる。是正命令を拒否した場合、または情状が重大である場合は、所轄機関はそれに対して、休業して期限までに是正するよう命じること、営業許可を取り消すこと、設立登記を取り消すことができる。

- (1) 法により設立登記をしていない場合；
- (2) 営業許可の内容を超えた行為を行い、または偽りの宣伝や人に誤解を及ぼす宣伝をし、悪影響をもたらした場合；
- (3) 未成年者、未成年者の父母または他の保護者の権利を侵害した場合。

第 53 条 未成年者の父母または他の保護者は家庭教育を実施する中、未成年者に暴力を振舞った場合、『中華人民共和国未成年者保護法』、『中華人民共和国反家庭暴力法』などの法律により責任を追及する。

第 54 条 本法に違反した行為が治安維持を脅かしたときは、公安機関は法によりそれに対して行政処罰を科す。本法に違反した行為が犯罪の構成要件に該当したときは、法により刑事責任を追及する。

第六章 付則

第 55 条 本法は、2022 年 1 月 1 日から施行する。